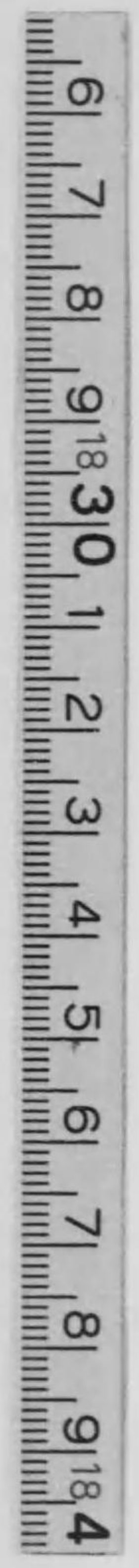


264  
43



始



教員養成制度の調査

文  
部  
省

264-43



教員養成制度の調査

大正  
13. 4. 15  
内交



目次

第一章 調査目的及び方法……………一

  第一節 目的……………一

  第二節 計畫……………二

  第三節 資料……………三

  第四節 分擔……………七

第二章 英吉利に於ける初等教員養成……………七

  第一節 發達……………七

  第二節 現狀……………二一

    第一項 師範學校の施設……………二一

    第二項 修業年限及び教科……………二二

    第三項 入學資格……………二四

    第四項 初等教員の種類……………二五

    第五項 ケムブリッジ大學師範部……………二九

目次……………一

第三節 改革意見……………三

第一項 ヘンダイト氏の意見……………三

第二項 教員會の意見……………三

第三章 北米合衆國に於ける初等教員養成……………三

第一節 發達……………三

第二節 現狀……………三

第一項 師範學校……………三

第二項 修業年限及び教科……………四

第三項 教員免狀……………三

第四項 シカゴ師範學校……………三

第五項 コンネクティカット州立師範……………一

第三節 改革意見……………四

第一項 ヒルヤーの統一意見……………四

第二項 ストレイヤの意見……………四

第三項 ミッドアルメントゥラウト兩氏の意見……………五

第四章 佛蘭西に於ける初等教員養成……………五

第一節 發達……………五

第二節 現狀……………六

第一項 初等師範學校……………六

第二項 修業年限及び教科……………六

第三項 入學資格……………七

第三節 改革意見……………七

第五章 獨逸に於ける初等教員養成……………八

第一節 發達……………八

第二節 現狀……………八

第一項 師範學校……………八

第二項 修業年限及び教科……………八

第三項 入學資格……………九

第四項 教員免狀……………九

第三節 改革案……………九

第一項 憲法に伴ふ改革案の進捗……………一九

第二項 諸家の改造意見……………一〇九

一、 スプランガー……………一〇九

二、 タラウゼル及びズラツツレ……………一一一

三、 ケルシモンシュタイナー……………一一四

四、 ケツセラト及びイツチナー……………一二〇

第三項 塊地利に於ける改革案……………一二四

第六章 各國に於ける初等教員養成の概況……………一二六

第一節 師範學校の入學資格及び修業年限……………一二六

第二節 改革意見の現状……………一三〇

第三節 特色……………一三〇

第七章 英吉利に於ける中等教員養成……………一三三

第一節 發達……………一三三

第二節 現狀……………一三八

第一項 養成機關の種類……………一三八

第二項 トレトニングコレヂ……………一三九

一、 入學資格……………一四〇

二、 修業年限及び課程……………一四一

三、 教員資學試験……………一四三

第三項 中等學校に於ける養成……………一四八

第四項 中等教員の免狀認定及教員登録名簿……………一五〇

第五項 専科教員……………一五一

第八章 北米合衆國に於ける中等教員養成……………一五四

第一節 發達……………一五四

第二節 現狀……………一五九

第一項 養成機關の種類及程度……………一五九

第二項 コレッヂ程度の中等教員養成……………一六二

第三項 教育大學程度の中等教員養成……………一六五

一、 教育大學とその程度……………一六五

二、 コロンビヤ大學チーチャースコレヂ……………一六六

三、教育部の内容……………二六八

四、教育部に於ける教科目……………二七〇

五、學位及び資格證……………二七三

六、實習教授……………二七六

七、チーチャースコレツヂ技藝科……………二七七

八、その他の教育大學……………二七八

第四項 中等教員資格規定……………二七九

第九章 佛蘭西に於ける中等教員養成……………二八五

第一節 發達……………二八五

第二節 現狀……………二九三

第一項 中等教員及びその養成機關の種類……………二九三

第二項 高等師範學校……………二九五

一、入學資格及入學試験……………二九五

二、修業年限及教科……………二九八

第三項 資格試験アグレガシオン……………三〇〇

第四項 大學一般に於ける中等教員養成……………三〇七

第五項 免狀その他……………三〇八

第十章 獨逸に於ける中等教員養成……………三一一

第一節 發達……………三一一

第二節 現狀……………三二〇

第一項 養成機關……………三二〇

第二項 中等教員檢定試験……………三二二

一、受験資格……………三三二

二、試験科目……………三三二

三、一般試験の範圍及要求……………三三五

四、各科試験の範圍及要求……………三三八

五、試験の結果……………三三七

第三項 實際的陶冶……………三三八

一、教生期間……………三三九

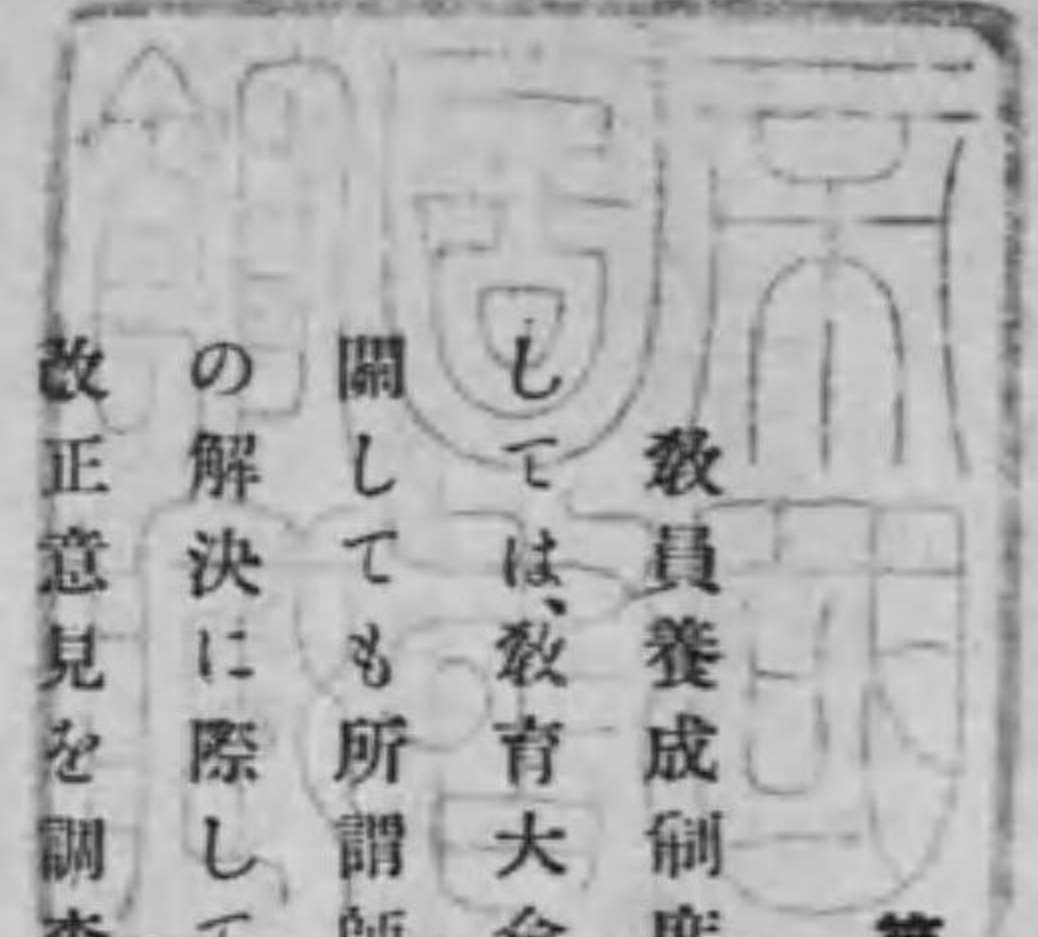
二、試補期間……………三三三

目次	
第四項 改正規定	二三
一、檢定試験	二三
二、準備期間	二三
第五項 免状	二三
第十一章 各國に於ける中等教員養成の概況	二二〇
第一節 各國中等教員養成の比較	二二〇
第一項 養成機關	二二〇
第二項 修業年限及課程	二二一
第三項 資格試験免状及び資格	二二二
第二節 各國中等教員養成の特色	二二二
第十二章 補習教員養成	二二七
第一節 英吉利	二二七
第二節 北米合衆國	二二五
第三節 佛蘭西及獨逸	二二一
第四節 各國に於ける補習教員養成の概況	二二六

# 教員養成制度の調査

## 第一章 調査の目的及び方法

### 第一節 目的



教員養成制度の改善は輒近に於ける本邦教育界の一大問題である。師範學校に關しては、教育大會等に於て具體的に改正案を決した例もある。中等教員の養成機關に關しても所謂師範大學又は教育大學のことが懸案となつて居る。然るに、等の問題の解決に際して靜かに教員養成制度の文明諸國に於ける現狀、由來並に最近に於ける改正意見を調査し學術的基礎の上に論斷を下すの用意が十分であるか如何かは疑問と思ふ。本調査は斯る場合に確實なる資料を提供せんことを目的とするものである。惟ふに尋常小學校卒業後七箇年の修學の後に卒業する師範學校の現制は既に高等學校と等しい年限を持つて居るのである。高等小學校並に師範學校に於ける無意味の反復を除き、教材と教法との改善を行ひ分化せしめるならば、現今の年限を以てして



も大にその内容を向上せしめることが出来やうと思ふ。この點に於て佛國に於ける制度は大に参考に資すべきものである。又其の年限問題に關しては英米に於ける制度、獨逸に於ける改造案を参考する必要がある。

中等教員の養成に關しては歐米諸國に於ても未だ完備しては居らない。併し乍ら獨、佛二國に於ては戰前より學科と實習との兩方面の修養を顧慮し、北米合衆國にては教育に關する専門學的研究の特殊機關が設置せられて居る。此等の調査もまた本邦中等教員養成制度の改良上大に参考とすべきことと思ふ。

## 第二節 計畫

前節に述べたる目的の下に本調査を始めたのであるが、本邦には調査の第一資料即ち歐米諸國の教育に關する法規年報統計等は極めて乏しい。故に止むを得ずして教員養成制度に關する著書に據る所が多い。且つ諸種の事情の爲に調査期間が長きに亘ることを許さなかつたので、完全を期することの出来なかつたことは調査者の頗る遺憾とする所である。

本調査は、英、米、佛、獨の四國に於ける教員養成制度の發達、現状及び改革案に就いて國

別に調査することゝ爲たが、初等教員養成制度と中等教員養成制度とは纏めて叙述することとなし、又それぞれ比較研究をも試みた。更に補習教員養成制度は最後の一章に略述した。

## 第三節 資料

本調査に参考した資料の重なるものは次の如くである。

### 一、英國の分

- Report of the Board of Education 1912, '13, '14, '15, '16, '17.  
Provisional Code of Regulation 1919.  
The Students' Handbook to the University and Colleges of Cambridge 1921.  
A National System of Education 1908.  
Linnis, H. B.—A Century of Education 1908.  
Bridenough, C.—History of Elementary Education in England and Wales 1914.  
Hendly, F.—The Universities and the Training of Teachers 1920.  
Kandel, I. L.—Education in Great Britain and Ireland 1919.  
Newton, A. W.—The English Elementary School 1919.  
Sandford, P.—The Training of Teachers in England & Wales. 1910.

- Sharpley—English Education 1898.  
 Watson—Encyclopedia & Dictionary of Education 1921-22.  
 Balfour, G.—Educational Great of Systems Britain and Ireland 1933.  
 Schoolmasters' Yearbook and Educational Directory 1922.  
 Times Educational Supplement.  
 Regulations for the Training of Teachers for Secondary Schools 1915.  
 Sedler, M.E.—Continuation Schools in England and Elsewhere 1938.

二、米國の分

- Report of the Commissioner of Education 1923.  
 Educational Administration and Supervision including Teachers Training. esp. 1920-1922.  
 Announcements, Chicago Normal School 1916-1917.  
 State Normal School, New Britain, Conn. 1923.  
 ” , Danbury, ” ” ” ”  
 ” , New Haven, ” ” ” ”  
 ” , Willimantic, ” ” ” ”  
 Judd and Parker—Problems Involved in Standardizing State Normal Schools 1916.  
 Mollan, F.—The Pennsylvania State Normal Schools and Public School System 1912.  
 Cubberley—Public Education in the U. S. 1919.

- Cubberley and Elliott—State and County School Administration 1915.  
 Bonner, H. R.—Statistics of State School Systems 1923.  
 Poone—Education in U. S. 1933.  
 Dexter—History of Education in U. S. 1936.  
 Brown, J. F.—The Training of Teachers for Secondary Schools in Germany and The United States 1911.  
 Brown, J. F.—American High School, 1939.  
 Monroë, P.—Cyclopedia of Education 1910.  
 Columbia University. Teachers College Bulletin 1917-1918.  
 Judd, C. H.—Introduction to the Scientific Study of Education, 1918.  
 Bonner, H. R.—The Salaries and Training of Teachers in Accredited High Schools—Educational Review  
 Jun, 1922.  
 Riemer, G. C. T.—The Preparation of High School Teachers in the State of Pennsylvania. Educational  
 Administration and Supervision, 1922 March, Vol. VIII No. 3.  
 Alderman, E. A.—The Function and Needs of Schools of Education in Universities and Colleges, 1921.

三、佛國の分

- Bulletin administratif du ministère de l'Instruction Publique.  
 Plan d'Étapes et Programmes scolaires normaux.  
 Ferrinot, F. E.—The Public Primary School System of France. 1916.

—French Secondary Schools 1915.  
 Cde de L'enseignement Secondaire 1914.  
 Index Generalis 1921.

四、獨逸の分

Bremen—Die Preussische Volksschule. Gesetz und Verordnungen. 1905.  
 Kandel, I. Th.—The Training of elementary School Teachers in Germany 1913.  
 Thiels, G.—Vollschullehrer-Seminare in Preussen 1879-1819. 1912.  
 Die Reichsschulkonferenz in ihren Ergebnissen 1921.  
 Spranger, E.—Gedanken über Lehrerbildung 1921.  
 Kerckstüne, G.—Die Seele des Erziehers und das Problem der Lehrerbildung 1921.  
 Roloff, E.—Lexikon der Pädagogik 1913-1917.  
 Fricke, W.—Die Ordnung für die Prüfung für die praktische Ausübung und die Anstellung der Kandidaten des höheren Lehramts in Preussen 1909.  
 Brown, J. F.—The Training of Teachers for Secondary Schools in Germany and The United States 1911.  
 Kummerow, H.—Über die Praktische Vorbereitung der Studienreferentare und die pädagogische Prüfung.  
 Monatschicht für höhere Schulen 1922. XXI. 1. 2.  
 文部省 時局に関する教育資料第十四輯 大正七年（獨逸に於ける中等教員検定試験新規定）

第四節 分擔

本調査の大體に關しては教育學研究室の職員全體が時々意見を交換して決定したが、實際の調査は初等教員養成の分は助教授文學士入澤宗壽、中等教員養成の分は講師文學士上村福幸、補習教員養成の分は助手文學士山崎保次が分擔した。従つて第一章は教授文學博士文學士吉田熊次起草し、第二章から第六章までは入澤助教授、第七章から第十一章までは上村講師、第十二章は山崎助手が執筆した。

第二章 英吉利に於ける初等教員養成

第一節 發達

英國に於ては初等教育、國民教育の組織が他の大陸諸國に比べて後れたのであるから、初等教員の養成機關の發達も十九世紀に到るまでは見られない。十七八世紀に於て獨逸が教員養成の國家的制度の基礎を確立した間に、英國は全くそれを顧みなかつたのである。

併し教員養成の必要は先覺者の間には注意に上つて、十七世紀の教育者、教育思想家はそれを説いて居る。マルカスターは大學に於て師範科といふべきものを設けて教員を養成する必要があるといつて居り、フールも同様の意見を述べて居る。

十七世紀の末に(一六九八年)成つた基督教知識普及協會が、十八世紀に及んで貧民學校を經營するとき、先づその教員を必要とする所から、一七〇三年には教員養成所の建設を提議して居るが、貧民學校の隆盛にも拘はらず、教員養成の組織は出来上らなかつた。

獨逸に於ける師範學校の設立が十八世紀の英國にも刺戟を與へたことは明らかであるが、それが力となつたのは十九世紀である。ベル及びランカスターのモニトルシステムは斯くて英國初等教員養成の道を拓いた。モニトルシステムは年長優良の生徒を教員として修練するのであるが、ベル及びランカスターの二協會の外、基督教智識普及協會も亦一八一七年に改造されて「貧民教育協會」となり、男女の教員をモニトルシステムで養成した。愛蘭では Kinlure Place Society が中心となつて此の制度が盛になり、養成期間は始めは六週間であつたが後には四箇月となつた。英克蘭及び愛蘭がモニトルシステム一點張りであつたと異り、蘇國は幼兒學校(Infant School)に附加して教員養

成所を設けた。エヂンバラでは一八二五年以來全蘇國教會が下級の教員養成に努め、一八三五年からは凡ての教員養成をなす様になつた。

十九世紀の中頃からモニトルシステムの不完全に氣が附いて來て、數年の養成期間が必要であることを感ぜられて來た。茲にこの制度より一層進んだ pupil-teacher system (教生制)が行はれることとなつたのである。

この制度は一八三七年にケイ、シャルウオースが和蘭視察の後に取り入れたものである。それは十三歳の時五箇年の徒弟見習を約束し(後には十四歳から四年となる)、教生として學校に奉職し、始業前及び放課後若しくは土曜に校長から教授を受け、五年の後師範學校に這入つて二箇年間修業するのである。一八四〇年にシャルウオースがバターシーに設けた師範學校が始めでそれ以後諸所に出來た。

後に此の見習期が漸々減せられて五年から二年になり、その始期は十三歳から十六歳に高められた。併し師範學校に於ける學力の不足が問題となり、一八五二年に既にマシユニアールドはそれを報告して居るが、その改善のために一八七四年には中央學級(centre class)を設けて地方から集めて教育することとなり、それも満足でないところから一九〇三年の法令では十六歳まで中等教育を受けることが正當であることとされ、

一九〇五年以來それを *tu-let-teacher system* 又は *tu-let-teacher system* 又は *tu-let-teacher system* (學生教師制又は給費制)として見られることゝなつた。給費制といふのは中等學校に於ける修養中に給費を與へるからである。

今日は此の給費學生制が本體ではあるが、田舎には教生制もある。給費學生制は十六歳から十七歳まで給費を與へて中等教育をつゞけさせ、十七歳の時學生教師として一年間小學校に奉職させ試験の後師範學校 (*training college*) に這入らせるのである。此の見習をせずとも十七歳に於て中學から直接入學することも出来る。師範學校の數は漸次殖えて來て入學は困難でなくなつて居る。一八九〇年の法令で大學に附設することを奨励されたから、學位 (B.A) を有する初等教員も少くないことゝなつて來た。

これを要するに、英國に於ける初等教員養成機關の發達は他の諸國に後れたけれども、モントルシネアムから教生制へ、教生制から給費學生制へ、發達し、特に學位を有する初等教員の數を見ることは他國に進んだ點であり、この發達にも見る見習の力説はこの國の國風として特色を形成して居る。吾人はこゝに發達の略述を終つてなほそれを明にするため現今の狀況について述べやうと思ふ。

## 第二節 現 狀

### 第一項 師範學校の施設

一九〇九年の初等教員養成令によつて、師範學校は公立學校の教員たるべきものに教育の原理及び實際を教へ、必要なる限り彼等の教育を補充するものである」と定義した。この師範學校 (*Training College*) は、a、教員養成のための獨立の建物、b、大學の一分科、c、文科及び理科の高等教育の建物の一分科たり得ることとした。

一九一四年の調査によれば、英克蘭及びウェールズにて教員養成の學校の數及び生徒數は次の如きものである。

師範學校の種類	數	設 備			總 計
		寄宿舎制	合宿制	通學制	
男	二一	一、六一七	—	七二七	二、三三四
女	四三	四、一五七	—	一、五二八	六、一四四
共 學	二三	—	一、九三一	二、七〇四	四、六三五
總 計	八七	五、七七四	二、三六〇	四、九五九	一三、〇九三

この中で大學附設の初等教員養成部 (*Training departments for elementary teacher*) は十六ある。即ちダーラム、リーズ、リバプール、マンチエスタ、シェフィールド、ケンブリッジ

オックスフォードに各一、バロミンガム、ブリストル、ロンドンの各大学には二つづつ、ウエールズ大学には三つある。倫敦大学の一つは男子のみを入れ、ブリストル及びバロミンガムの一つは女子のみを入れ、他は共学である。七つの大学では少くとも一人の教育の教授を置く。オックスフォードでは講師をおき、教授も講師もない所はケンブリッジとブリストルのみである。

第二項 修業年限及び教科

師範学校の修業年限は寄宿舎制のものは二年で、大学附設のものは三年若しくは四年である。三年及び四年のものは學位(BA)と共に文部省の初等教員免状を得やうとするもので、それでは職業的修養(圖畫唱歌を含む)を完成しなければならぬ。尤も學位を取らないでも免状を得られる。大学の養成部の半分は四年の課程を要求して居つて、三年の後に學位試験、四年の終りに教職に關する學科の試験をする。併し三年間に兩者を許すのもあり、三四年いづれをも自由に撰ませるものもある。併し三年のものも漸次四年になる傾向がある。これ三年で兩者をやるのは過擔であるからである。二年程のものゝ教科は次の如くである。

一般學科

教職的學科

加設學科

國語	教育原理及實際	佛蘭西語	農業
歴史	衛生及體操	獨逸語	家事
地理	音樂及唱歌	拉典語	
數學	讀方及暗誦	物理	
自然科學初步	圖畫	化學	
	裁縫(女子)	植物	

圖畫と裁縫とは既に熟達したものは省き、音樂の實習は不能のものには除く。その他の教職的學科は必修で、一般學科では少くとも三科目としその中に國語を含まなければならぬ。特殊の才能ある學生には一般學科の一つを缺いて、參考學科の二つを以て代へることが出来る。

教科の多くは講義で、米國の師範學校のやうに自發的でないといはれて居るが、學科が少くて特殊のものを徹底するまでやる事は特色とされて居る。

實習には實習學校(Demonstration School)がある。それは附近の學校でもいい。實習は實地授業とその批評と、連續的教授實習の二つに分れ、後者は多く夏季休業中に行ふ。三四年程のものは大學の學科(Department)もしくは學部(Faculty)である。それに入れ

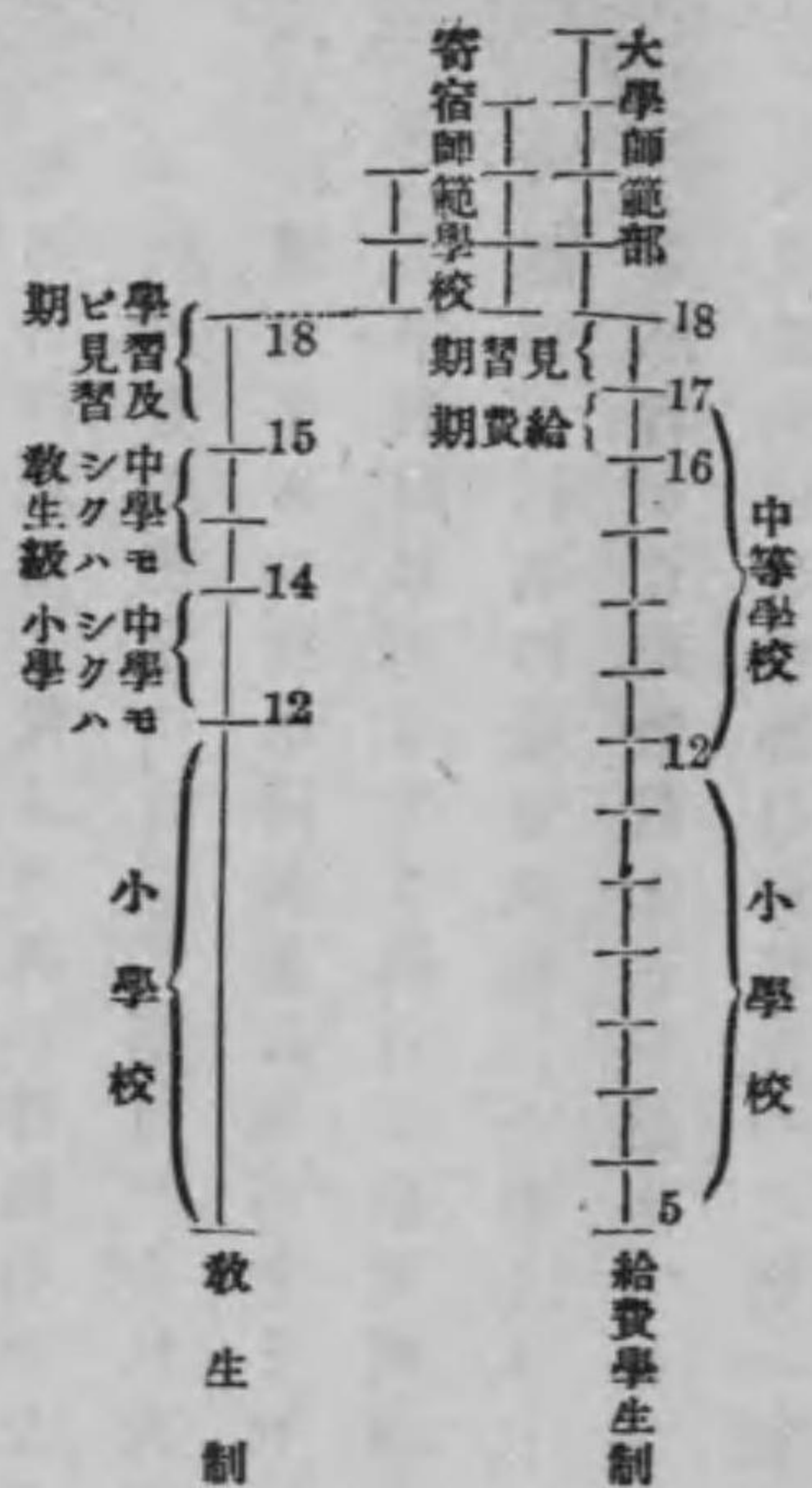
ば他の大學生と少しも變らないで、たゞ職業的方面に於て、教育の理論及び實習、音樂、國語、圖畫、裁縫をやらねばならぬ。この大學に於ける初等教員養成は英國の著しい貢獻とされて居るところで、米國もそれに倣ひ、獨逸もそれに進まんとすること後章見る如くである。

第三項 入學資格

師範學校の入學資格は次の如く定められて居る。(一)教員免狀の第一試験に合格すること(二)健康證明書(三)男子では七年、女子は五年間教職に従事する義務を負ひ、此の義務を履行しない場合には學費を返納することの誓約(四)十八歳に達し居ること、特別の場合には十七歳で許可する。

入學する迄の學歴及び素養は前に(第一節)述べた如く教生制を取るものと、給費學生制を取るものとの二つがあつて、後者が本體で漸次多くなるのであるが、一九二〇年の教員不足からして教生制も復活して來たといはれて居る。二つのコースを示せば次頁の如き圖式となる。

給費學生制を本體となすのではあるが、後者も捨て難しとするのが一般の論のやうである。ニュートン氏は「英國初等學校」(一九一九年)に於て次の如く述べて居る。教生



制は批難されるけれども長所もあり教員の一供給をして居る。長所の一は、教生時代は獨立の生計は營み得ないけれども、報酬を受けて修學する便がある。第二には實習のために學級管理の力を得る。併しこの制度の漸次少なくなつて行くの身明らかである。十三歳から十八歳までの間は、教へるよりも學ぶべき時代であり、校長の教授及び監督もうましくは行はれない(第一節參照)。且大なる學校が出來て、補助教師としての教

生の必要が減じた。然し前述の如く一九二〇年の教員不足からこの制度が復活して來たといふのであるが、それは寧ろ退歩であることはいふ迄もない。そして二年程よりも三四年程のものに入る數が多くなることは進歩であるが、それを凡てに要求するほど進んでゐないことは事實である。故にニュートン氏は大學の師範部を廢することは *policy* であるが、それを凡てに要求するのも同様に *policy* であるといつて居る。

第四項 初等教員の種類

初等教員には正教員、准教員、代用教員の三種があつて次の如く規定されて居る。

正教員 (Certificated Teachers)

- 一、一九一九年四月一日以後正教員として認められる爲めには身體及び年齢に於て文部省の規定に従ふ外、次の性質の一を具備することを要する。
  - (一) 教員養成規定によつて認可せられた師範學校に於て教養せられて卒業試験を通過するか、又は同規定に基づきそれに代るべき試験を通過したものの。
  - (二) 小學教員に對する文部省の検定試験に合格すること。
  - (三) 蘇國文部省の検定試験に合格し、又はその規定に本づく練習期を終了して、蘇國文部省から正教員として認められたもの。
  - (四) 愛蘭國民教育委員會によつて第一級として検定せられたもの、又は改正試験を受けて委員會から免狀を與へられたもの。
  - (五) 英帝國に於ける大學に於て學位の最終試験に合格し、教育の原理及び實習に於ける課程を終了したものの。
  - (六) 公立小學校の教育に關し文部省検定と同等と認められたもの。
- 二、上記の規定に該當する志願者は次に記載する日から正教員として認める。

- (一) 正規の師範學校に於て學習してその卒業試験を通過し又はそれに代るべき試験を通過したものは、卒業の年の八月一日から正教員とする。
- (二) 文部省の検定試験に合格したものは、試験合格の次の四月一日から。
- (三) その他の試験を経て認められたものは、合格發表の翌月一日からとする。
- 三、(一)、(二)の試験に不合格であつても、文部省が適當のものとして認めるならば、師範終了後二年半正教員として認める。
- (一) 文部省は特別の場合にはその便宜と思惟するところに従ひ一時正教員として認めることが出来る。
- (二) 従來の法規により正教員として認められたものはそれを繼續する。(以下略)

准教員 (Un-certificated Teachers)

- 一、一九一九年四月一日後、准教員として認められるためには年齢十八歳で體格強健であり、次の性質の一を有しなければならぬ。
  - (一) 給費生試験又は小學教員の第一次試験を通過すること。
  - (二) 蘇國文部省の給費生試験を通過すること。
  - (三) 英帝國の大學に於て學位の最終試験に合格し、文部省に於て認可されたもの。



(四)師範學校に在學しないで、愛蘭國民教育委員會の第一級の檢定を受けたもの。第二級に合格し委員會から第一又は第二程度のものとして認定されたもの。師範學校に在學した後改正試験を受けたもの。(下略)

代用教員(Displimentary Teachers)

- 一、文部省が必要を認められた時には、十八歳以上の女子で視學官がその教授能力について特に推舉した時には一時代用教員として認可することが出来る。
  - 二、文部省は代用教員認可の條件として地方當局に向つて代用教員の實習の準備及び補習をなさしめることが出来る。
  - 三、一校に代用教員を二人以上同時に認めることは出来ない。
  - 四、代用教員として認められた女子は、(一)田園學校の幼稚級又(二)二百人以下の田園學校の最下級に於てのみ教へることが出来る。(下略)
- これら教員の數と男女教員の割合を一八七〇年度、一九一三年度、一九一七年度に於て見ると次の如きものである。

種別	一八七〇年度	一九一三年度	一九一七年度
男子正教員	六、七〇〇	三六、九六六	三六、八二七
同 准教員	六〇〇	四、六五四	三、五四六
女子正教員			
同 准教員			
同 代用教員			
總計			

女子正教員	六、二〇〇	七、七六六	七、一三九
同 准教員	一、五〇〇	三六、七五三	三五、九〇九
同 代用教員		一三、三六八	不
總計	一五、〇〇〇	一六三、五〇七	明

この表から女教員増加の具合も視はれる。

第五項 ケムブリッジ大學師範部

以上の叙述の具體的一例としてケムブリッジ大學に於ける教員養成部の組織を舉げよう。代表的といふ譯ではなく、吾人の手にし得た唯一の材料としてある。

此の大學の教員養成は Teach. r Training Syndicats の監督の下にあつて、此のシンディケートは(一)(a)初等教員養成部(b)中等教員養成部(二)試験を掌り、女教員養成部もそれに附加して司るが、それは中等教員のみであるから(1)と共にこゝには述べない。

此のシンディケートは一八七八年二月に教員たらんとする者にその職業の理論及び實際に關する教育を進めるために設けられたものである。この監督の下に、教育學、教育史、教育の實際の講義及び試験並に實地授業が行はれ、試験の結果により學術及び實地の免狀を與へる。教員養成の學部もその直接の監督の下にある。

試験

教員志望者は少くとも二十歳たることを要し、且シンディケートの認定する試験に

合格しなければならぬ。その試験は一年に二回あつて、第一は六月の終に行ひ、七月十五日迄に二十歳に達するもの、第二は十二月の始に行ひ、一月十五日までに二十歳に達するものに行ふ。

筆記試験は(一)教育原理、(二)四〇〇年より現今に至る教育史、(三)教育の實際(教授法)である。實習に關してはシンデイクートの認定する師範學校に於て少くとも一箇年間實習することを要する。然らざる者は一年間シンデイクートの認めたる學校で教へられねばならぬ。免状は筆記試験及び實習試験を終へなければ與へない。

筆記試験の内容は、一、教育原理では、教育の目的及び學校の職能、精神の發達と教育、學校の管理及び訓練、教授原論、學校衛生。二、教育史ではA、十九世紀の教育史、B、ロツクとアノルドとその時代とし、Bは隨意である。又或教育書を読むだことを。三、教授法ではa、一般的學科の教授、b、特殊的學科の教授(一を撰擇する)とする。

初等教員養成部

一八九一年十月に開かれ、學科は一般的と職業的とに分れる。共に政府の規定による(本節第二項参照)。修業年限は四箇年で最初の三年は主として學位の準備をし、第四年は全く教職的につくす。

入學志願者は(一)十七歳以上たることを示す戸籍謄本、(二)信用すべき二人からの品行證明、(三)以前の學校長の證明(四)入學資格に關係ある證書の現本を要する。且、カレッヂの醫員の健康證明を要する。學位コースの一、二、三年を終へたるものは、それ／＼二、三、四年に入學させる。

二十五年以上の經驗によれば四〇パーセント以上は視學、校長その他同等の地位を得て居るといつてある。

第三節 改造の意見

社會の進運につれて以上を施設を改造、進展させやうとする意見の現はれるのは、當然であり、必要であり、我が國の改造にも参考となるべきであるから、その代表的のものを擧げて見やう。

第一項 ヘンデイー氏の意見

その第一はオックスフォード大學師範部の主事ヘンデイー氏の『大學と教員養成』(一九二〇年)に見る意見である。氏は次の如く述べて居る。

一九一八年の教育令は教育及び教員養成に重大なる要求をしたものである。それ

が爲めには大學のみが要求を充たし得ると思ふ。この教育令は國民教育を初等教育から中等教育にまで高めた。即ち義務教育を十四歳まで延長し、地方當局に於て必要と認める場合には十五歳まで強制し得ることとした。又小學卒業の後は十六歳まで中等學校に行くか又は十八歳まで補習學校に行くべき事とした。從來の公共教育は遅くとも十四歳、多くは十三歳まで、時にはそれ以前に止つた(小學卒業試験を受けて免除される故)。然るに今次の改正で小學校以上の年齢まで教育することとなつたのである。

かくて文部省の發布した覺書には、大學が教員養成に關して學術的教養をすると共に教員の職業的修練も亦大學の職能でなければならぬとし、殊にそれに附加して實生活の状況を知らせなければならぬとした。そして文部省はかゝる設備と補助金を準備しつゝあるのである。

たゞ補習學校の教員養成が如何なる程度に必要であるかは今の處では不明である。といふのは、十四歳から十八歳までの間に於て義務補習教育を撰ぶものゝ數が分らぬからである。然しそれにしても其の必要であることは無視し得ぬ事柄である。

前述の文部省の立言の一般原理はこれを認めなければならぬ。又その覺書が一

般の事に止めて詳細の事は大學の自由に殘したことも然るべきことと思ふ。教育の計畫の能率を擧げる一要件は、當事者の創造に任ずることであるからである。

初等教育と中等教育との差は將來は十歳以下を教へること、十歳以上を教へることとの相違となり、初等教員は殆んど女子の事柄となるであらう。さすれば男女中等教員の養成が今後の事柄となり、この養成に大學が如何になすべきか問題となつて來る。

かゝる教員の多數を得るには俸給の問題が重要となるが俸給のみが問題ではない。教育てふ仕事が自由なる職業となつて有能なる男女がそれに引きつれられるか否か問題である。茲に大學が教員養成をしなければ此の問題を解決することが出來ないのである。

教員養成に於て大學が最も適當であることば反對する人がなからう。他の學校がそれをなし得ても、大學ほどよくはない。何となれば、大學に於ては教員生活の狹隘を破り、學問を學問のために研究し、學生の種類の多様であることが多様な社會生活を反映して狹隘に陥らないやうにする。

大學は學術的修養と教職的教養とをなさしめ、従つて舊式の師範學校(二年程のもの

はなくなる傾向に向ふであらう。文部省は大學に於ける教養を補習學校の教員にも適用して居る。勞働同盟、議會、教員同盟などもこれを企圖して居るがこの大學卒業ではないものが組織して居る國民教員同盟がそれを望むことは注意すべき著大なる現象である。師範學校を四年とすることは直に望むことが出来ないが、二年から三年とすることは望むでゐる所である。十歳十一歳までのものを教へるには現在の二年程のものでもよからうが、それ以上の年齢のものを教へるには少くとも大學の三年のコースが必要であると自分も思ふ。但し從來の學位のコースは教員志望者に適當でない。餘りに特殊化して居るからである。一般化した教師の必要は文部省もいつて居る所である。大學にして將來學校のの要求に合せんが爲めには、狭い専門家でなく、眞の知的興味と知的能力とを持つた人を養成すべきである。併し、一般化すれば淺薄なる危険があるから、これを除くためには科を分けて、狭い一科でなく關係の他の科を收得させるやうにせねばならぬ。

中等教員の職業的修練は從來は不問に附せられ、又は軽く視られて來た。元來英人は實際的な人間であるから、信ずる前に結果を要求する。併し要求が少なければ結果を示すことは六ヶしい。學校が修練せる教師を要求しなければ、生徒は修練しないで

あらう。修練しなければ結果は分らない。

他の重大なる障害は學校に於て修練の適當なる機會を見出すことの困難である。教育は先づ術であつて第二に學問である。術は實習によつてのみ得られる。教員の修練は實習をし、それをうまく監督することにある。この種の練習はいろ／＼の學校がその目的をつくすでなければ出来ない。師範學校では、完成した教員を出すことは不可能で時間と經驗とがそれを作り得るのみである。

勿論師範學校で設備をよくすれば下可能ではないが、自分は學校との協同によつて完全となるといひたい。學校自身がその教員の養成に活動的に働かねばならぬ。各小學校は此の任務を持つものであるとは從來も認められたのであるが、中等學校に於てもそうでなければならぬ。師範教育の中に於ては教職教育の一年(九箇月)の中で少くとも四十日は實習さすべきである。それは大學外に於て練習すべきである。

その他の時日は講義及び論文作製であるが、講義で先づ中心となるのは技術即ち教授法の研究である。併しそれは原理によるものであるから、教育學の知識が必要である。又教授法に關して教育史も必要である。何となれば歴史上に於ける得失を知り得るからである。コメニウス、マルカスター、ベスタロツチ、フレイベルから今日のモン

テツソリに至るまで學ばなければならぬ。第三は心理學である。特に實驗心理學は吾々に兒童心理の眞の見識を與へる。

一九〇二年の法令から、教育行政の方面が進歩し、地方教育當局の大いものは自分の師範學校を持つやうになつたのであるが、この行政的方面は一九一八年の法令から一層進展して來た。よき教育と共によき行政が必要となつた。併し、よき教員がなくては如何に行政がよくても教育の事は發展しない。教員の問題が第一である。教員を行政上機械と見ることはいけない。教員が備はれた附屬官吏だと見られるやうになつたのは一九〇二年以來の制度の大缺陷である。當局と教員とは共同して事に當らなければならぬ。教員は斯く行政上の機械でないが、能率を上げることについては熟知して居なければならぬ。

自分は茲に結論として自分の案をいはずと思ふ。從來オックスフォード大學には初等教員養成部と中等教員養成部があるが、既にいへる如く初等教育の意義が、中等教育に變じたから、中等教員養成部となるべきものである。

以上の所論中、教育を自由職業として(大學教育の事とし)有能の男女を集めること、大學に於ける教養は教員生活の狹隘を破つて學問的精神を鼓吹すること等は注意して

聽くべきことである。後者は後に見る如く獨逸に於ける大學教養論者の主張點であり、少くとも師範教育を從來の狹隘から引上ることは必要のことである。

第二項 教員會の意見

次に『教育の國家的組織』(一九二〇年)に見えて居る、*The Federal Council of La. cashire and Oh. sire Teachers, Asso. in. iors.*の教員養成に關する提議を見やうと思ふ。これは一般教育改善の提議の中にあるので、四六から始まるのである。

教員の養成

四六、教員養成のコースに入學する標準を一層統一するために諸大學試験會の證明試験の標準の差異を除くことにとめる。

四七、大學試験會は現職の教員の大部分を含まねばならない。

四八、教育の學位が各大學に於て設けられねばならぬ。

四九、現在に於ける如き一學校型の教員から他の學校型の教員に推轉することを妨げる障害を除く。

五〇、教員養成のコースに入る資格として、

a. 嚴重な醫師の検査によつて證明せられた健康の所有者であること。

b、教職に従事する適当な性質を有すること。

c、以前の學校に於て優秀性及び創造性を發展させる機會を有したことを要する。  
年少兒童の教員の養成

五一、年少の兒童を教へる教員養成のコースに入る前に、志願者は學校免狀に記載されてある學科に對し一般陶冶を有し、少くとも第一學校試験の三科目(その中一科は必ず國語)を含むこと。

五二、教員養成科のコースは三年以上とする。

五三、學科課程は次のものを含む。

(a) 一般學科、(b) 教職的陶冶(これは熟練なる教師の下に教養せられて少くとも一學年に相當する時間に亘らねばならぬ)。

五四、師範學校は出来るだけ大學と連絡せねばならぬ。

五五、師範學校の教職員中には、熟練なる經驗を積んだ教員の多數を含まねばならぬ。

五六、教職に入る前に最終試験を通過して、その課程を完全に終了せねばならぬ。

五七、教員免狀の最終試験は辯舌の試験を含む。それ故凡ての教員養成に於て辯舌に關する教授を受ける機會を與へる。

五八、師範學校卒業試験の現制は不充分である。それを一樣にするために大學及び文部省は師範學校卒業試験に關して學校職員と共同して教員登録委員會(Teachers Registration Council)の要求に合するやうにせねばならぬ。

年少兒童の教員養成

五九、年長の少年が青年を教育する教員養成のコースに入學するためには、志願者は大學の學位を有するか又は教員登録委員會に於て同等と認められたものであること。

六〇、年長の少年青年の教員のコースは、大學の課程若しくは同等のものを含み、四年以上でなければならぬ。

六一、その課程は、a、一般學科(學位の課程もしくはそれと同等)、b 教職陶冶(少くとも一年)とする。

六二、教職陶冶は次の二つの何れかによらねばならぬ。

(a) 二學期間中學校で指導を受け、第三學期は大學で學科上の指導を受ける法。

(b) 一年間二つの中等學校で經驗し、初等學校についても經驗する。

六三、教授實習は教職陶冶の全學年を通じて絶えてはならない。

六四、教職陶冶の學年の間に於て教育史にも考慮しなければならぬ。教育學說の發

達に關しては此の限りでない。

六五、教職陶冶の課程の修了證明は、簡單に許容してはならぬ。或る場合には試補期間の終了までそれを保留すべきである。

教員の供給

六六、將來に於て必要な教員の多數は、次の如くにして供給すべきである。

a、教職の條件を一層顯著にし特に休暇を多くして研究の便宜を計ること。

b、俸給の増加。

c、師範教育の補助金の増加。

b、大學卒業後の教職的陶冶の間を増俸及年金に關し教育に従事すると同等に計算する。

教員と督學

六七、教員が教育の監督の團體中に加はることは教育上最も興味多きことである。

六八、將來の衝突による損失を除くために、如上の決議を有効ならしめる提案が教員と督學機關との共力により打ち立てらるべきこと。

六九、右の如き企に於ては督學機關に含まれる教員へ全投票權を與へること。

七〇、教育の各特殊部門を監督する團體に含まれる教員は、その特殊部門の教員行から任命さるべきこと。

七一、教員は監督機關に参加する外、全國的及び地方的委員會にも參加すべきこと。併し斯の如き委員會は教職の直接の代表と見てはならない。

七二、全國委員會は教員登録委員會の教員の側、及び議會に於て任命された人でなければならぬ。

七三、村縣委員會は教員の方面では全國教員會、地方大學の團體等によつて組織されねばならぬ。

七四、地方委員會は各教育會の地方教員會の會員から撰まらるべきである。

七五、各自律的教育會は撰擧された教員の代表者と督學機關とから成立すべめである。

此の案の最後の各項も示して居るやうに教員の又生徒の自由の要素が多いことは、英國師範教育の特色の一つである。これは戦後の獨逸には一層顯著であり、佛國も從來の束縛をすてつゝある。實際的方面實習に重きをおくことは英國の傳統的精神でしかも米國と共にますゝそれを進めんとして居る。大學程度に於ける初等教員養成

成は英國の先鞭をつけたところ、しかも各國もそれを倣ひつゝあること以下見るが如くである。

### 第三章 北米合衆國に於ける初等教員養成

#### 第一節 發 達

米國に於ても十九世紀までは特別の教員養成の學校はなかつた。併し十八世紀末にはその必要を認めて來て、一七八九年にエリシヤテイクノールは、マサチユセッツ雜誌に於て教員養成の必要を説き、同じ頃にノアウエブスターもそれを唱へて、それが一般の感情の現はれとされて居る。

一八一〇年紐育市の公立學校協會がベル及びランカスターの法に則つて女子のモニトルのための學校を開き、六年の後には男子のそれを問いたのであつたが眞の師範學校は一八二三年にサミュエルホールがコンコードに教員養成の私立學校を開き、實習學校をも經營したのが初めてであると言されて居る。サミュエル・ホールはかくて米國のヘツケルといはれて居るのである。

此の十九世紀の二十年代となると師範學校の必要が廣く認められるやうになり、マサチユセッツ州ではジェームス・カーターが一八二〇年に師範教育意見を發表し、一八三五年にチャールズ・ブルックスが歐州から歸つて師範學校の必要を唱へ、一八三八年には師範學校令の發布を見るに至つた。かくて一八三九年にレキシントン及びバルに師範學校が立てられ、前者は女子のみ、後者は男女を收容した。一八四〇年にはブリッチウオーターにも出來た。二年を本體とし、少くも一年以上とし實習學校は始めから設けられた。

ニューヨーク州では一八二七年の教育令で州が教員の教育を進めることを説き、一八三一年には二つのアカデミー、翌年には他の二つのアカデミーが「教育原理」のコースを開き、一八三四年には他の五つもそれを設けた。かくて一八四四年まではこれらのコースに補助金を與へて奨勵し、四千人が卒業したのであつたが、この年に教員養成の専門の學校を作る法案が通過し、教員養成のためにアカデミーを使ふことは止んだ。かくてマサチユセッツの學校を參觀し、歐洲の組織を研究して、茲に五年程の師範學校が出來た。

かくて一八八七年には合衆國を通じて百六十八の師範學校が出來、その中百十九は



州立郡立市立即ち公立のものであつた。一九〇四年には五百三十五校、生徒數十一萬四千三百五十三人にまで進んだ。

### 第二節 現 狀

#### 第一項 師範學校

師範學校には州立、郡立、市立以上公立及私立のもの等色々あるが本節には主として州立のものについて見る。州立の數は一九一六年の調査によれば百六十七校である。その他を合して一九一六年六月に公私立共二百七十九校として報告されて居る。

#### 第二項 修業年限及び教科

修業年限はハイスクール卒業生を收容する者は二年間教職的陶冶を與へる。ハイスクールの増加に伴つて、師範學校はその卒業生に限ること、即ち専門學校程度に高める傾向はあるが、小學校卒業生を收容するものもある。それは四年間の修業年限で、始めの二年は四年間のハイスクールの教科を含み、後の二箇年は教職的陶冶につくす。

州立師範學校の教科は州により又學校によりて多様であるが、ジャッド及びバートカの調査によれば、マサチューセツツ州ウエストフィールド校(次表1)外十二校の教科及

以教授時數(但し百分率)は次の如きものである。

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
二二	二八	一一	一九	三四	二九	一七	一六	一一	一一	一四	一四	一〇
二二	二四	二二	一六	一三	一五	一八	一五	一四	一四	二六	二七	一六
八	八	八	二	八	四	四	六	八	六	五	四	六
三	三	五	三	四	四	三	三	八	六	五	五	五
一七	一〇	一〇	六	六	一七	一三	一四	二〇	一四	一三	一四	一〇
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	六	五	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	二	四	一	五	六	八	五	二	三	一	一	一
六	八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	七	一	二	二	三	八	八	四	一	一	一	一

この中で教育、教育實習、各科教授法で示す教職的陶冶は、普通(一)教育史(二)心理學及び教育心理學、(三)各科教授法、(四)學級管理法、(五)一般教授法、時には(六)哲學及び教育原理をやる。實習のやり方も色々であるが、近時最もその充實改善が問題とされて居る。

#### 第三項 教育免狀

教員免狀もしくは當局からの許可のない者は公立學校の教員たることが出来ない

が、その免状の程度はいろ／＼である。免許の権能の所在もいろ／＼である。教員を試験して認可する権能は、(一)都市制では地方区の官吏の手にある。たゞマサチューセツツ州では學校委員會の掌る所となつて居る。(二)郡制による所に於ては郡教育局もしくは郡視學の手中にある。そして免状が他の郡には通じないやうにして轉任を防いで居る。但し試験は州の官吏が行ふ。

(三)州制を取るところでは中央試験局の手にあつてそれで不合格ならば備ふことが出来ぬ。

教員免状の種類についてワシントン州のものを擧げると次の如きものである。

三級小學免許狀 (Third-Grade Common-School Certificate)。これは所定の試験を受けて合格したものに與へ、二箇年有効。一箇年高級の學校に修學すれば二級免状を與へる。

二級小學免状。三級と同じ學科と外に音樂の試験を受けたものに與へ、二箇年有効。一、二期間高級の學校に學ぶか、又に六週間の夏期學校に學べば更に二箇年有効である。

一級初等免状。二級小學免状を所有する者で、四十五箇月間教育に従事し、或學科の

試験を受けたもの、五箇年有効。

一級免状。九箇月間教育に従事し、二級の試験の外に物理、國文學、代數、地理の試験に合格したもの。

教職免状 (Professional Certificate)。一級免状の要求に合し、少くとも廿四箇月間教育に従事し、八箇月以上州内の教育に従ひ、平面幾何、地質、植物、動物、法制の試験に合格したもの。

永久免状 (Permanent)。上の三つの免状の何れかを有し、七十二箇月間(その中州内で三十六箇月教育に従事したもの。有効期間終身。

終身免状 (Life)。四十五箇月間州内二十七箇月教育に従事し、教職免状を有し心理、教育史、簿記、歴史等の試験を経たもの。終身有効。

その他數州の教員免状の最低要求を示すと次の如きものである。(一九一五年の調査)。

州	免許年數	最低年齡	試験	備考
アラバマ	二年	—	七十五點	
コロラド	九箇月	十八歳	—	六週間師範教育を受けること
メーン	—	十七歳	—	四年のハイスクールの卒業生

教員養成制度の調査

三八

ニューヨーク	一年	十八歳	七十點	師範學校卒業又は四年のハイスタールの卒業生にして
オレゴン	一年	十八歳	七十五點	二年間の修練
ウイシコン	一年	十八歳	七十五點	二年のハイスタール及師範教育
メソリーラ	六箇月	男十八歳 女十八歳	—	小學卒業及以上二年(内一年は師範教育)
メソリーラ	六箇月	男十八歳 女十八歳	—	五週 教職教育

メソリーランド州で一九一四年度の白人小學校の教員の修養の状況を調査したものであるに、次の如きいろいろのものがあつた事がわかる。

修養の種類	數	百分率
小學校卒業	三九一	一一、七
中學校在學	六三四	二〇、七
標準中學卒業	一、〇三一	三三、七
師範科在學	八二	二、七
標準下師範科卒業	六一四	二〇、〇
標準師範科卒業	一四八	四、八
カレッジ在學	九八	三、二
カレッジ卒業	六五	二、一

男女教員の割合を歴史的に示せば次の如きものである。

年 度	男教員の百分率	年 度	男教員の百分率
一九一〇	四一、〇	一九一九	二九、九
一九一七	四二、八	一九〇九	二二、一
一九一八	三四、五	一九一七	二〇、〇

これが一九一七年度には一六、一となつて居る。この年の全數は男教員七萬五千四百四十八人、女教員四十八萬六千七百三十六人、合計五十六萬二千八百八十四人である。

第四項 シカゴ師範學校

具體的の一例としてシカゴ師範學校につき一九一六年度の同校の一覽を見るに、この校は一八五六年市の西部の中央中學校に師範科を設けたるに始まり、一八七一年にシカゴ師範學校の名の下に獨立した。需要以上の卒業生を出したので一八七六年に閉校したのであつたが、クック郡師範學校がシカゴ師範學校の名の下にコロネルパークを學校長として發展した。

入學資格はシカゴ公立學校の教員なりしもの、及びコレヂ並に大學の卒業生を除き、師範入學科の程度の試験を通過することを要する。その試験は毎年十二月及び六月にこれを行ふ。

一、第一次試験を受けるには十四歳以上で、シカゴ市の中學若しくは同等の學校の

生徒にして少くとも二箇年間正規の學科を修了したるものに限る。

二、最終試験を受けるには十六歳以上で認定師範學校の卒業生又はシカゴの公立中學もしくは同程度の卒業生たることを要する。

得點は一科五十點以上、平均七十五點以上でなければならぬ。科目は小學及幼稚園師範科には國語口演、平面幾何、歴史及公民科、物理、博物、圖書音楽とする。

本校の學科には小學師範科、幼稚園科、獨逸語師範科、實業師範科、家事師範科、聾啞師範科がある。

今小學師範科のみの教科を擧げて見ると、

第一年

心理學、國語、地理、數學、自然科學(以上百時)、手工圖畫(二百時)、倫理學(二十時)、口演、音楽理論、習字、音楽實習(四十時)、體操(八十時)。

第二年

教育、歴史(以上百時)、教育實習(三百時)、各科教授法(四十時)、生理學及體育(六十時)、音楽(六十時)、音楽實習(四十時)、他の科の撰擇(二百時)。

心理學は必修は一般心理學(百時)であるが、撰擇科目として應用心理學(百時)、學習の心

理(百時)、身體及び精神検査(百時)の講義があり、必修の教育原理の外、育教學說史(近世)(百時)教育研究がある。教育研究とは個々の問題の研究で、指導の下に従事する。この口演と譯したのは Oral Expression で、用發聲學及び文學的發表の研究等を含む。

第五項 コンネクティカット州立師範

他の材料を見出し得ないため、次にコンネクティカット州の州立師範學校の一二のものをも具體例として附加して置かうと思ふ。

先づウィリマンティック師範學校の一九一九年度の一覽について見るに、本校は健康學力性行共に教員たるに適する少年を收容し、小學校教育の理論及び實際の修養を積ましむるを目的とし、ウィンダム街小學校、オトクス小學校、南ウィンダム小學校を實習學校として附屬させて居る。

入學資格は十六歳以上でコンネクティカット州のハイスクール(四年)の課程を終へ(及第點七十點に對し七十五點の平均點で)たもの。この成績なきものは試験の上入學を許可する。州の教員免狀の所有者及び二年間教職に従事して成績優良なるものは試験をしないで入學させる。

試験を要する者は次のものゝ中で十單位の試験を受ける。

教員養成制度の調査

一 國文學及國作文	三單位	十 化 學	一單位
二 代 數	一單位	十一 植物及び動物	半單位又は一單位
三 幾 何	一單位	十二 自然地理	半單位又は一單位
四 歷 史	一單位又は二單位	十三 生理衛生	半單位又は一單位
五 拉 典	二單位又は四單位	十四 速 記	一單位又は二單位
六 佛 蘭 西 語	二單位又は三單位	十五 家事又は手工	一單位
七 獨 逸 語	二單位又は三單位	十六 商業地理	半單位又は一單位
八 圖 畫	半單位又は一單位	十七 算 術	半單位又は一單位
九 物 理	一單位	十八 簿 記	一單位

此の一單位は中學校に於ける一年間の學修を意味する。

此の學校には一、小學師範科、二、幼稚園及低學年科、三、商業師範科があつて、各修業年限は二年である。その教科は次の如くである。

小學師範科

心理學及び教育學	四〇 週	各教科の心理及び教育測定	二〇 週
教 育 初 步	二〇	學 校 社 會 學	二〇
			三 時

特 殊 兒 童	二〇	算 術	二〇
學校及び個人衛生	二〇	生 衛 教 授 法	二〇
理 化 及 博 物	四〇	家 事 法	六〇
文 法 作 文 教 授 法	四〇	圖 畫	六〇
讀 方 書 取 教 授 法	二〇	體 育	六〇
地 理 教 授 法	二〇	音 樂	六〇
歴史及公民科教授法	二〇	實 習 及 批 評	二〇
			三 時

教授實習及批評は二十週の全部に亘る。

幼稚園及低學年科

心理學及教育學	四〇 週	文 法 作 文 教 授 法	四〇 週
教 育 初 步	二〇	幼 稚 園 及 低 學 年 教 授 法	二〇
教科の心理及教育測定	二〇	及 び 視 察	一〇
學 校 社 會 學	二〇	家 事	六〇
特 殊 兒 童	二〇	圖 畫	六〇
學校及び個人衛生	二〇	體 育	六〇
理 化 及 博 物	四〇	音 樂	六〇
		實 習 及 批 評	二〇
			三 時

この科は幼稚園及び小學校一二學年の教員を養成し、始めの第一年は小學師範科に共通である。

教員養成制度の調査  
商業師範科

簿記及び計算(實習を含む)	八〇	四	時	クレック速記法	六〇	四	時
右教授法及實習	四〇	一	時	ヒットマン速記法	二〇	五	時
商業算術及速算	四〇	四	時	タイプライター	八〇	一	時
右教授法及實習	四〇	一	時	商店實習	四〇	四	時
習字	四〇	二	時	英文法各教授法共	二〇	三	時
習字教授法及實習	四〇	二	時	商用英語(同)	六〇	二	時
商法	二〇	三	時	廣及教育	一〇	二	時
商業地理	二〇	三	時	心理及教育	四〇	三	時
商業史	二〇	三	時	商業教育史	二〇	二	時
經濟學	二〇	三	時	體育	八〇	二	時
社會學	二〇	三	時	音樂	八〇	二	時

見學實習は最も大切なれば、入學の初めより理論は觀察と平行させる。教育初步は第一學期に課し、見學批評より成立させる。教授法は見學と伴はせ一般の理論も適用から考へさせるやうにする。

二學年は二つの組に分れて實習させ、十週づつ交互にやらす。

次に同州ニューヘヴン州立師範の年報(一九一九年度)を見るに、入學資格等は大同小異であるから省き、學科課程表を擧げることにする。

第一學年

第一學期(二十週)

讀方	四	週	五	時	圖畫	二〇	週	一	時
同綴方	一六	週	四	時	唱歌	二〇	週	一	時
綴方	一六	週	一	時	體育	二〇	週	一	時
口演	二〇	週	四	時	體育	二〇	週	一	時
書方	二〇	週	一	時	體育	二〇	週	一	時

第二學期(二十週)

讀方	二〇	週	四	時	圖畫	二〇	週	一	時
綴方	二〇	週	一	時	唱歌	二〇	週	一	時
綴方	二〇	週	一	時	體育	二〇	週	一	時
心理	二〇	週	三	時	體育	二〇	週	一	時
算術	二〇	週	四	時	體育	二〇	週	一	時

第二學年

國史	二〇	週	五	時	變遷心理	一〇	週	一	時
公民科	一〇	週	五	時	圖畫	二〇	週	一	時
手工	一〇	週	二	時	唱歌	二〇	週	一	時

第三章 北米合衆國に於ける初等教員養成

實習

A組 九月 十一月 一月 三月 五月  
 B組 十月 十二月 二月 四月 六月  
 實習は初級、中級、上級の凡てに亘る。

第三節 改革意見

米國に於ても初等教員養成をカレッジ程度に高めやうとする傾向は著しいが、現今に於ける改革意見の多くは何れも教生の實習に關するものである。たゞトーマスヒルヤード氏(ペンシルヴァニア州立師範教育科教員)の意見は一般的の改革意見であるから(學校管理誌本年三月號)先づそれを述べやう。

第一項 ヒルヤードの統一意見

米國の師範教育は教育大學、州立師範、ハイスクールの師範科、市立師範、郡立師範いろいろであるからそれを統一しやうといふのである。

氏によれば、州立師範が設備不完全のために他の色々のものが出來たのであるから、州立師範を完全にして小中學教員の凡てをその中で教養せねばならぬ。公立學校の

凡ての教員を養成するためにはハイスクールの師範科も可成り役に立つて居るが、それも師範學校で管理すべきである。大學の教育學部でやつて居る中等教員の養成も州立師範學校でやるべきで、小中學教員の養成を區別するのは宜しくない(獨逸の一派の説と同じである)。私立の養成機關は認定を與へないやうにして速に廢止せねばならぬ。公立學校の教師は公立の建物ですべきである。市の師範も州立とせねばならぬ。郡立師範は州立師範から管理し、後には廢する。檢定制度はこれを州立師範に委ねるやうにする。

(一)入學資格はハイスクール卒業生を最低とし、修業年限は四箇年とする。(二)州立師範の教員の資格はコレッジ及び大學の教員と同等とする。(三)州立師範は獨立の學校とする。他の職業の人と一緒にあつてはならぬ。(四)各師範學校に於て特色を持たせることは必要であると。

これが著者の目に觸れた唯一の制度改革案で、他の多くは凡て教生指導論である。それが可成り詳しく説かれて居るが、今はその二三のものを擧げて見やう。

第二項 ストレイヤードの意見

ジョージ、ストレイヤー氏は「教育管理誌」本年四月號に於て「教育部と地方學校との關

係の題下に次の如く述べて居る。

教育學部と地方學校との共同は教員養成と學校の教授及び管理の實際との兩者の進歩に根本的なものである。學校との直接の交渉觸接がなくては、満足な教員養成は出来ない。又地方學校は教育問題の解決について教育科の研究を利用することが出来る。茲に教育部が學校との密接なる觸接を力説する必要がある。小さい實習學校では不充分である。實際の學校系統の關係を離れた教員養成は、學校を卒業して教職に従事する場合に不完全であるであらう。

茲にかゝる充分なる機會を與へるためには、教育部が生徒の結果を保證しなければならぬ。それには學校組織に觸接しなければならぬ。生徒が實習に熟練を持たなければそれは教育部の監督者の責任である。教育の技術は實際に臨んだ實習から離れては不可能であること、恰も患者に解れないでは外科の技術が得られないと同じである。

教員養成に必要な實習のやり方の型を豫め準備することは左程困難ではない。それよりも監督者、管理者、研究者、としての意義を適確にすることが困難である。しかも夫等に於てそれ／＼なすべき機會は案が十分準備された時に可能である。さりとて

實習の爲めに實際の學校を犠牲に供すべきでないから教育部はその結果の依頼の度に對し十分責任を負はなければならぬ。

自分の經驗ではそれが可能である。自分の案をあげると次の如きものである。結果をよくしやうとして用ひられる教法による教授の問題、教師の能率を上げるやうに自信ある期待を以てする監督の問題、學級編制、豫算等を含む行政の問題、教案、設備、記録法、田園學校等である。

予の信する所によれば、教授管理、行政の大問題は一年で出来る。困難の點は實際家が大學の共同を望まないことではなく、教育部が十分やり方と奉仕とを準備しないことである。即ちそのなし得べき務めを限つて了つて居る點である。

今日教育部では研究をするが、それは多くの場合直接に地方學校と接觸しなければならぬ。實驗學校がよく發達して居る場合に於ても普通の條件の下に容れられるためには他の學校に於て檢證されなければならぬ。この種の共同が大に必要である。教育部の職員の或者は常に地方に行つて教授管理、行政の問題の解決を助くべきである。大きい學校組織ではそれ／＼自分で研究してそれら大學の奉仕を必要としないやうになるわけであらうけれども、それは近い將來のことではないから、現今に於ては



多くの地方はかくの如き大學の助けを望んで居るのである。

教授實習、學校調査、研究の組織に於ては教育部の各員がこの種の仕事の部分に盡さねばならぬことを予は提議する。各員凡てが直接に實際に接しなければならぬ。教育哲學の教授と雖も、その教育原理を今日の教師の實際及び今日の學校の組織に檢證しなければならぬ。職員中の一人は一二週間地方に行つて居るやうにし、生徒も亦一時間文け實習するやうの事ではなく、その一二週間の期間地方に於て實習するやうにすべきである。

予のいふ如きやり方の型が工業の學校でますます多くなつて來たことは注目すべき現象である。醫科の學校は夙にやつて來た。教育部もそれではなければならぬ。吾々の受くべき歡迎の程度と、共同の程度とについては毫も恐るゝ必要はない。

第三項 ミード、アルメント、トラウト兩氏の意見

實習に關してはいろ／＼の主張、色々の案があるがその著しきものについて瞥見するに止める。

ミード氏(教生授業の監督者の方策)によれば、教生指導見學、授業批評、實地授業は教員養成の中で最も重要な部分であるから、法令によつてそれを強制すべきことゝ自分

は信ずる。

教生指導者はウィリアムの調査によれば九十パーセントはバチエラー以下の人である。これは必ずマスター以上で教員として成功せる經驗を有する者でなければならぬ。かくて指導教員の俸給は三三〇〇弗以上、主事は五〇〇〇弗以上なるべきである。實地授業の時間について一九一四年度になされた調査によれば、

三十の州立大學	一學期一週五時	九十時間
十三の州立以外の大學	四五五時	九十時間
三十一のカレッジ	二五時	四十五時間
平均	三九八時	七十時間

サンダースによれば、師範學校でやる實習時間は三十時間から四百時間まで、種々様々で、多くは一〇〇時―一五〇時間である。ケリー及びスコットによれば六十八の師範學校で一、二六時間から一七五時間に至るものが多いといふが、自分の考では、

一、ハイスクールの教員には一學期に一週二五―五時間即ち四十五時間から九十時間まで。二學期に亘るとき一週八時即ち百五十時間に増す。

二、ジュニオール、ハイスクールの教員にも同様であるが、二學科に亘らない。

三、小學校員は二學科につき同様にし、他の學科をやるとき増して行く。

四、専科教員も同様にする。  
カレッジ教員會は一指導教員の受持つ教生數を二十人以下として居るが、それも多過ぎる。六人以下がいゝ。

次にアルメンツラウト氏(師學校長)は“Sliding Program”によつて實習を多くさせる案を「學校管理」本年四月號唱へて次の如く述べて居る。

活動に直接參加することは職業教育の原理である。これは疑もなく公立學校教員の職業準備にも適用せられる。サンダースによれば實地授業の量は二十時間から四百時間までまち／＼であり、ジャッド及びパーカーによれば十三校で全時間の四％から廿七％に至つて居る。實際多くの學校では小數の生徒に一學科のみを教へて止むを常として居る。それ故この實習の機會を増すことは極めて必要であり、それには指導教員が實際それに參加しなければならぬ。又監督學習(Supervised Study)、戶外運動、學科の統合等の如き事柄を實習さすことが必要である。

しかもそれは學ぶべき教科の多いが爲めに妨げられる。茲に教科教材を減じないで、又全體の時間を増加しないで、實習の機會を多くし且多様にせんがためにスライデ

ントプログラムが役立つ。

“Sliding program”はかくて多くの組に分けて實習を多様にする時間配當であるが、その目的のために算術の如き教科が終りになつたり、又統一が困難なやうであるが、それらは監督がうまく行けば弊に陥らぬといつて居る。

以上の改革案にも見る如く、師範教育の向上、實習の尊重は此の國の目下の傾向である。

## 第四章 佛蘭西に於ける初等教員養成

### 第一節 發 達

英米と異つて大陸諸國は十七八世紀に於て師範教育を始めた。特に佛蘭西は十七世紀に於て此の先鞭をつけたものであつた。それはラサール同盟の事業である。ラサールは一六八一年にライムに教員會を組織して色々の點につき忠告を與へることに努めたが、その經驗からして巴里に教員養成所を開いた。そこでは若い教育者に基督教々育の方法を教へ、その實際に慣れさせることを目的とした。教科は讀書、習字、算術、

唱歌であつた。

一般的の運動は十八世紀後半からである。一七六二年九月の議會で、ベルチエは巴里に教員養成所を建てることを提議し、少し後れてローランは大學教授の堪能なる者に教員指導の教育所をつくる事を説いたが、何れも實現はされなかつた。

一七八九年の大革命から世人が教育に注目するやうになり、一七九四年の夏、パウルが教員養成の學校を巴里に作るべきことを唱導し、十月國民議會は、教へるに必要な教科を學ぶ師範學校(Ecole Normale)を建つべきことを宣言した。その教師にはラグランジュ、ラブラースなど一流の學者を以てし、全國から二十一歳以上の者を集め、四箇月の修業後地方に歸して地方の教員志望者を教へさせやうといふのである。一七九五年一月十四日の議會で詳しい教案も定まつた。授業は午前十一時から午後一時廿五分までやる。教科は數學、物理、幾何、博物、化學、農業、地理、歴史、倫理、文法、哲學文學で、各を二時間づゝ十日やるのである。又小學校の教科について批評論議をし、圖書館、博物館の見學もする。

一七九五年の一月二十日に開學されて、全國から千四百人の學生が集まつた。しかし思はしくなくつて、五月には閉校して了つた。生徒は授業の繼續を國民議會に建議したけれども聽かれなかつた。

その後十三年、一八〇八年にナポレオンが大學區制を布くに及んで、大學區に一つ以上の初等教員の師範學校を設置することとした。それには讀書、習字、算術のみを教科とするといふので、國民議會のものとは大に異なるものである。それは行はれなかつたが、一八一一年にストラスブルグに最初の師範學校が出来た。修業年限は四年(後三年となる)教科は國語、獨逸語、地理、算術、物理、習字、圖畫、音樂、農業、體操、教授法とした。メッツ及びナンシイの大學區にも作つたが、それは修業年限二年で、幾何及び衛生がある。パル・ル・デュクのは歴史を加へた。

一八二八年文部省が設けられ、各大學區とストラスブルグのそれに倣つて設置すべき事を通達した。この頃から各地に設置されて一八三三年には四十七校となつた。併し普通は二年で、三年のもあつたが一年のもあり、従つて教科もまち／＼であつた。一八三二年にギゾーが文部大臣となつて其の統一に努めた。此年十二月の法令は後になる影響を與へたものであるが、こゝに設置を中央政府でやることゝなつた。教師は道德及び宗教、國語、算術、國文法、用器畫、測量、物理、音樂、體操、地理、歴史とし、年限は二箇年、以前のものより甚だ實際的になつた。物理は日常生活に適すべきもの、歴史及び

地理は佛蘭西のみに限つた。入學者は十六歳以上のもので、試験の上入學させる。又師範學校で主として休暇中教員の補習をなす規定も發布した。一八三七年にギゾーが文相の椅子を退く時は、七十四校あつた。併しそれらは凡て男子の師範學校で、女子のは五年後にジュラとオルヌの兩縣に開かれたものが始めである。

女子の師範學校が斯の如く後れたのは、宗教團體の學校に師範科があつてそれを補つて居つたからである。それら私立の師範科は一八三三年にマンに設けられたのが始めて、一八七七年にはその數が七十、男二七八人、女一三八五人の生徒を有してゐた。

一八四〇年頃、師範學校に對する不満足から革新の聲が起つたが、その一例としてシ・イモン中學校長パロー氏の意見を擧げると、一、師範學校の生徒は地方の事情に精通するため地方の貧家からとること、二、宗教を授を重んじて教科を少くすること、三、凡ての教科特に歴史に於て愛國心の陶冶につとむべき事などである。當事は不振の時代で、廢校するものもあつたのであるが、一八五〇年にファールの法令が出、翌年は施行規則が發布された。しかしそれは一八三二年の昔に歸つた退歩である。教科は初等程度のものであり、入學試験の程度も低くなつた。たゞ二年の時から附屬小學に於ける實習があつて實際的ではあつた。

一八五六年にルーランが大臣となつて師範學校はよき時代に向つた。併しなほ過渡期で、前の衰頹期を受けて後のデュルイの盛時に結びつけたに過ぎない。一八六三年から六九年に至るデュルイの時代が著しい。茲に到つて園藝、音樂を必修とし、器樂を三年間一週四時間とし、一八六七年には農業を正科とした。他の科も充實された。教育學、教授法は三年間毎週一時間を課した。入學年齢は十六歳から二十歳までとなり、撰拔試験が復活され、豫科を附設することを奨勵した。豫科の入學資格は十三歳もしくは十四歳で、小學校を終つた者とし、それは本科の教員及び本科三年級が教へることとした。併し内部のやり方は僧院式であつた。

この時の改革充實は一八八一年まで殆んど變らずうまく行はれた。女子師範學校の設立もデュルイの注意した所であつたけれども、早く職を退いて普佛戦争となつたため行はれなかつた。當時女子の師範學校は全國を通じて九校、私立の師範科が五十三であつた。師範科は多く不完全なものゝみであつた。

一八七九年から一八八一年に至るジュールフェリーの時代は師範學校の新時代の始めをなした。恰も普佛戦争の創痕が癒えて、新しい進歩に向ふべく熟した時であつた。フェリーの輔佐として初等教育督學官ブイツソンが居た。かくて一八七九年に、

四年の中に男女各一箇の師範學校を各縣につくることを命じ、特別のものは二縣合併して設置することを許した。かくて女子の師範學校は急に増加して、一九〇五年には佛本國及びアルジェリヤで男子師範八十五、女子師範八十四となつた。

一八八〇年の法令で師範學校の教師には特別の試験を要することとし、視學官もそれによることとなつた。一八八一年の法令で、日謝を免除し、教科は道德公民科、讀書、習字、國語國文學、歴史特に國史、地理特に内國地理、算術、代數、簿記幾何、物理、日常生活への適用、博物、農業(女子は家事)、園藝、圖畫、唱歌、體操、手工(女子は裁縫)教育とし、外國語及び器樂は大學區長の定める所とした。

これを一八六六年のに比べると、一、代數、二、手工裁縫、三、外國語を入れたのである。一八八一年六月には兵式教練をも加へた。入學資格は十六歳から十八歳まで、初等免狀を有し、身餘健全で、十年の就職を誓ふことである。卒業の時高等免狀の試験を受け、二年の試補の後正教員免狀を受ける。

一九〇五年の改正で、二年の終りに高等免狀を受け、三年は教職的教育に専らにした。然るにこれは高等免狀の試験(學科も教職的教育の方面も不充分となつたので、一九二〇年の改正で、高等免狀は三年の後にし、三年間に亘つて學科も教職的陶冶もやること

となつた。

一九二〇年の改正は右の外、學科の内容に於て高等小學との反復を避け、社會學及び哲學概論を入れた。歴史に於て年代的連絡政治事實的の羅列を止め、文化史を中心とし、歴史上の文書の史料的研究を入れたことも著しい。心理學、社會學、倫理學も同様の精神に充ちてゐる。一年に實驗心理を入れたこともそうである。

前述のごとく高等免狀を第三學年の終りとして試験の質をも改善した外卒業試験(Le Certificat de Fin d'Etudes normales)を廢したこともよき改革とされて居る。入學資格に於て初等免狀を有しないものも試験により入學させること、修業年限二年を例外として認められたこと、寄宿生の外に通學生を認めたこと等は教員の不足を補はんがためである。一九一九年に一九二三年十月一日以後は高等免狀を有して少くとも一年師範學校に實習をしないものは教員たり得ずといふ議會の議決に應じたものである。二年の課程を許したことは退歩のやうでもあるが、それにより教員の最低標準を高めやうとしたためである。又入學資格に佛國人たることとしたのも新改正である。内部の訓育に於て自由を認めたことも著しい改革の一つである。

かくして佛蘭西に於ては大學に於ける初等教員養成の組織もなく、二年の例外を認

めたことは他の國に比して見劣りがするのであるが、内容を充實改善したことは認めなければならぬ。特に研究的精神と自由自律の訓育を攝取したことに於て見るべきものがある。今その制度と内容とを見やうと思ふ。

### 第二節 現 状

#### 第一項 初等師範學校

初等師範學校は公立學校(幼稚園、小學校、高等小學校)の男教員及び女教員を造る公立建物であつて、新令五十六條、寄宿生及び通學生を收容する(五十八條)。

#### 第二項 修業年限及び教科

修業年限は三箇年であるが、例外の場合には二年とすることが出来る(新令五十九條)。

教科	一年	二年	三年	計
教 科 日	一	二	三	六(1)
心理學及教育に應用せる社會學。	二	二	二(1)	六(1)
教育學。道徳。科學概論。	四(1)	四(1)	四(1)	十二(1)
國語及國文學	三	三	四(1)	十二(1)
歴史及地理	三	三	二	八

文 學 的 教 科 總 計	一 年	二 年	三 年	計
數 學	一	一	一〇	一二
物理化學及博物。衛生。手術。	三	三	二	八
農 業 理 論	四	四	一	九
理科的教科總計	七	七	七	二一
圖 畫 及 造 型	二	二	二	六
幾 何 及 音 樂	一	一	一	三
唱 歌 及 音 樂 操	二	二	二	六
體 操	二	二	二	六
手工及農業實習	二	二	二	六
計	二九	二九	二八	八七
總 計	二九	二九	二八	八七

(一)この表には教育實習の時間を含まない。

(二)また個別的指導の時間(前令には一時間とある)を含まない。

この二つの注意書きは次の女子師範に於ても同じい。一九二〇年までのが一學年三十一時間、二學年三十二時間、三學年三十一時間であつたのをかく減じたのは自學的  
精神を加へたものである。

#### 女子師範學校毎週授業時間數

教員養成制度の調査

科目	一年	二年	三年	計
教育學、道徳、科學概論	二	二	二(1)	六(1)
心理學及び教育に應用せる社會學	二	二	二(1)	六(1)
國語及國文學	四(1)	四(1)	四(1)	一二(1)
歴史及地理	三	三	二	八
現代外國語	二	二	二	六
文學的教科總計	一一	一一	一一	三三
數	三	三	一	七
物理科學及博物、衛生、家事經	四	四	五	一三
濟、手術	七	七	六	二〇
理科的教科總計	一一	一一	一一	三三
圖書及造型	二	二	二	六
繪畫	一	一	一	三
唱歌及音樂	二	二	二	六
體操	二	二	二	六
家事(裁縫、修理、洗濯、熨斗、洒掃、園藝)	四	四	四	一二
計	二九	二九	二七	八五

此の女子學校の方は舊制は一年二六、二年二七、三年三一時間で、一二年に於て増して居るやうであるが、これは舊令では家事の多くを三年に集中して居たのを一二年に擴げたためである。

これら各科の教授要目を示すことは繁鎖に失すると思ふから、教職的陶冶に關する

もののみを挙げておかうと思ふ。

心理學、教育學、社會學、道徳、科學概論(各學年每週二時)

第一學年

教育に應用せる心理學

序説——意識活動の定義。

精神生活に及ぼす身體の影響、個人の精神生活に及ぼす社會的環境の影響。  
心的生活の統一及び意識活動の分類。

一、知能

- 一、自發的意識と反省的意識。副意識。内省の困難。實際的結果。
- 二、外界の意識——感覺と知覺、感覺の錯誤、錯覺、幻想、幻覺、感覺の教育。
- 三、過去の表象記憶——起憶の心的機能。觀念の聯合——收得、保存、起憶の條件及び再認。——記憶型、視覺型、聽覺型、運動型。記憶の種類。
- 四、將來の表象。それが行動に必要なこと。豫想の機能。其の誤謬。豫想の不確實より起る實際的結果。
- 五、想像。

科學的發見。詩及藝術の創作。

幼兒の想像。說話、寓話、傳奇の嗜好。——如何なる程度に於て、如何なる方法によりて幼兒の想像を陶冶すべきか。

六、注意。——無意注意と有意注意。——放心及び知的疲勞。——注意の教育注意を刺戟し又固執する適當なる法。

七、抽象的觀念及一般的觀念。——その構成。概念と言語。抽象及概括の程度。その危險、機械的模倣。直觀及び具體的方法を用ふる必要。

八、信念。肯定否定及疑惑の心理的要素と社會的要素。

九、推理。——自發的形式直接推理、類比推理。——反省的形式歸納と演繹。——判斷及推理に起り易き誤謬の研究。批判的精神。判斷及推理の教育。

十、言語と思想。文體。

### 二、感情

一、快と苦。——兒童は如何にして快を愛し、苦に堪ふるか。

二、情緒。——身體的表出。——兒童の情緒恐怖、卑怯、忿怒。その取扱方。

三、主我的傾向。——保存本能。身體的欲求社會生活による改造。所有本能兒童に於

けるその表現。獨立の欲求。自愛とその變形。活動の欲求。兒童の遊戲。

四、愛他的傾向。同情、慈愛、友情、好愛。

五、超個人的傾向。好奇心と科學の好愛。嘆美と美の好愛、趣味の陶冶。宗教的情操。道德的情操。

六、激情。その構成。その抑制の方法。

### 三、活動

一、反射運動と本能活動。

二、習慣。身體的習慣と體育。知的及び道德的習慣。

三、意志。その作用。行動、感情、思想との關係。自律。意志の教育。

四、品性——品性の陶冶。

五、人格。

### 觀察及實驗

附屬小學兒童の身長、體重、體力肺活量の測定

視覚、聴覚、嗅覚、觸覚の測定

記憶の測定



児童の豫想の研究

想像の程度及性質の測定

児童の確認の研究及その動機の調査

児童の判断及推理の實驗(ビノシモン検査)

児童の言語、語彙、文體の觀察

氣質及品性の研究。その發達と學校生活に於ける變化の追求。

此の實驗測定を加へたことは最も注意に値する。改正以前の法規にはない。

一般的教育學

一、教育。——その道德的及び社會的目的。調査と教育。教師の活動の整正。教育の效果。教育の可能。

二、教師。——その權威の基礎。——教師として必要なる身體的、知的、道德的性質。その收得法。教師の教育。

三、生徒。——児童の身體的、知的、道德的生活の諸段階。——知能及品性の諸型式。——年齢及個性による個別的方法の必要。

四、生徒(ついき)。——學級の心理。學級内の精神的感染。學級教育と個人教育との相

違。

五、教育活動の規則及條件。その取扱方。訓練。兒童人格の尊重と規則との關係。——教育諸方法の吟味。學級教育法の吟味。

六、學級の編成。その必要及方法。

七、學級内に於ける生徒の位置、身體的(視、聽等)、知的、道德的素質に本づく位置の分別。

八、注意、疲勞等に考慮せる學科の分別。分團組織。

九、講述。口述と教科書。その分配の具合。

十、直觀法、直接法、活動的方法。これらの取扱及利益。行動による教育。——動機作成法その使用の程度。

十一、發問の諸形式、ソクラテス發問と指導發問。——發問の困難と發問者に必要なる性質。

十二、筆記。その數及期間。筆記の訂正。

十三、作文及び懸賞文。その教育的價值。競争の程度。

十四、學級外に於ける教師の活動、休養及遠足。

十五、父兄と教師との共同活動。

以上一般教育學と稱するものは、新制以前は「心理及倫理の教育に於ける適用」と題して極めて断片的なものと「教育理論」と稱してロック、ルッソ、スペンサー、ネッカー、ペコーなどの教育書を讀ましめたものに比しては、組織的、理論的である。しかも以前はそれを三學年に課したのであるが、新制では一年に於て先づ課するのである。

### 第二學年

倫理及び教育へ適用せる社會學の概念一週一

序論。——社會。人は孤獨にて生存し得ず。物質的、知的、道德的生活に及ぼす社會生活の影響。社會の法則と道德の法則。社會の種類。

#### 一、經濟的社會學

物質的欲求満足を目的とせる團結。法人、職業組合、協同。經濟的職能より見たる家族と國家。

諸種の社會に於ける生産の形式。労働(發明及指導の知的労働、手工的筋肉的労働)。

労働者の條件。生産活動の相互的關係。分業。

諸社會に於ける交換の形式。價值と價格。競争と專賣。通貨。證券。

労働の報酬。貯金。

所有の諸形式。

經濟の變化が制度、風習、思想に及ぼす影響。

分業の道德的影響、連帶責任。——その教育に及ぼす影響現今の經濟生活に参加せしむるための一般的及職業的教育の必要。

#### 二、家事經濟

家族の諸形式。いかにして家族は原始的職能のある物を失ひたるか。

家族の構成結婚その道德的及社會的性質。

夫婦の相互的關係女子の尊嚴の進歩向上。

両親と子供との關係家族に於ける權威。

家族的社會の道德的影響。

家庭と學校。家庭に對する學校の職能。家庭と學校との間に存在すべき諸關係。

#### 三、政治社會學

政治的社會民族、都市、國家、國民、聯邦。

一、國民とは何ぞ、國民的統一の構成、この構成に於ける共同的理想の作用。國民の

言語と地方語。國民の特質。國民性の原理。愛國心。國民的統一の維持發展及び愛國心の涵養に對する學校の職能。

二、國家。——國家の職能諸職能の變化。近代國家の新屬性(公共教育、社會救濟、公衆衛生)。宗教社會と政治社會との分化。

三、國家の構成。——公民の相互的關係。社會組織とその諸形式。階級政治、貴族政治、民主政治。

個人の權利、自由と其の限界。

政治帝政、小數政治、公衆政治。普通選舉と制限選舉。比例代表。女子の參政權。

司法と行政關係。

民本社會に於ける教育の特別なる重要。

#### 四、裁判權

犯罪と其の原因。

刑罰諸社會に於ける罪の感じ(贖罪、懲戒制等)。

五、國民及國家間の關係。連帶責任と對抗。戰爭と平和。仲裁裁判。國際聯盟。

#### 四、社會學の見地より見たる宗教、藝術及科學

宗教、藝術及科學の原始的形式。

部族、都市國家、國家の宗教。世界教。

宗教の社會的職能。

現代社會に於ける宗教、藝術、科學の分化。

藝術的創作及科學的發見に及ぼす社會環境の影響。その限界藝術家及發明家の獨創性。

教育に及ぼす社會の影響、教育の期間及び性質は社會組織の機能により異なる。學校の社會的職能。

この社會學を取り入れたことは最も注意に値する。以前は第三年の教育の一部として一週一時に實際的教育學(管理行政等)をやつた残りを、法制の概念と「國家經濟」に充てたのみである。

#### 教育學特論(一週一時)

各科教授法(讀方、書方、正字、文法、歴史、地理、美術、メートル法、修身等)。  
教科書の研究。

附屬小學教案作成。

現代教育學書の講讀及批判。

女子師範學校に於ては幼稚園に關する教育法及實習。

第三學年

科學及道德の一般原理(一週一時)

一、科學

學的研究の目的及困難。

a、方法

數學的科學の方法。演繹。

物理的科學の方法。實驗と歸納。臆說。

自然的科學の方法。觀察。分類。生物學の實驗。

人文的科學の方法。文書批判及舉證。

b、一般的結果。

自然界の法則。

物質の構成、生理、進化、宇宙進化に於ける臆說。宇宙に於ける人間の位地。

科學の價值。その限界。

理性と科學。

二、道德

理性と活動。道德と科學との關係。

道德の理想。その決定方法直覺道德、演繹道德、歸納道德。

道德の理想の諸概念、最高權威に對する服從、良心への服從、社會的興味、正義と連帶責任。

道德の理想及び義務の感情の性質。その合理的基礎。

道德的自由その程度と限界。

道德的及社會的責任。

徳と幸福

倫理は以前にも二學年にあつたが、それを科學概論(論理學の研究法の詳述ではあるけれども)の形にして三學年に課したことに注意を要する。

教職道德及學校管理(毎週一時)

一、教職道德

- 一、教職の修養。教員の教育は全生涯のことたるべし。教員會議の職能。教育の方法及教材の進歩の必要。
- 二、教職的良心。日常の仕事を成遂する整頓及努力。
- 三、學校の政治的中立その意義。國家に對する教員の義務。
- 四、國家に對する其他の義務。法律上及道德上の原則に反すべからず。教員と言論の自由に對する制限。
- 五、教科書の選擇。
- 六、生徒に對する義務人格の尊重、平等、慈愛。病兒の考慮及訪問。
- 七、他の教員に對する義務。校長と教員との相互的義務。
- 八、公立學校の監督及指導の當局(町村視學)との關係。
- 九、家庭との關係。
- 十、學校の補助機關に關する教員の職能。
- 十一、教員の私生活。模範たるべきこと。商事に關係し得ざる理由。
- 十二、教員と公生活。學校内の教育と學校外を輿論との一致。教員が行政に關與せざる理由。

十三、町官吏としての教員。

十四、教員の權利。身分。縣教育會議。專暴に對する保證。

#### 二、學校管理

一八八六年十月三十日及び一八八七年一月十八日の法規による。

この教職道德も大に注目すべきものと思ふ。

以上教職的學科に關するものを擧げたのであるが、これが最も改正中でも主要なものである。歴史に於ける改正は前に述べた。なほ數學が以前には一年に代數(每週一時)、幾何(二時)、二年に代數幾何各一時、算術(二時)であつたのを、算術、代數、幾何を一二學年を通じて各一時間つゝとして居る。これは數學の各科を相並行さすが有利であるといふ米國の研究に一致して居る。そして三年では舊制は測量、天文、算術であつたのを、三角測量、天文、幾何學として居る。國語で撰擇すべき教材を示して居ることも新制の特色である。

#### 第三項 入學資格

入學資格は新制によれば、

一、佛蘭西人たること、

二、十五歳以上十九歳以下たること、  
 三、教職に従事すべき健康の所有者たること、  
 四、十年間公共教育に従事すべきこと。  
 の四つである。これを一九二〇年までのに比べると佛蘭西人たることとふ條項を加へたこと、年齢を十六歳から一年下したること、初等免狀の所有者たることとふ條件を削つたことである。これはそれに代る試験により入學するのである。學校を擴張し志願者を多く取つて有資格教員を多く取つて、有資格教員を多く作るための改正である。

入學以前の修養は多く高等小學校に於て行ふ。此の高等小學校の規則も一九二〇年八月に師範學校と一緒に改正せられ、師範科を設けることとし、師範教育の豫備教育を充實することとしたのである。又舊令では高等小學校の修業年限を少くも二年とし三年及び以上のは全科と稱し得ることとしてあつたが、この改正で少くも三年として年限を延長した。學科に於ては反覆を避けて前進的變化あるものとし、小學校よりも分化したものとしたのである。

四、免狀及び資格

教員免狀には初等免狀(*livret de ne maître*)、高等免狀(*livret supérieur*)、正教員免狀(*certificat de capacité pédagogique*)の三種がある。一八八六年以來小學教員は初等免狀を有し、少くも十八歳女子は十七歳以上たるべしとしたが、一九一九年に一九二三年からは高等免狀を持つて少くも一年間師範學校に在學することとしたのである。

高等免狀の試験は毎年二回あつて、師範學校在學生の志願者中六〇パーセント以上、其他の志願者ではその五〇パーセント以下丈合格する状況である。尤もこれは從來の状況で、師範學校三學年修了者の受験(新制)については分らぬ。

この免狀所有の後少くも二箇年は試験補(*Supplémentaire*)をやリ、試験を受けて合格すれば正教員免狀を受ける。その際の合格歩合は四七パーセント位である。

試験には第一に高等免狀を有せる師範卒業生を採用し、次に高等免狀の試験に不合格であつたものより二箇年間にそれに合格し得る望みあるものを採用し、最後に師範出身以外のものから採る。この最後のものが可成り多數で、師範學校は教員の約半分を提供するに過ぎない。それ故師範學校に二年の例外を許し、その年齢を低下し、入學資格(初等免狀所有)を改め通學生制度を設けて多くを收容しやうとしたのである。

## 第三節 改革意見

一九二〇年の改正前には文部省から各師範學校、視學、大學區長などの意見を徴し、それについての個人的意見も發表せられて賑かであつた。その中で教員の最低修養を高めるためには二年にすること、試験を單純にすること、三箇年間に高等免狀の修養即ち一般學科の陶冶と教職的陶冶を區劃しないこと、教材を實際化する事、自由研究及び自治の精神を取り入れること等は大概何等かの形に於て採用されたことは上述に見るところであるから茲に述べない。たゞこの時の改革案で進歩的なものは、今後の改革の向ふべき所とし得るのであるから茲にそれを挙げやう。

先づシャンペリーの大學區長の案によれば師範學校を一般陶冶と職業陶冶とを兼ねる學校たらしめることを止め、純教職陶冶の學校とし、一般陶冶は高等小學の師範科及び中等學校(リセー及びコレージュ)に委ね、小學校卒業後五箇年間それらの學校で學んだものを容れて教職的専門教育を三箇年施すのである。即ち十八歳から二十一歳までの専門教育である。かく程度を高めることにより又一方には地方化することにより始めて地方青年の教育者たり得るといふのである。

次はサトル大學區視學官の案であるが、それはリセーに於て一般教養をさせ大學程度の教育的學科によつて教職的陶冶をしやうといふので、英米、獨逸等の實行もしくは改造の進行のものと同じである。この視學官の報告書には次の如く述べて居る。

師範學校を四年にしやうといふ改革案もあるが、自分の考では新生活を師範教育に入れるには斯かる事よりも小學校育と中等及び高等教育との連絡を密にすることが必要である。高等師範の影響は勿論現今でも少くはないが、なほ非常に隔つて居り、又大に間接である。各縣にリセー及び大學があるのに何故にそれを將來の國民の教師のために直接に利用しないのであるか。

リセーは一般陶冶の學校であるから、教員の修養には師範學校が要るやうであるけれども、教職者は大學と並行のアカデミーで心理學、倫理學、文明史、教育學を教ふべきである。將來の小學校教員は學部のコースを利用すべきである。

師範教育を平凡無効ならしめざらん爲めには、リセーとの協同が要必である。世界大戰後リセーは農業工業の發達の基礎として物理、化學、博物の教育的施設を完成した將來の教員がリセーの中で研究しなければ、現代の實驗科學について無知に止るであらう。教科書の教育でなく、實驗的教育を課し、實際の現象に接し、自己の觀察を重んず

るならば、師範學校に止めて置いてはいけない。

リセーでは一般教育が重んぜられ、物質上の設備もよく、年限も長く、教師の質も師範學校よりはいい。反對論者はかくては街學的になるといふけれども、予はかく思はぬ。よく教育されたものは謙讓である。よき教師によつて研究心を起し、自己の完成をなすのである。他の反對論は、リセー卒業生は小學教員の低い職に入らないで地方の師範學校を離れて了ふといふ。然り、教師の待遇が今日のやうではそうであらう。併し數千フランの待遇を受ければ、名譽ある教職につくであらう。その上給費の方法がある。給費を得るには二つの條件が要る。第一は候補者の身體、知力、徳性の試験第二は十年間の奉職誓約で父兄の署名が要る。この十年間中には大學に入る年月をも含む。その教員の理論及び實際は二年間といふ。

現状維持論者の主な反對は小學教師の養成にリセー及び大學を利用するは不可能のこと、冒険であるといふ。併し瑞西は實行したではないか。吾々はそれについて、その結果を見ることが出来るのである。

右の二論は他の改革案と異つた急進的なものであつて、一九二〇年の佛蘭西には實現すべくもなかつた。併しその改革は消極的な點が多い。リヨンの師範學校長ケルゴマールは自由の精神も新制で凡て實現されなかつた事をいひ、それは將來の問題であり、又劃一を破つて多様にすゝむべき事を述べてゐるが、各國の師範教育の向上について佛蘭西も早晚それに進むべきであらう。たゞ最低の程度を高めることに於ては一九一九年の決議及び一九二〇年の改正は多きをなしたもので、又自由研究、自治の點の進歩も著しいことは認めなければならぬし、學ばざるべからざる點である。

## 第五章 獨逸に於ける初等教員養成

### 第一節 發 達

獨逸は教員養成に於て最も早く考慮した國である。ミエンヘンの教員組合は一五九五年に出來て教員養成の事を行つた。フランクフルト、ニュルンベルヒ、アウグズブルヒ、リューベックなどにも起つた。それでは見習期が十八歳から六箇年つゞいて、六年の後に試験を受ける。課目は算術、習字、幾何、簿記(時に課す)であつて、試験を通過すれば助教師となり、缺員があれば正教員となる。この教員組合による教員養成は十八世紀の終りまで續き、リューベックでは一八一八年まで存在した。



この養成方法は一般徒弟教育と異なる所はなかつた。獨立の養成學校をつくる動機はラトケ及びコメニウスが一般的なる方法を唱導したことに歸せられて居る。かくて十七世紀の中頃にはゴータのエルンスト公は一六五四年にその必要を主張した。かくて公の曾孫フリードリヒ二世は一六九八年に十の養成所(eminantia scholastica)を建て、十人の熟練なる教師をその主事として指導させた。そこでは教授法も教へたのであるが全國的師範教育制度の發達のためにこれは進歩しなかつた。

師範教育制度のもとを造つたのは敬虔派である。一六九六年にフランケがハレ學院中に師範部(Seminarium praecipuum)を設けたのがそれである。フランケは此れの外に特別師範部(Seminarium selectum praecipuum)に於て十二人の優秀者を選んでラテン學校の教員を養成した。これは中等教員養成であること勿論である。

十八世紀になつて、フランケの門弟シオンマイエルは一七三二年にステットインの孤兒院に教員養成部を設けた。これはフリードリヒウイヘルム一世の命によつたのである。同じく王の命によつて僧正スタインメツもマグデブルグの近傍のベルゲン僧院に師範學校を建てた。

それらよりも一層大なる影響を與へたのは、ヘツケルが伯林に實科學校と一緒に師

範學校を立てたことである。これは私立で一七四八年に造つたものであるが、彼は他にも設けなければならぬことをフリードリヒ大王に建言した。ヘツケルの師範學校は二組に分れ、一方は短期で出るが、撰拔生は長いコースをやる。宗教、唱歌を重んじたけれども、その外に讀方、書方、算術、國語、地理、歴史、博物、天文、教育學及教授法、園藝、農蠶等をも課した。この實科を加へたのは、王の内示によつて國家の實業振興のためと、間接には教師の生活のためであつた。一七五三年からは王が毎年補助金を給した。

王の一般地方學校令では老兵を教師としたけれども、一般に師範學校の必要が認められて毎年各地に設けられた。ハノーバトでは一七五一年に寄附によつて立てられ、ハルベルシュタットでは一七七八年にロヒョウの暗示により設けられた。バゼドウの學校でも寄宿生と學教助とがあつて、後者は教員養成である。

この頃大學に練習學校の設けられた事(一七七九—一七八二)は著しい現象である。これも汎愛派の手になつたのであるが、設置者はチエドリッツである。彼は教授シュッツを遺して汎愛學校を視察させハレ大學に附設して同様の學校を造らうとした。シュッツの報告は否定的のものであつた。チエドリッツはなほ神學研究所から、二人を派遣して一箇年デッサウに見學させ全く汎愛派の思想に基いてハレ大學に教員養

成所を施設し又學校教員に教育學の補習をさせた。

此の新施設は凡ての種類の學校教員を養成するを目的とし、そしてアエドリックツは「實行を伴はざる理論は否なり」といつて、この學校に教育所(Erziehungsanstalt)を附設した。この主たるべき人としてデッサウからトゥラツプを教育學教授として招いて來たものである。かくて神學研究所が教育研究所(Institut für Pädagogik)となつた。

この所長は教育學教授としてのトゥラツプで、その下に主席教員があつて實習の指導をした。主席教員は毎日二時間佛蘭西語を受持つてトゥラツプの推賛した直接法で教へたのである。こは大學の練習學校の始めをしたもので、ヘルバルトはトゥラツプの死んだ年にケーニスベルグ大學にそれと同じ様のものを設け、チラーは一八六二年にライプチヒに練習學校を開き、後ストイはエナに開くといふやうに發達したのである。

十九世紀の最初二十年間は一般教育の進歩した時期で、ベスタロツチ主義による師範學校が設けられた。ザクセンではデインテル、ウエルテンベルヒではデンチエルの學校などそれである。一八一七年に文部省が獨立し、一八二一年にルドルフベツケドルフは二十八の師範學校の監督をした。一八二〇年にはザクセンの最初の師範學校

令が發布せられ、拉典語及び佛蘭西語を教科に加へた。

一般に獨逸の師範學校の學力の向上に努めたのはハルニツシュエゴデイーステルウエヒである。この二人は性格を異にしたけれども、師範學校は小學校の教科のみではいけないといふ點に就て一致して唱導し施設した。

この時期に次ぐ反動時期に於て、普魯西は一八五四年の法令で教科を小學校で教へるものゝみに限り、獨逸の古典を読むことさへ禁せられた。一八五七年のザクセンの師範學校もそうである。バイエルンのもさうであつた。この頃女教員を用ゐることがザクセンで主張せられ、一八五六年にカルンベルヒに女子師範が出来たが、普魯西では一八五三年にドロイシヒに出來た。

一八五四年の教育令では實習學校の實際的修練及び教授の方法が力説されたのであるが、學科程度の低下は何物を以ても償ふべくもなかつた。一八五九年に文相フオントラウマーが引退して、この年數學の程度を高め、一八六一年には古典をよむことを許した。化學も取り入れられた。ザクセンでは一八六五年に小學教員の大學入學を許可した。ライプチヒ大學は小學教員を二年間修學させて試験の後中等教員とした。普魯西でも改革が行はれた。一八七〇年の普佛戰爭はそれを促し、一八七二年に文

相フアルクは督學令を出し、學校を國家の直接監督の下においた。この年十月一般學校令が出たのである。この教育令で、師範學校の教科は擴張せられ、文學を重んじ、理科は博物、物理、化學を含んだ。これが現制の基礎となつたものである。

女教員の養成は普魯西では一八三八年の法令で認め、私立のものはその以前一八三二年にミュンスター及びベルリンに出來たのであるが、公立のものは前述のドロイシヒのものが始めである。

## 第二節 現 狀

### 第一項 師範學校

かくして發達せる師範學校は普魯西に於て男子のもの(一九一四年の統計)百八十六校、生徒數一七六二一人、教員養成科四〇校、生徒數一二九六人、國立女子師範は一九一三年に十八校、私立二十四校で、生徒數合計三八八〇人である。

バイエルンに於ては一九一五年に豫科及本科を有せるもの十校、本科のみのもの二校、豫科のみのもの廿八校、合計四十校で、生徒數三三九九人である。

ザクセンも同年に二十五の師範學校(内二校女子)で、生徒數四四四七人である。

### 第二項 修業年限及び教科

科業年限はプロイセンは豫科三年、本科三年、バイエルンは一九一二年まで豫科三年、本科二年であつたが、同年八月二日に改正して六年となつた。ザクセンは一九一五年まで豫科なくて六年であつたが、同年四月一日の法令で七年に延長した。

女子師範はバイエルン及びザクセンではあまり男子のと變らないが、プロイセンで女學校附設のは女學校を卒業して這入つて三年のコースを終へることゝなつてゐて、小學女教員も高女教員も同じコースであるから、數學を除いてはよき豫備教育を受けて居るのである。

プロイセンの豫備校は九十人以下、即ち一學級三十人以下で、校長と二人もしくは三人の教員を有し、本科は校長と六人もしくは七人の教師で三十人の學級三つを有する。本科の校長及び主な教員は大學卒業生である。

教科は豫科に於ては小學校と質に於てはあまり變らず量に於て異なるのみである。本科は初の二年は學科及教育の理論で三年は全く教職的である。現代外國語と農業を除外しては小學校の教科の擴張である。教職的學科は心理學、教育學、教育史、教授法

を含んで居るけれど注目的である。その學科に後に示す如くである。師範學校は常に實習學校を有し、本校の教師が指導するから英米に見るがやうに理論と實際とが離れてゐないのは特長とされてゐる。

プロイセンの女子師範の教科は國語、宗教、數學、歴史、地理、裁縫、佛語及び英語、理科、圖畫、體操、音樂、教育で、教育は教育史、心理學、教育學に分たれる。實習は少ない。授業參觀及び實地授業は三年まではやらない。實習の多くは女學校の低學年でやる。參觀は六―八時間、實習は一週間で、教生の授業は多く模倣的である。

ザクセンの新制七年のものでは必修科として宗教、國語及び國文學、拉典、佛語又は英語、地理、歴史、理科(動植物、人類學、化學、物理を含む)、算術及び幾何、生理、哲學概論、教育學、音樂、唱歌、器樂、理論習字、圖畫、速記、手工、體操で體操及唱歌は醫師の證明により免除する。今プロイセンの男子師範學校の教科及び毎週時數表を示せば次の如きものである。

教科	豫科			本科		
	一年	二年	三年	一年	二年	三年
教育學	1	1	1	3	3	3
教授法及實習	1	1	1	3	3	3
實地授業	4	4	3	4	4	4
宗教	4	4	3	3	4	3

\*ノ中  
一時間ハ教授法

外國語	歴史	數學	地理	習字	圖畫	體操	唱歌	農藝	總計
5	2	2	2	2	2	3	3	3	34
5	2	2	2	2	2	2	3	4	37
5	3	3	2	1	2	3	5	5	37
5	2	2	3	4	3	2	4	1	38
5	2	2	2	4	2	2	4	1	38
3	2	2	1	1	1	1	3	4	33-35

第三項 入學資格

プロイセンに於て豫科の入學志願者は十四歳以上で、洗禮、健康、種痘の證明書及び學業成績を提出する。入學試験は小學教科について筆記及び口述で、口述試験の方を重んずる事になつて居る。志願者の大部分は小學卒業生で、小部分がミッテルシューレ及びレアルシューレから來る。

第四項 教員免狀

プロイセンに於ては本科三年を終れば、師範學校の教員及び地方學務局の人から教

員第一次試験を受ける。それには筆記試験と口述試験とがあつて、前者には教育學もしくは國文學の論文、宗教及び歴史の小論文、外國語、音樂、教案であつて、後者は及範教科の凡てに亘り又實地授業をする。この試験の合格者は一年志願兵たり得る。

かくて最初は田舎の單級學校に奉職し、二年から三年間に第二次試験を受ける。それは主として教育的學科である。即ち教育の理論及實際に關し、又國史に關する筆記試験及び口述試験並に實地授業である。この試験に合格し一年志願を終つたものが正教員として永久的に教師たり得るのである。

プロイセンに於ける女教員の試験は、認定の學校に於ては卒業試験、その他は試験委員により、理論及實際の兩試験をうける。理論は筆記及び口述で、筆記は國文の論文、算術、佛語である。教育の理論及び實際、小學校の必修科は口述でやる。教育の實際は二十四時間の準備を以てさせる。

男子のやうに第二次試験を受くることなく、二年から五年の間に正教員となり、五年の後校長試験をうける。それは論文及び口述である。プロイセン及びザクセンは在職は結婚まであるが、バイエルンに於ては結婚後に及ぶ。男女教員の割合を歴史的に示せば次の如くである。

年次	男	女
一八八六	一八八六	一八八六
八九・五	八九・五	八九・五
一八九一	一八九一	一八九一
八九・二	八九・二	八九・二
一八九六	一八九六	一八九六
八九・一	八九・一	八九・一
一九〇一	一九〇一	一九〇一
八九・七	八九・七	八九・七
一九〇六	一九〇六	一九〇六
八四・七	八四・七	八四・七
一九一〇	一九一〇	一九一〇
八二・七	八二・七	八二・七
一九一六	一九一六	一九一六
七八・九	七八・九	七八・九
一九二一	一九二一	一九二一
七二・一	七二・一	七二・一
一九二二	一九二二	一九二二
七一・九	七一・九	七一・九
一九二七	一九二七	一九二七
七二・一	七二・一	七二・一

一九一一年に於ける教員數は一七、一六二人で、内男九、二四〇六六、女二、四七五六人である。

### 第三節 改革案

#### 第一項 憲法に伴ふ改革案の進捗

所謂「統一學校」の考が憲法によつて實現されることとなつたに伴つて、憲法は教員養成制度に關してその百四十三條に於て次の如く規定した。「教員養成は高等教育一般に通ずる原則に従ひ、國內に於て統一的に規定せられる」といふのがそれである。この統一的といふのは各聯邦を通じて一樣なることの意味にも解せられるが、全教員の統一的養成の意にも解せられ、茲に小學校教員も高等學校に於て學科の修養をなし、大學若しくは大學程度の學校で教職的陶冶を受くべきものであるといふ主張が一般的になり、全國教員會議はそれに就いて議決し、その促進會議をも開き、プロイセンの文部省は本年二月十八日それに關する覺書を議會に提出し、ザクセンでも文部大臣が本年一

月四日に布告を出したのである。今それらの大要を述べやうと思ふ。

一八二〇年六月の全國學校會議に於て此の師範教育問題が討議され決議案が公にせられたことは先づ注意すべき現象である。

此の會議に於て内務大臣博士コッホは、先づ一般學制の統一から教員養成の統一に論及した。それは各種教員は同一の任務を持つて居ること。それには統一的意識を強めなければならぬといふ事であつた。それに對してアドルフ、ハルナツクは、教育概念の統一は、教育の方法の同一ではない、例へば科學學校と生活學校、即ち高等學校と國民學校の教員が同一の方法によつて養成されねばならぬといふ事でないといつた。何人も小學教員養成の向上は望んだけれども、これを綜合大學とする事には反對した。小學教員養成を除外例なく綜合大學でやることは大學にも小學校にも不利益であると伯林大學は建議した。プロイセン言語學者團も亦中等教員の特殊陶冶の必要を述べた。その起草者は伯林のアウグスタ學校の教員タルト・ケツセラ博士であつた(ケツセラの持論は後に掲げる)。

總會の討議に於ける第一の報告者は實科學校長ルイス博士(伯林)であつたが、彼は凡ての教員が統一の基礎に立つことの必要を述べた。併し教員團の差異は認め、小學教員

のためには大學と別な教育アカデミーがいととした。此のアカデミーは入學所在地に立て、大學の教員はその教授に参加する。併し、各種教員が他の種の教員に轉ずることの道を開く。尤もその際には修養の補足は必要とする。

ワイマーの師範學校長ムーテシウスがその次に述べた。彼は內的統一の必要を述べて、それは機械的な平等ではないとした。併しその分化は、小中學教員を峻別するのではなく、多くの點に於て共通なることが必要である。大學入學までは共通に高等學校に行くことは無論であるが、その上を大學であるか、特別の教育大學とするか、問題で、一、大學でなくてはそれが行はれぬが、二、現在の大學では不可能であり、三、大學の多數はそれを欲しないことは事實であるとした。

第三には中等女教員ベンニヒス(伯林)が立つて、教員の實習には教育大學(Pädagogische Hochschule)がよく、女子は特殊の任務を持つから女教員には特別の養成所が要るといふことを主張した。

その次の報告者は伯林の學務官プレツチエルで次の如く述べた。現今の制度は小學教員にも中等教員にも宜しくない。二つが分れるのはいけない。中等教員は教材のみを重んじ、小學教員はそれを輕んずる。両者が一致することが必要である。併し

凡ての教員が同一の養成方法でなければならぬといふのではない。一致の中に於ける多様は必要である。その分化が上下でなく、同列でなければならぬ。種類は異つても段階を異にしてはならない。凡ての教員が高等學校に學科を學び、凡てが大學で學術的な職業陶冶をなすべきである。小學教員に對して特別の高等學校及び特別の大學を立てないといふことが根本である。現在の大學でやるか、特殊の大學でやるかは根本的の事柄ではなく、目的に適ふか否か問題である。大學で目的に適ふやうにすることは容易であるから、別に立てる必要がない。大學が本職を失ふと考へるのは誤である。大學は事實上の職業學校である。神學科、法科、醫科皆さうである。醫科にならつて教育の分科を設ければいゝ。別に設けることは小中學校教員の分裂を存在させ、中等教員の養成をも不徹底ならしめるであらう。金錢上も精神上も不經濟である。最後の演者は伯林大學教授スプランガー(彼の持論も後に出す)である。彼によれば、新制は現在の道と連絡しなければならぬ。一つの高等學校のみに豫備教育を限るのは偏頗である。高等學校の知識技能のみでは何れの教員にも不足である。専門研究のない教育は表面的である。教育學部と純教育學大學もいけないが、外的理由からして、綜合大學が凡ての教員を養成することは不可能である。併し外的理由よりも大切

なのは内的理由で、小學教員養成は生活陶冶、現在の生活との接近を要し、それは大學の目的とは異なる。大學の研究は人生觀の偏頗に導く。小學教員養成に今日の大學を用ゐることは便利ではあらうが非創造的である。教育大學に於て中等教員の教育的實際的養成をも存すべきである。教育大學が綜合大學の所在地に立てられ、ば、それと連絡を保つことは必要である。

討論の際にはトレルチュ教授は此のスプランガーの立場を支持し、ゲッチンゲン大學前總長プランデイは大學が凡ての教員養成につくすべきことを力説した。遂に委員會に於て次の如き決議見案をるに至つた。

- 一、凡ての教員は統一的職業を構成する。しかし學校の種類によりそれに伴ふ養成の差はあるべきである。
- 二、憲法第一百四十三條第二項に従ひ、凡ての教員は大學に連絡する一般陶冶の學校で豫備教育を受ける。
- 三、凡ての教員の職業教育は大學に於て根本的には一樣でしかも職業の任務の相違によりそれと適當な教育を受ける。
- 四、大學及び専門學校の教員を除き、各種教員の職業的教育には一般的(教育學的及び

専門學科的科學藝術又は工業を包含する。

五、大學及び専門學校教員を除き凡ての教員の教育的修養のために、大學に於て比較的に獨立した教育研究所 (Pädagogische Institute) を設ける。必要に應じ又は試験的に教育大學を設けることを許す。綜合大學の文學部又は工業大學に於て教員養成を擔當することが出来る。綜合大學に教育學部を特設し又は小學校教員のみに限る教育アカデミーを設けてはならない。

六、小學教員は教育學的研究と共に、科學、藝術、工業の一専門範圍を極度の自由選擇の下に學習すべきである。

七、各種教員は大學に於ける科學的修養の間に凡ての程度の學級及び國民の状態について見學する機會を與へられねばならぬ。又教育の實習を行ふべきである。

八、女教員の養成は男教員の養成と同様の原則によるべきである。

女教員は女子に特別な教科を専門的又は教育的教程の中に於て教養せらるべく、その他女子教育の特別な任務は教材及び教法に於て修養せらるべきである。

九、教員の教育學上及び専門學上の補習のために論文を課し圖書設備を完全にし休暇を與へ旅行をさす等の便宜を計らねばならぬ。

十、現存の特殊的な教員養成機關(オパーリチエウム等)に於ける教員養成施設もふくむは一九二一年の春から廢止に着手し、晚くとも一九二七年までに凡てを廢止すべきである。

十一、教員養成特に將來の小學教員養成の施設は、一般の狀況特に經濟狀態に關係するけれども、今日から着手すべきである。

十二、新憲法の規定した優等兒特に無産階級の優等兒を補助することは良教員を全階級から得るために必要である。

この決議に見える教員養成のための高等學校は新型の高等學校たる獨逸高等學校及びアウフパウシュエーレにあるが故に、この二つに關するプロイセン文部省の覺書(本年二月十八日議會提出)の概要を掲げて見やう。

獨逸高等學校(Deutsche Oberschule)

獨逸高等學校の概念は戰爭の勝敗何れの後にも思想家、學者、教育者の胸に起つたものである。ヒルデブランドは最もこれを高唱したのであつたが、それは獨逸文化、獨逸生活のためである。獨逸生活の充實及び多様のためには多様の學校を必要とし、何れも獨逸的であるべきことは論がない。それ故に獨逸高等學校はその主要學科が獨逸



的であることを意味する。この獨逸的といふ中には宗教、獨逸語、哲學、歴史、地理、藝術を含む。他の高等學校に比べると國民學校の自然的繼續の點が特色である。そして郷土から餘り離れないで高等教育を受けさせる。而も他の高等學校と同格であつて、理想的意義に於て高等の國民學校である。國民教育と高等學校とを連續させて、從來フヒテ等が憂ひた所のものをなくするのである。

獨逸高等學校及びアウフバウシュイレを高等教育の學校として認めるのは、獨逸特有の文化の教化力を信ずることに基く。茲に眞面目な努力によつて此の新學校を發展させ得るのである。哲學、歴史、地理、數學、自然科學、藝術、音樂等がその教科たるべきであるが、中心は獨逸語教授である。獨逸文化、獨逸語は外國文化、外國語に對立するものとして要求される。併し二つの外國語を學習させるのであるが、それは近代外國語が宜しい。自然科學は概念的思考の根底として役立ち、その中の生物學は社會學、倫理學と伴つて獨逸高等學校の上級教材たるべきである。

アウフバウシュイレ (Aufbauschule)

アウフバウシュイレは國民學校の七年と連絡し、六年の高等學校として獨逸高等學校及び實科高等學校と同じ大學入學資格を有するものとする。

この學校は經濟的見地からしたものではなく、文化政策の理想から來たものである。即ち村落及び小都會の優秀な兒童の向上の道を開くためである。從來はかゝる兒童は師範準備校及び師範學校に行つたのであるがこの從來の師範學校のなした任務は現今つ高等學校ではなし得ないから、此の缺陷を充たすために六年のアウフバウシュイレが意義があるのであるが、勿論それのみではない。

この學校の教化任務は獨逸高等學校と密接に關係するから、前に述べたることがこれに適用せられる。併しアウフバウシュイレは獨逸高等學校の型に限らず、高等實科學校の型も可能である。ギムナジウム及びレアールギムナジウムの型は第一には眼中に置かない。アウフバウシュイレは小學校教員養成に關しては他の高等學校と同じ關係である。

兩校の時間割は次の如くである。

獨逸高等學校每週時數表

一 宗 教	VI	三	二	IV	U III	O III	U II	O II	UI	O I
二 獨 逸 語	六	五	五	五	五	五	五	四	四	四
三 哲 學	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

科目	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
歴史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公民	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
算術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理科	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
英語	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
音楽	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
図画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
手工	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理科共同作業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理科共同作業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自由撰擇科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アウフパシユレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
獨逸高等學校型のもの	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
毎週時數表	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
UI	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
OI	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

科目	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
歴史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公民	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
算術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理科	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
英語	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
音楽	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
図画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
手工	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理科共同作業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理科共同作業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自由撰擇科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アウフパシユレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
獨逸高等學校型のもの	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
毎週時數表	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
UI	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
OI	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

十一、圖畫、十二、音楽、十三、體操は獨逸高等學校に同じ。  
撰擇科目では音楽、器樂が各學年に一時間課して居る丈異なる。

同高等實科學校型のもの(毎週時數表)

科目	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
歴史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公民	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
算術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理科	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
英語	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
音楽	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
図画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
手工	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理科共同作業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
理科共同作業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
自由撰擇科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アウフパシユレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
獨逸高等學校型のもの	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
毎週時數表	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
UI	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
OI	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

圖書音樂體操及び撰擇科目は獨逸高等學校型のものと同じ。

此の二校はいはゞ從來の師範豫備校の昇格せるものともいひ得るが、師範教育改善そのものの實行は着手を見るに至らないので、本年三月七日に獨逸教員同盟の實行委員が集つてその促進會議を開いた。政府側の人も、代議士も集まり、チーエン、ムーテシウス、イチナリなどの人も會同した。此の會議の目的は憲法百四十三條前述の實行に關して政府及び議會にそれを督促する爲めであつた。

演説ではドレスデンのザイフェルトのそれが主なるものであつた。彼は代議士として文相として得た經驗と知識とを以て改善の可能について述べた。内務省のシュルツ、チーエン、授なども同情の演説をし、ハムブルヒの學務官ウムラウフは同地では教育當局と大學と教員とが一致して仕事を始めたことをいひ、イチナリ、グロスマン等も同様の目的と仕事とについて述べ、各政黨の代表者も同意を表し、教員養成改善の進捗はその危機を脱したと報告されてある。

この會議に於ける決議事項は次の如きものである。  
獨逸教員團は憲法百四十三條第二項によつて、教員養成は高等教育に共通のものとし統一的に規定することに決定的進捗をなすことを議決する。

憲法にいふ所の教育養成の條項は、獨逸國民の精神的、道徳的、經濟的改造を必要とする故、獨逸教員同盟は獨逸教育會の改造を要求する。それは、一、現今の師範學校を直に廢止すること、二、將來凡ての教師は大學に導く高等の學校に於て一般學術的修養をなし大學程度に於て職業的學科の陶冶をなすこと、獨逸教員同盟は獨逸國民のあらゆる範圍に於て憲法の條項を猶豫なく、憲法の條文及び精神に従つて實行することを議決する。

といふのである。これは本年三月の全獨逸教育新聞に報告されたのであるが、その後の同誌及びその他のものにも此の運動の進捗について報せられてゐない。

たゞその後の「教育雜誌」(Pädagogische Mitteilungen)及び瑞西教育雜誌にドイツ國政府から各邦政府に次の覺書を送つたことが報せられて居るから進行中であることは覗はれる。それは次の如きものである。

一、公立學校の教師は實業的技能の教師を除き高等學校を卒業し又はそれと同等の試験を受けることを要する。

二、教職的陶冶に關しては大學を卒業し及び實際教育の練習をしなければならぬ。専科教員をも含める詳細なる規定は講究中であるからその發表までは地方の規定に

委す。

- 三、從來の小學教員養成の機關は廢止する。
  - 四、一九二八年九月三十日まで地方從來の規定によつて教員を採用し得る。
  - 五、内務大臣はこの法の實行について委任さるべきものとする。
- ザクセンでは本年一月四日に文部大臣から改善實行に關する布告が發せられた。それには次の如く述べてある。

一九二二年のオステルンに出るべき獨逸國教員養成法令の發表まで保留して次の如く定める。

アウエルバハ外六箇所(名を略す以下同じ)の師範學校は一外國語を必修とした(A型)九年程の獨逸高等學校に變へる。ピシヨフウエルダ外五箇所は二外國語を必修とした(B型)九年程の獨逸高等學校に變へる。アンナベルヒ外四箇所の師範學校は六年程のアウフパウシュイレにかへる。シュネトベルヒはその地のギムナジウムと共にドレスデン型のレフォルムアンシュタルトとする。ボルナはその地のレアルギムナジウムと共にザクセン語學者團の案によりアインハイツシュイレにかへる。ドレスデンとライプチヒのは新法令で決しやうと思ふが、工科大學及

大學と連絡して教育研究所にしようと思ふ。

凡てのザクセンに於ける師範學校は一九二二年のオステルンには新七級(最下級)をこつてはならぬ。

九年の高等學校は女子をも入學させる。アウフパウシュイレは此の限りでない。新高等學校及びアウフパウシュイレに入る生徒は月謝その他に於て他の高等學校と同じく支拂ふべきであるが、月謝免除の規定は適用する。

これを見るに一九一五年に師範學校を七年に延長したザクセンは最も早く改善の準備をもして居るのがわかる。

## 第二項 諸家の改造意見

### 一、スプランガー

小學教育養成を大學程度のものに向上させることは何人も一致して居るのであるが、これを大學の中に於てするか、別の大學を特設するか、議論の別れる所である。スプランガーは『教員養成論』(一九二〇年)に於て後者を主張してゐるのである。彼は同書に於て先づ教化の意義について次の如くのべて居る。

知識と教化とは同一でない。知識は死んだもの教化は生きたものである。科學は

知識の系統で事物的、客觀的のもの、事物性は知識の本質で人格でない。科學は客觀的眞實に關するもの、教化も眞實に關するけれども人格的である。

彼はかく學問と教化とを峻別し、次に教化價值を詳述して人間そのもの、價值と異なることをいひ、次に被教化性について述べて教育方法の研究の重要を論じ、進んで科學工藝教化がそれ、異つた概念をもつことを明にして綜合大學、工藝大學、教員大學の案を述べて居る。その大要を見れば次の如きものである。

彼によれば、科學は嚴密に事物的客觀的な法則に従ひ、吾々の認識内容を整頓するもの、工藝は科學的に知られた結果を實用及び目的から見て經濟的な方法の選擇に關する價值法則の下に適用するものである。教化(活動としての)は客觀的價值に富む構成の規範に従ひ、凡ての經驗に於ける價值評價の方向、情操及び實際的態度を開發するものである。それ故に教化は科學とも工藝とも結合すべきものではない。科學は人間の價值の總てをその部分に於て取扱ひ、認識價值以外の價值を考へない。工藝はこれと異り、科學價值の中で實用價值から選擇する。教化も亦その特有の目的からする所あ特有の文化機能であるから、科學のみが自己目的のもので、工藝及び教化は他の價值の支配下にある。教育は科學を要するけれども科學自身の爲ではなく、教化價值のた

めである。學者的教育の目的には科學が著しい地歩を占めるけれども全部ではない。凡て理論と實際とは區別を要する。綜合大學は學問の大學である。それとは別に十七世紀に藝術のアカデミーが出来、十九世紀には工藝、商業、林業、獸醫の大學が出来た。これを區別するは誤りだといふものがあるが、併し綜合大學は學ぶ所で實行するところ、教育する所ではない。應用に觸れる事はあつてもそれは研究の後のことである。醫學部はそうでないといふものがあるが、醫學部も亦その實習は研究の後のこと、助手として後に來るものである。それ故に應用を主とする工藝大學が分れて居るのは理由のあることである。

茲に問題となるは、文學部を教員養成の場所とすることである。自分がかくする事に反對するには根本的な二つの理由がある。第一は、綜合大學は純粹に學問を研究し教授する場所であつて、實際に於ける適用を顧みないことである。これ十八世紀以來行はれた正當な思想であつて、それを捨て、はならない。獨逸民族の精神的偉大は自由なる研究にあるからである。第二の理由は、科學の生活は研究と共にそれを傳達することにもあるが、傳達のみの事ではないといふ事實である。傳達されたものを傳達すること、創作的な科教を傳へること、は區別しなければならぬ。發見されたもの

よりも、研究の精神が綜合大學では必要である。教員養成部を置くことはかくて獨逸文化を害することとなる。そして又自分は教育者の唯一最高の名譽が科學的業績にあると信じない。科學は教化と同じく文化の一部分のみである。各教育者が科學及び科學的精神を所有すべきことはこれを認める。しかも學問を普及すること、廣義に於ける人間の教育者たることは二つの異つた任務である。科學者乃至學者が高尚な意味に於て教育者として缺けて居るもの、有ることは眞の教育者は自ら感じて居る所である。學者が教育的精神を併有して居ることはある。併し文學部の任務は教育ではない。教育に關しては綜合大學及び工藝大學の外に第三の概念がある。教育大學 (Bildungslehre) がそれである。

今や小學教員が科學に参加すべきであるといふ思想は喧しく唱へられて居る。併し自分は單に科學的精神の所有者のみでなく全人間を陶冶する文化事業の獨立及び高き地位を主張するのである。工藝家でも科學が要るから綜合大學に這入らうとするは、かくては學問に没頭して彼の文化使命たる工藝には達しないで止むであらう。教育者に於ては特にそうである。教授は教育者の任務の著しい部分で、それは科學を必要とするが、併しその科學は教育の手段でなければならぬ。純學者はたゞ

その方面の専門家のみである。國民の教育者は専門學者でなく、先づ文化擔任者でなければならぬ。それには特別の教養が要る。美術大學々生が綜合大學に這入つて來ると假定するとき、彼等は茲に美術史及び美學については多くを聽講し得やうが、美術家たることは六ヶしい。教員が文學部もしくは教育學部に這入つて來る時、人間陶冶の藝術家としては教へられる所が少ないであらう。それ故に全範圍に亘つて教化生活に關して教養せらるべき特有の教育所を自分で作ることも恰も工業がその單科大學を持つて居る如くなるべきである。小學校に於ては手工、音樂、體操が要るから、その研究には工藝大學、音樂大學、體操のアカデミーに行くがよい。他の學科については綜合大學に行くべきであるが、しかしそれを以て知識技能のみの教養に終らないで、自分の文化事業の任務即ち人間とその陶冶といふ目的に關して修得しなければならぬ。この際には百科的教員養成の危險は避けなければならぬ。知識の暗記に終ることも然りである。他人を教育するものは自ら教養ある人でなければならぬ。これは教育の根本原則の一つである。時間と勞力との經濟は何れの方面に於ても注意しなければならぬ。教員養成に於ても亦然うである。小學校教員の目的に對する直接の道を辿らなければならぬ。それには文學部は不適當である。これは修業年限をいふの

でなく、學科に關していふのである。

これを要するに科學及び工藝を教へる大學は今日あるが、教育は科學でも工藝でもない。綜合大學には人間陶冶の精神を意識した場所がない。藝術學院もその場所でない。教育は科學、工業、藝術の價値を人間の精神に陶冶することを任務とする。それらのものが統一されなければならない。茲に於てか人間陶冶の大學が必要である。

他を教養する者は自ら教養ある人でなければならぬ。生活のみが生活を喚起する。故に將來の教育家は特有なる教育過程を有しなければならぬ。即ち教員大學の組織を教化、教化價値、教化性から出立すべきである。それは一、科學部(教育學等)、二、技術部、三、實際教育部を含み、それがよく統一されねばならぬ。併し舊師範學校に比べるとその百科的方面が分化する必要がある。國語歴史の科と數學自然科學が分れねばならぬ。そして初め二箇年は一般的後一箇年を實習を主とする。前の二年に於て八時間づつは他の科に亘つてやる。教育學科は共通として四時間課する。即ち十二時間は兩科共通である。

文科の教科は宗教、歴史、地理、歴史及び法制、拉典語及び佛蘭西語、佛語及び英語とし、理科は生物學、高等數學、化學、及び物理、地質、鑛物、大文、とし、水土の午前は見學及び實習とする。

教育學	宗教	國語及び歴史	數學自然科學	歴史言語科選擇	自然科學科選擇	實際科選擇	計
理論科	實際科	理論科	實際科	理論科	實際科	理論科	實際科
四	四	四	四	四	四	四	四
八	八	八	八	八	八	八	八
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

第三年は實習を主とするが、公の練習學校は教師兒童及び方法を形式的に取扱ふ弊がある。又千人の學生従つて三百人の教生を實習させることは不可能である。又實習は個性化すべきものであるからである。

二、クラウゼル及びステッツレ

右の意見と異り大學の中に教養することが利益であることを主張するのは「大學と教員養成」(一九二〇年)の著者ステッツレである。チュエーリヒの博士クラウゼルはスプランガーの意見を批評し、ステッツレに左袒して「端西教育學雜誌」一九二一年一月號次

の如く述べて居る。

現今に於て焦眉の急を要する問題の一つは教員養成の問題である。獨逸教育家の見解は二つに区分し得る。一は大學が教員養成をなすべきことを要求し、他は特別の教育大學(Pädagogische Hochschule)をつくることを要求する。

スプランガーが實習について實際的方法を考へないのは欠點である。彼は練習學校に反對して居るが他の道を示してゐない。彼の主なる欠陥は彼が教員大學の長所をその獨立にあるとする點である。何となれば、かゝる學校は古式の師範學校に於ける養成に外ならないからである。この獨立の弊としては、教材注入となり、他の學生の職業に對する孤立偏狹となる。學力は高くなつても孤立狹偏のために間違つた教員氣質になつて了ふ。又スプランガーは、將來の中學教員が綜合大學で養成せられるのに教員大學に關しては小學教員の養成のみを説けるは不可解である。教員大學にして凡ての教育問題の中心ならば凡ての種類の教員がそこに於て陶冶せられなければならない。大學が中學教員を養成し得るなどは、小學教員をも養成し得る筈である。彼が科學、工藝、教化の三つを区分して居ることは精神的及經濟上の力の分立の危険を冒すものである。

スプランガーの主張には反對がある。彼の偏頗は大學に於ける教員養成によつて避けることが出来る。ステッツレはそれと主張するのである。彼の大學を以て教員が希望し、利用するものを見出す唯一のそして唯一に正當なる場所である。固より大學は第一次的に一定の職業の準備をするものでなく、又教へるのみでなく、研究の準備をする。即ち研究に向はうとするものを取る。教員志望者は他の學生と同じ修養を有すべきものである。かくて根本的に教員養成をなし得るものであるから、學問的立場から教員の大學入學を反對すべきではない。大學に於て教養する利益は、一、學術上の考慮、教育學の徹底、各教科の充實、二、判斷の鋭敏、批判的精神の喚起、三、以上の教養が作る満足、四、教育科學生と他の科の學生との共存、五、有爲なるもの、選擇範圍の擴張、六、凡ての階級の教師の統一的教養、七、教員の地位及び教育事業の尊重、八、初任の際の年齢の向進であるとして居る。

ステッツレによつて、大學中の養成に反對する意見は根本的に覆された。彼によれば、教育學部の設立は必ずしも必要でなく、文學部の中で特別の教授、講義、研究室、圖書館を設くればよい。又練習學校を附設し、醫家、法律家の治療教育學、學校衛生、學校法令の講義を設ける。これらの教育設備はあらゆる種類の教員に必修とする。何となれば



心情、技能、知能の陶冶は凡てに共通であるからである。教科の中心は廣義の教育學で、それに哲學史、美學、倫理學、國語、歴史、地理、自然科學、外國語などの講義が加はる。三年間純理論的で、練習學校は大學で含まなくともいい。四學年に於て實習をする。休暇中は二學年から田舎に實習に行くこととする。

スプランガーとステッツレとは斯く根本に於て異て居るけれども同一の點も多い。小學校とその教員の地位を高めやうとする事はその一である。一般陶冶を深くすると共に教職教育をしやうとする事はその二である。始め理論的で後實習をやるのがその三である。差異は教員大學と綜合大學との點である。自分は教育大學に反對するけれども、スプランガーの本の價値は蔑視しない。ステッツレとは大學の點に於て一致するけれどもその實習の點は不賛成である。大學の休暇中には妨げがあり、二學年で理論がなほ徹底しない場合の實習は機械的になる。理論と實習とは平行しなければならぬ。

かくして自分の決論は、一、教員が今日よりも一般陶冶と専門陶冶とを深くするやう教育を向上すること、二、如斯陶冶は大學に於て最もよくなし得ること、三、文學部は茲に比較的僅少の勞力でそれに改造が出来る、四、大學は他の科の學生のために彼等の進入

を恐れる必要のないこと、五、教育實習はその理論と平行すること、従つて大學は練習學校を有すべきことがそれである。

### 三、ケルシエンシュタイナー

獨逸に於て兩様の意見のあることは前述に於て明かであるが、ケルシエンシュタイナーはスプランガーに左祖して居る。「教育者の精神と教員養成の問題」(一九二一年)から大略を茲に紹介することとする。

ケ氏によれば、教員は特殊の職業であり、特殊の心的條件を要する。そこに被教化性の問題を知るところを要するのでスプランガーはそれをいふのであるが、その上に教育者の精神の本質も存する。

ケ氏はかくて先づ「教育者」の諸種の意義を述べ、レムブラントを教育者と呼ぶ如き場合と、ヘルバルトの如き教育學者と、ベスタロッチの實行家とを區別し、教育的行動の本質を論じて教育者の精神は社會的型式彼は「戰時及び平時に於ける獨逸の教育」(一九一六年)中に個性型を區別して思索型、審美型、非社會型、社會型、超社會型、宗教型の六つを擧げて居る)のものでなければならぬといひ、他人に愛を感じないものは教育者たり得ないとし、教育者たらしめるものは學問でなく成長する人間を特有なる將來の價値の

擔當者として純なる愛から彼等の被陶冶性により影響を與へこの愛の活動に於て最高の満足を見出すところのものだとして居る。

彼は進んで教育者の本質を分析し、一、個性の形成に對する純なる愛情、二、この愛情を有效な仕方にて成遂する堪能、三、成長する人間に自己を傾注する特有の過程、四、發達の影響の繼續的確定性の四を擧げ詳述し、教育者は被教育者に對して mitfühlen するのみでなく Einfühlen すべきこと、ユリモアを有すべきこと、宗教的信念の上に立つべきことを論じ、なほ教員として必要な資格を論じて教育養成組織の論に入つて次の如く述べて居る。

上述の如く教員の型は社會的人間であつて、その根本は愛である。教化とは内部に存するものを構成させることに外ならない。教員養成はこの精神基礎に徹底せねばならぬ。教員養成の學校は社會的團體生活團、作業團たるべく、その中で生徒は未成熟者に價値を實現させる手段を講究すべきである。これが教員養成の第一要求である。斯の如き學校は人文的 Gymnasium であらう。理論型のものゝ學校には古代語及び近代語の Gymnasium、高等實科學校及び大學があり、美的型式のものには工藝學校、美術學校、音樂學校等があり、經濟型には實業の專門學校及び實業の大學がある。(一)

に經濟型といつて居るのはスプランガの「生活形式」によつた者で本書の前半分の中にそれを述べて居る。それは理想家、想像家、宗教家、社會家、經濟家、權力家の諸型である。然るに社會型のものゝ學校はない。教員養成の學校に於ては教科課程は主問題でなく、生徒教師相互の社會的精神が大問題である。此精神は社會的團體即ち社會生活に於て養はれるから、學校の社會生活が中心となつて來る。即ち生活團、作業團のみが社會的陶冶の學校たり得る。各學校の改革に於てもそれが必要であるけれども師範學育に於てはそれに數倍して必要である。自己の價値感は大に必要であるが、それは單なる合理的教訓によつて生ずるものでなく、社會的經驗により他との比較から生ずる。永遠の價値に従つてそれを實現させる事に努めるのには眞實なる宗教心が要る。これが教員養成の學校の第二の學校の根本要求である。ベスタロツチ、フレイベルは勿論、今日の教育改革者はかゝる宗教的信念の教育を中心とした。

第三には國家的理想による組織が必要である。その第一は社會心である。社會は組合が現實的目的の組合であるのと同異り理想的價値よりせる結合である。そして最も包括的であり又眞實の社會は國家社會もしくは國民社會である。そこに國民的情操を養ふことが必要である。それは人格價値と平行し相互に影響するものである。

茲に國民的教育が第三の要求である。國民的詩人アルントからプロンタリアの詩人  
レルシュに至るまで「予は神を信仰するやうに獨逸國を信仰する」と歌つた。英國の國  
民歌にも *Rule Britannia, rule the waves, Britons never shall be slaves* といつて居るではないか。  
ポアンカレの中心としたのは全佛蘭西の教育家をして國民的情操を高めることにあ  
つた。吾々は勿論家庭から出て世界の國民であるが、しかも國家主義によつてそれを  
成遂するやうに教養しなければならぬ。

上の三つの要求は組織に關する積極的原理であるが、第四としては消極的の性質の  
ものがある。小學校の教員として諸種の知識が必要ではあるが百科的にならないこ  
とである。スプランガーもこれを警戒し、イッチナーも教育的情操を養はなければ教  
員養成は無意味であるとした。小學校の上級四年は分化すべきもの、教育もまた然る  
べきである。その分化は科學と藝術と工業とである。小學校の中心は國民教育の  
根本力である。

かくして教員の社會的宗教的國民的方面は凡てに統一的でなければならぬが、學  
術的藝術的工藝的陶冶はそうでない。小學校教員はこの三方面の智識性能を必要とす  
るけれども、中學教員は一つの知識範圍に徹底しなければならぬ。藝術、工藝に於ても

亦然りである。小中學教員共通の點は教育上の理論及び實習であつて、その豫備教育  
が同一でなければならぬといふ譯はない。圖畫實業の教員が九級の高等學校の卒業  
生でなければならぬといふのは矛盾した要求である。

要點は社會型の養成であるから、從來の豫備校に見るやうな急務の記憶の教育は教  
化學校ではない。又職業撰擇には早きに失して居る。今日稱へられるアウフバウシ  
ョーレも同様の誤にある。アウフバウショーレは優秀者の學校として特色があるの  
みである。それ故に教員の豫備教育としてはギムナジウム及び高等實科學校などと  
なる。併し現今の師範學校の教程も教化學校の從來の型に附加さるべきである。

自分は十月前に次のことを述べた。田園學校(Landesschulheim)が六年の上に三年  
の師範學校相當のものを有し、大學教育の要求によつて改造されて、教育的社會的性質  
の實習を有する生活團、作業團、教育團たるならば、それは小學校教員の教育のみでなく  
凡ての教員の教育にふさはしいものである。それは古代語、近代語又は數學、自然科  
學の性質に分たれねばならぬ。それが、オックスフォード、ケムブリッヂ、ハーヴァード、  
エールのカレッジのやうに大學に連絡すれば完全な教員養成機關となるであらう。  
今は大學に於てするか、その教育學部でするか、又はスプランガーの如く特別の教員大

學を設くるかの問題が、矢筈しいが、よく實質的に考へるときはスプランガーの意見が最も有効である。自分は全く彼の立場に賛成である。

ゲッティング大學及びハノーヴァーの工科大学は一九二一年から小學教員の入學を許したが、オスナブリュックではスプランガーの意味の小學校教員の理論及び實際に關する特別の大學をつくつた。前の二つは理論的修養のみにつくし、各科教授及び實地指導は他に委して居る。大學に實習學校を置くことは内容上及び發育上現在では不可能である。小學教員の古い希望を充たすのは危険である。社會型に代へるに學者型を以てしやうとする事は大なる損失である。小學教員の中心は純知的陶冶ではない。少年運動の代表者フルターマタイがいつた、教員養成によつて少年に暖い感情を持つて少年を導く強い人格を與へよ」といふ言葉は正當である。

これを要するに社會的生活形式を完成する事が教員及び教育者の理想である。小學校の改善はカントやゲーテに存しないで、ベスタロッチに存する。

右の如くケ氏も大學内の養成には反對で次の兩氏の意見もそうである。

四、ケッセラール及びビッチナー

全獨逸學校會議で語學者團を代表して意見を述べた(本節一、参照クルト、ケッセラール

が「哲學的基礎よりせる教育學」(一九二一年)に於て述べて居る教員養成論は次の如くである。

青少年の陶冶者たる教師が一樣の精神を有すべきことは論がない。小學教員も中等教員も大學教員も同様に理想的意味に於ける人格者でなければならぬ。獨逸理想主義の理想、自由、人格、社會が教育者の生活中に實現されて居なければならぬ。かくて小學教員も偏頗な教員でなく、高等學校の教育を経たのもでなければならぬ。又今日小學教員の任務は補習學校及び民衆大學にも亘らうとして居るから一層その必要がある。それ故凡ての教員は大學教育を必要とする。

併し小學校教員を綜合大學で養成することは不經濟である。多くの學科のため多くの年限を要するからである。こゝに活動の分化は養成の分化となる。民衆の學校に於ては實用的任務がある。スプランガーは兩者を分ち、ステッツレはそれを非とするが、單に學問からのみ考へるのは主知主義である。獨逸の學者の世間知らずはその徹底をも意味するものであるが、この事情は教員養成を考ふる上にも必ず考慮せねばならぬ。

かくて小學教員の職業陶冶は特別の大學でなければならぬ。それは低格ではなく

小學教員養成尊重のためである。吾々は綜合大學及工業大學の外に美術學院、森林學院、鑛山學院、商科大學、音樂大學を持つて居る。教育大學は職業陶冶、學術の陶冶及び生活陶冶の三任務を有する。職業陶冶は教員が將來教ふべき學科の補習であつて高等學校で教へる知識はその廣さも深さも將來の教員に不足である。茲に教育大學が要る。又教へる學科の教法が必要で、しかもそれには各學科の知識が要る。教育大學の第二の任務は學術陶冶である。それは哲學及び教育學で、この兩科は大學程度の研究を要し、教育の理論は實際と平行することを要する。第三の任務は生活陶冶である。専門學校も綜合大學も一般修養を必要とする様に、教育大學も必要とする。經濟、職業に關する知識見識が特に必要である。一般に小學教員の職能を意識することが必要である。それは中等教員と上下の關係でなく、對等の關係である。共に獨逸理想主義の精神の下に獨逸文化のために貢献せねばならぬ。

イツチナトも『教育雜誌』一九二〇年一月號に於て同種の意見を述べて居る。いはく、大學がアカデミーかの呼聲は高いがそれは合理的必然よりも氣分から叫ばれることが高い。大學よりも教育學院の方が眞の改善として可能性を持つて居るやうである。自分の考では大學は内的本質の點から教員養成の場所ではない。スプランガー

はよくそれを説明して居る。

イツチナトはかくしてスプランガーの意見(前述1項)を紹介して次の如くいつて結んで居る。教員養成に大學を必要とするものは先づスプランガーを辯駁しなければならぬ。しかもそれは無益であらう。併しながら遠からず兩者が握手する日が來るであらう。

以上紹介した所によると獨逸に於ける小學教員養成論の状況は覗はれるであらう。大學程度に向上することには何人も異論がないが、綜合大學に於てするか否かに於て説が分れる。併し大學も教育學術の方面に於ては少くとも小學教員の補習には現に盡しつゝある。伯林大學はスプランガーその他教育教授研究所の生徒のために大學で講義をなし、ブローイセン、ザクセン、バイエルン皆小學教員の志望者には補充試験によつて入學を許して居る。大學の中で凡てを養成しないでもイツチナトの所謂兩者握手するの日の到來すべきは明らかであらう。

### 第三項 塊地利に於ける改革案

獨逸と國情を一にする塊地利に於ても同様な改革案が出て進行中にある。その案は一九二〇年に出たのであるが、獨逸と同じく將來の小學教員は高等學校で一般陶冶

を受け教職的陶冶を大學でうける、從來専門學科のみについて陶冶された中等以上の教員も教職的準備を経ねばならぬといふのである。この案には中等教員は賛成したが大學教員は反對して決定しないのである。その案の大意は次の如きものである。

學制の全體は一、基礎學校(七歳—十歳)二、中等學校(十一歳—十四歳)三、高等學校(十五歳—十八歳)四、大學(十九歳以上)とし、此の何れの教員も統一的のものとすが、その中の區別として學級教員(基礎學校及び中等學校二年まで)と専門教員(中等學校及高等學校教員)とに於て準備の期間が異なる。

凡ての教員が一般陶冶をなす高等學校を最初の段階とする。學級教員に最も適當なのはドイツ高等學校とする。それは獨逸國民生活を中心として國民的材料の學習によつて世界の文化に貢献する。即ち生徒をして祖國の各地の狀況、獨逸民族の統一その實業、習慣、法律の發達を熟知させ、國語、國文學、國民藝術に導き、獨逸の科學的及藝術的精神の發達を知らせる。外國語は一週約三時間とし少くとも一外國語及びラテン語學習の機會を與へる。必修はその何れか一とする。最後の二箇年は哲學を課する。それでは經驗的心理學、美學、倫理學の問題を含む。他の高等學校と同じて大學にすむ。

大學の文學部は科學的研究の外に教員養成を分擔する。即ち大學の一部分として養成部を設置する。この養成部は必要の場合には他の學部と共同する。文學部は養成部と連結し教育の理論に於て教員の職業陶冶に意を用ゐる。その學科は、A、理論として教育學概論及び特論、教授法、教育史、これらは哲學、心理學、論理學、學習原理、美學、倫理學、形而上學、哲學史、衛生學、社會學、經濟學、學校管理法に於て基礎づけらるべきである。B、實習としては教授法の區別、吟味、教師及び教育の職能について練習する。以上の學科を收得するには、a、講義、b、演習、c、調査(兒童研究、手工、音樂、衛生等)、d、實習、授業參觀、實地授業、教案作製、批評、討議等とし、實習學校は師範部の一部たるべく又近隣の學校を適用する。専門學科の學習には文學部がつくす。教職的學科としては教育學が一年、學級教員學科が二年、専門學科は二年から五年に至る。學級教員の試験は教育の理論と實際、専門教員の試験は學科試験と教育試験とに分れる。

特殊兒童の教員の養成も養成部でやるが實習は特殊學校である。この特殊學校は養成部の一部分とする。養成部ではなほ教員の補習教育にもつくす。養成部の職員は、A、教育學の正教授數名、B、補助學科等の教授及講師、C、實習學校の教員、D、助手とし、正教授の一人が養成部長となる。

この養成部はウィーン大學教員研究所を改造して、グラーツ及び、インスブルックにつくる。實業學校教員養成も大學でやり、補習學校教員はその材料で養成すべきである。

これが案の大體である。大學内に設けるのであるから大學側の反對がある所以であらう。そして財政上行惱みの狀況であることは覗はれるが、將來に於て必ず行はれると期待されてゐる。

## 第六章 各國に於ける初等教員養成の概況

以上英、米、佛、獨の四國に於ける初等教員養成の狀況について述べたのであるが、本章にはその重要な點について要略して概況を述べて見やうと思ふ。

### 第一節 師範學校の入學資格及び修業年限

各國の現制について見れば、英國に於ては給費學生制によるものは十七歳まで中等學校に修學して直に師範學校に入るか又は一年間の見習期を経て十八歳で入學する。教生制によるものは小學校卒業生(十二歳)、十四歳まで中學もしくは高等小學に學び、そ

れから十六歳まで中學もしくは教生級に於て修學し、それより十八歳まで學習もしくは見習をなして師範學校に這入る。この兩者の多くが入る所の師範學校は二年程度のものであるが、給費學生制によるものは大學の教員養成部に這入つて三年又は四年を経て學位及び教員試験に合格して教員となる。それ故に英國は入學以前に見習期を含む點に於て特色があり、大學に於て養成せらるるものが多數である點に於て世界中最も高い初等教員養成の制度を有して居るのである。

米國は小學校八年卒業(十四歳)後、ハイスクールを卒業して二年の師範學校を修了するものを本體として居る點に於て英國の給費學生制から師範學校に入るものと同じであるが、小學校卒業後直に四箇年の師範學校に入りて卒業するものも多いから、英國に比しては後れて居るものである。

佛國は一九二〇年の改正から十五歳(高等小學二年)修了から這入り、三箇年の教育を受けるのみであるから、我國よりも短い年限のものである。併しながら其の學科内容は前に述べた如く高級なものであり、師範學校卒業後二箇年の試補を経て試験の上正教員となる(その合格は半數)のであるから實質に於ては我國より決して低いものではない。そして一九二三年以後は准教員を認めないのであるから、最低を高めたことは

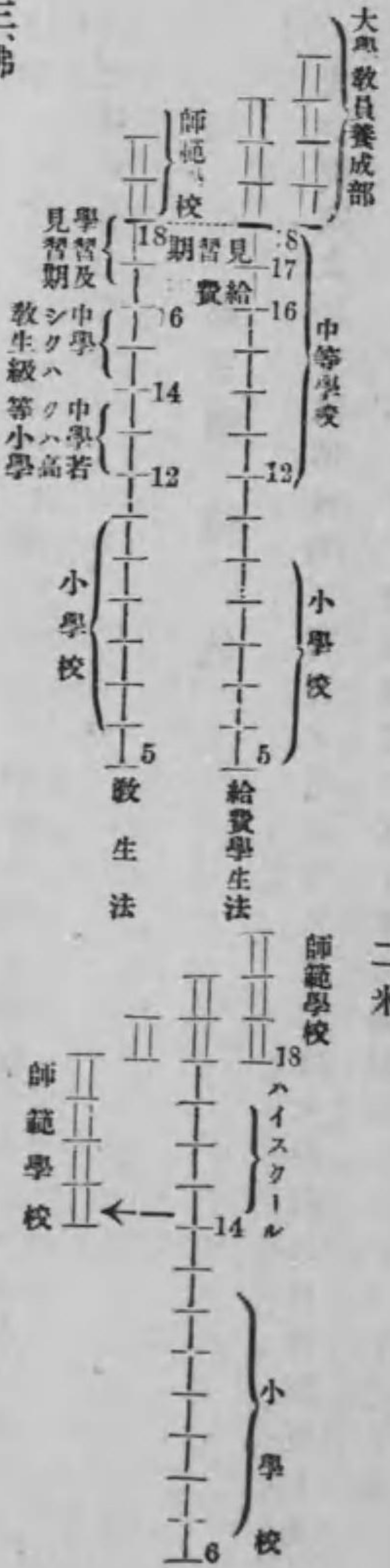
英米にも優つて居るのである。

獨逸の現制はプロイセンに於ては小學八年修了後六箇年の修業の後卒業するのであるから、年限に於ては英米の中等學校卒業後二箇年の師範學校を終るものに同じである。併しその上に二年の試補期間があり、教育、國史、實地授業の試験を受けて正教員となるのであるから、我國に比しては高い程度のものである。たゞ豫科は英米に於ける中等學校よりは低い程度の小學的のものであることはそれに劣つて居る。女子は女學校を卒業して入學するから數學を除いては男子よりもよき豫備教育を受けて居ること、及び師範學校に於ては本校の教諭が附屬で指導するから英米及び我が國に見る如き理論と實際との隔りのないことに注意すべきである。

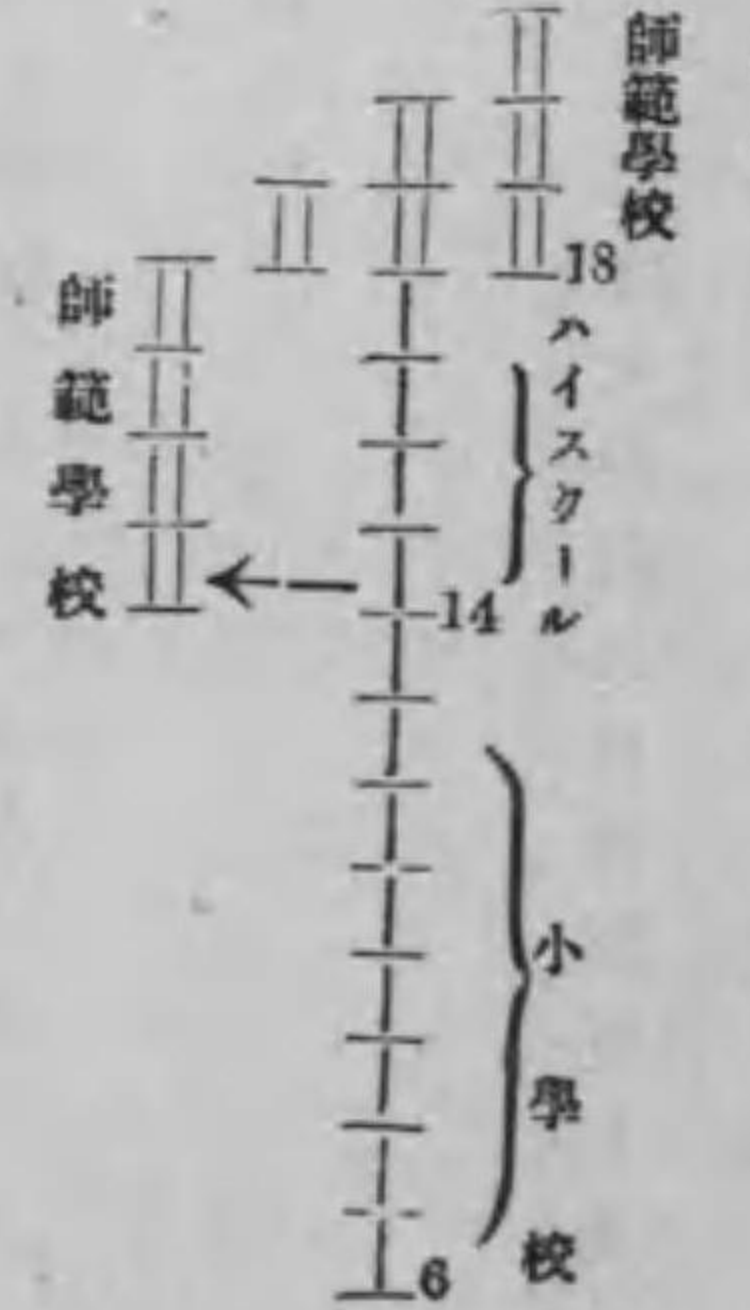
バイエルンは一九一二年から五年豫科三年本科二年を六年にしたからプロイセンと同様になり、ザクセンは一九一五年から、豫科なくしての六年を七年に延長したから、プロイセン及びバイエルンに優る制度を有して居るのである。

今各國に於ける修業年限及び入學前に於ける教育を表示すれば次の如きものとなる。

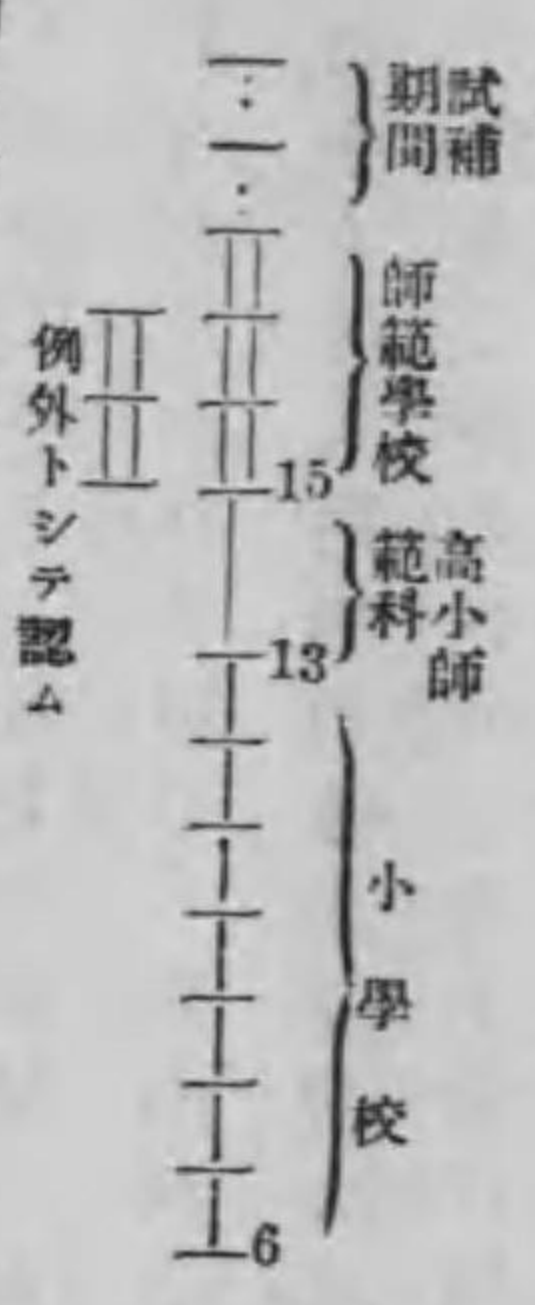
一、英



二、米



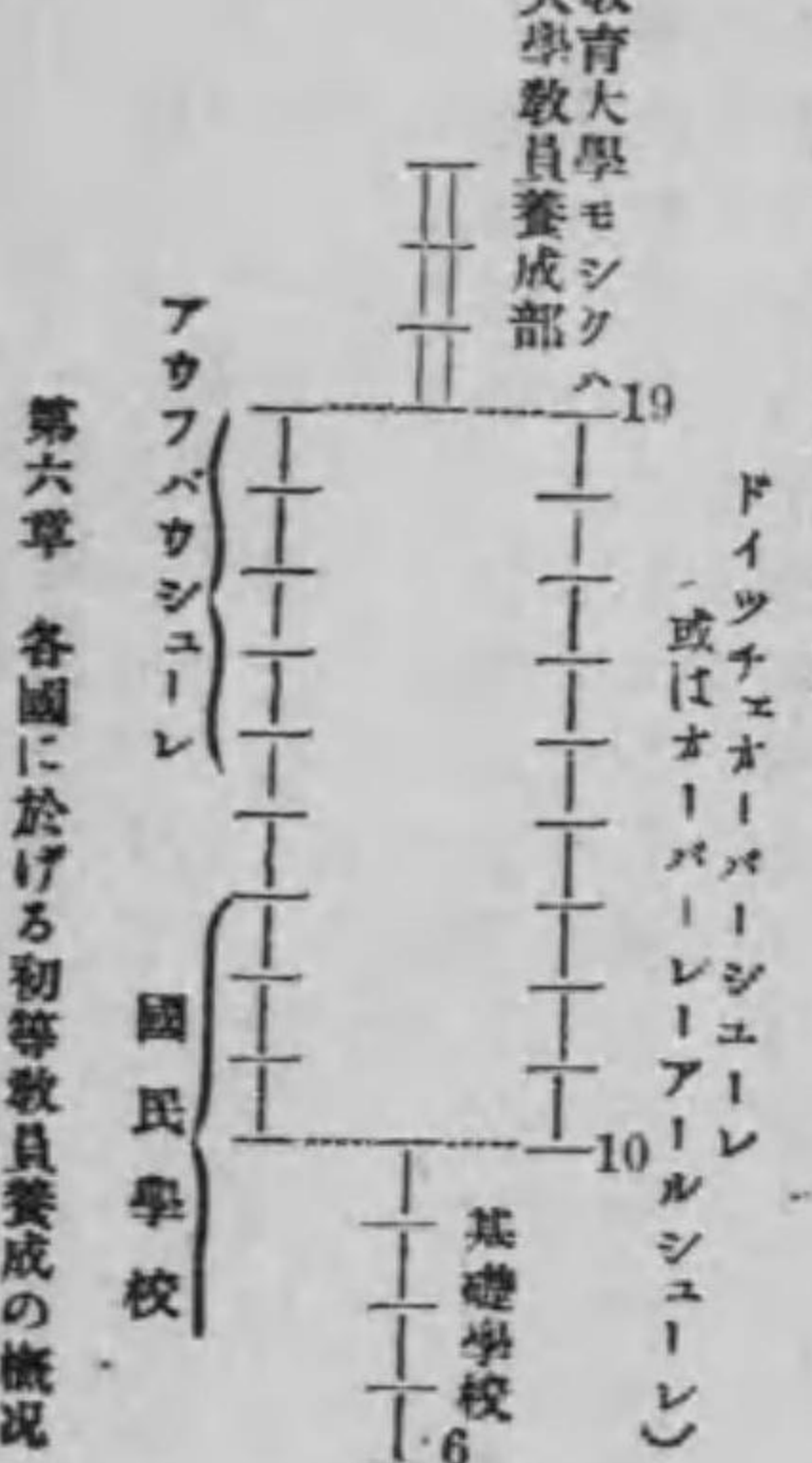
三、佛



四、獨



獨に於ける進行中の案



第六章 各國に於ける初等教員養成の概況



## 第二節 改革意見の現状

英國に於ては既に大學に於ける小學教員養成部があるのであるが、勿論多數は師範學校卒業生であるから、補習教育の義務強制に伴つて大學に於ける養成を本體としやうといふのが改革意見の主張である。

米國に於ても向上的意見のあること前に見た如くであるが、多くは實習を充實する工夫が説かれて居る。佛蘭西に於ては現在では改革意見が少ない。これ一九二〇年に少くとも内容の改正を見たからである。

獨逸に於ていかに向上案に努力して居るかは前述の如くである。早晩それに進むは明らかであるが、大學に於てするか、教育大學を特設するか、論争の點であつて、後者の意見が有力なやうである。

## 第三節 特色

先づ英國に於ては傳統的に實習を重んずることは入學前の見習制度にあらはれ、又師範學校及び養成部に於て漸次實習を多くする傾向のあるのは特色の第一である。

第二には從來の獨逸及び佛蘭西(改正前)と異つて生徒及び教員の自由なることはその特色であり、第三に大學に於ける初等教員養成に於て先鞭をつけたこと、それをますます完成しやうとして居ることは注意すべき點である。

米國が豫備教育を中等學校として、師範學校をコレツヂ程度に高めつゝあることも著しい特色で、又一方に師範教育統一論もあるけれども、大體の傾向は都市田園により、學科により、上級擔任と下級擔任によつて分化にすゝみつゝあることは第二の特色である。第三に實習の充實に進みつゝあることは近時の傾向で最も注意すべきものである。

佛蘭西は他の制度と同じく劃一的なることが第一の特徴である。しかし一九二〇年の改正から知育には自己研究、訓育には自由自律の要素を多大に取り入れたことに注意すべきである。

獨逸のそれも亦統一的、劃一的であり、改造案に於て各種教員の或度までの統一を計つて居ることは最も注意すべきであり、凡てを大學程度のものとすることは他の國には殆んど見られないといつていい。

以上の特色は我が改善にとつて大に参考になると思ふのであるが、本調査は單に客

観的の叙述を目的とするものであるから、たゞ状況の記述に止めて置く次第である。

## 第七章 英吉利に於ける中等教員養成

### 第一節 發 達

英國に於ける中等教員養成の歴史は未だ極めて新らしいのであつて特に國家が教育制度として中等教員養成規定を定め直接に中等教員養成の事業に關係したのは最近十數年來のことで千九百〇八年に始まるのである。この年文部省は始めて中等學校教員養成規則 (Regulations for the Training of Teachers for Secondary Schools) を發布しその規定に準じて必要な條件を充すものと認めたる養成機關に對し財政的援助を與へる様になつた。

然し乍ら國家的管理が始まる前から中等教員養成の事業そのものは存在した。元來英國に於ては教師の資格は人格と學力に在り教師は生るゝものにして作らるゝものにあらずとの傳統的信念が最近まで強く教育界を支配し、教師としての職業的特殊教養の必要は一般に認められなかつた傾向がある。それに中等學校其ものが千九〇

二年までは殆んど全く私立又は私的團體の管理に屬して居た。これらの關係から中等教員養成の事業も大陸特に獨逸及び佛蘭西に比して甚だ後れて發達したのである。

英國に於ける中等教員養成の努力は十九世紀の半頃に始まると言つて良い。それまでも養成の必要を論じたものはあつたのであるが民衆の贊同を得ないで葬られて居た。中等教員養成の最初の試みとも見るべきものは千八百四十六年に設立されたコレツヂ、オブ、ブレセリアス(教育者大學と言ふ如き意)の事業であると思ふ。此は一種の教職者の組合であつて普通の意味に於ける大學でもなく又純然たる學校とも言ひ得ないものであるが、中等教員及び中等教員志望者の爲めに試験を行ひ、圖書館を提供し、其圖書を借用せしめ、又休暇等に於て年々教育に關する講義を開き、主として中等教員の學科的及職業的知識の向上の爲めに、及び中等教員其他一般教育問題の爲めに教育並に教育者の利益を擁護する事を目的とする教員組合である。この組合は成立以來中等教員の學力の標準を高め又其職業的養成を奨励し又教育者の團體的連絡等に對し大なる功績を擧げた。初めは私立の學校教師の團體であつたが程なく公立學校の男女中等教員よりも之に参加する様になり、現在は七百名の會員を有し、教員登錄委員會(後に説く)に代表者を出す處の有力な中等教員團體となつて居る。かゝる趣

旨を以つて成立したコレツヂ、オブ、プレセプタリスは設立の初から即千八百四十七年以來教員試験を行ひ千八百五十四年始めて中等教員資格證を出した。而して教員試験には最初から學科の外に教授の方法教授方法の原理、生理及衛生に關する知識を要求した。この試験は英國の中等教員資格試験の最初のものと言ひ得る。尤も中等教員資格證を出した年代によりればロンドンのクイーンズコレツヂ(女子のコレツヂの一つ)が千八百五十年(即コレツヂ、オブ、プレセプタリスよりも四年前から各學科の教授が個人の資格に於て其聽講學生に對し其の學科目に就ての教授資格證を出した。これを以つて英國の中等教員養成の第一着手であると言つて居る人もある。兎も角中等教員養成の實際的着手は十九世紀の半頃に始まつて居る。

中等教員に對する職業的陶冶として教育の組織的な講義を最初に設置した歴史的名譽も彼のコレツヂ、オブ、プレセプタリスに冠せられる。即こゝでは千八百七十三年に始めて男女教員學生の爲めに教授の方法及び實際に關する若干の講義を開いた。それは其の後年々繼續され今日に及んで居る。この頃から中等教員養成の必要は一般に認識せられ養成機關も漸次設立せらるゝ氣運に向つた。而してその最初の努力は主として女子の側に於てなされた。即千八百七十八年には教員養成及び登録の會

(Teachers, Training and Regis'tration Society)によつてマリアグレイ、トレイニンゴコレツヂ(Maria Gray Training College)が設立された。これは女子に對して一年間の通學制の教員養成學校であつて初等、中等、幼稚園の三部に分れて居たけれども中等教員養成を主要目的としたものである。この學校は専門的の單獨なる中等教員養成機關の最初のもつと見るべきものである。その他千八百八十五年にはケンブリツヂトレイニンガコレツヂ(For Women)(Cambridge Training College for Women)が設立された。これは名の示す如く女子中等教員たるべき者の爲めにその課程を修めしむるものである。又同年チェルテンハム女子大學(Ladies College at Cheltenham)に、又千八百八十八年にはメリィダチェラィコレツヂ(Mary Pathelet College)千八百九十二年にはロンドンのベットフォードコレツヂ(Pedford Dalge)に其の他多數の女子中等教員養成機關が設置された。

この間に男子の側の養成機關も設置せられたが男子のみの養成機關は初期に於ては多くは失敗に歸し、男子の爲に設けられ後女子をも收容するに到つたものが繁榮した。男子の側の努力として特記すべきものは千八百七十二年に中等學校々長會議が諸大學に對して教師の職業的教育向上の必要なる事を提議し、その後引續きこの方面に運動を繼續した結果千八百七十九年にケンブリツヂ大學に教員養成の執行機關た

る委員会が任命せられ、翌年から教育の理論、教育史、教育の實際に關する講義を聞き、試験を行ひ、教育の理論及び實際教授の資格證を出す様になつた。

オックスフォード大學に對しても同様な提議はあつたけれどもこの時迄(千八百七十八年)は採用されなかつた。後千八百九十六年以來教育試験を行ひ資格證を出すと共に大學に於て教育に關する講義を開く事になつた。ロンドンダーラムその他の諸大學にもケンブリッジに倣ひ、或は教員の資格試験を行ひ、又多くはこれと同時に大學に於て講義を開く等の施設が一般に行はるゝ様になつた。特に千八百九十五年に設置されたブライスローヤルコンミッション(Royal Commission on Secondary Education)が中等教員調査の後大學を教員養成に當らしむべしと提議し、又一方に於て小學校教員養成の事業に大學が參加するに至つて以來、大學附設教員養成所としてのトレイニングコレヂが設置さるゝ様になり、中等教員養成もこのトレイニングコレヂの一部門として漸次加設さるゝ様になつた。中等部教員養成所 Secondary Training College がそれである。即ケンブリッジ大學に於ては千八百九十一年トレイニングコレヂが設置され千八百九十八年中等部が加設された。又ロンドン大學には千九百二年通學制のトレイニングコレヂが開かれ初等教員と共に中等教員の養成に貢献して居る。オックス

フォード大學も同年女子中等教員たるべきものゝ爲めに大寄宿舍を建設した。

中等教員養成機關が漸次増加設置さるゝ間に千九百〇二年の教育法令により從來殆んど私人又は私立團體の管理の下にあつた中等教員に國家的統制を加へる様になり、中等學校は實際上地方教育當局及び文部省が之を管理するに至つた。此事が一層教員養成機關完備の必要を感せしめた。更に又多平朝野の教育界の人々が希聖し來つた教員登録名簿が同年制定發表されたことも教員資格の向上と教員養成の充實を刺戟した。千九百五年には文部省は中等學校規定の中、教員の項に次の一項を加へた。即ち、若し文部省に於て適當と認むる場合には文部省は教員全體を考慮して新に學校が任命する教師の中或割合は文部省が其目的の爲めに承認する如き教員を受けたるものたることを要すと。これに依つて中等教員が正式の職業的教育を受くべきことを當局が要求するに至つた精神が愈明瞭となつた。かくてこの精神は遂に千九百〇八年の中等學校教員養成規則となつて現はれた。この規則により始めて國家が直接に教員養成機關に對し援助と統制を加ふるに到つたのである。

千九百〇八年の規則に於ては文部省の承認する中等教員養成機關は専らトレイニングコレヂのみに限られた。然るにトレイニングコレヂでは教育の理論的方面

の教成は適當に行はれるけれども實際的訓練の方面は満足に行はれなかつた。かゝる事情の下に千九百十三年より中等學校が教員養成の責任を取り得る事となつた。但し總ての中等學校がこれに當るのではなく、或條件を充て規定に従つて教員養成を行ひ得るものゝみが文部省より認定されるのである。更に千九百十五年よりは第三種の型が認められた。それはトレイニングコレツヂが理論的方面の責任を負擔し實際的方面を中等學校に委任する制度である。今日に於ける一般傾向はこの第三種にあるのであつてこれが現在最便利な且満足すべき形式とされ、中等教員養成の大部分はこの種に屬するのである。

## 第二節 現 狀

### 第一項 養成機關の種類

英國に於ける中等教員養成として文部省が承認するものに三種の型がある。

- 一、トレイニングコレツヂに於て行はるゝもの。この種の形式では學生の理論的及び實際的方面全部の責任をトレイニングコレツヂが取り司ふのである。
- 二、この目的(中等教員養成)の爲めに承認せられたる中等學校に於て行はるゝもの。

三、トレイニングコレツヂ及承認せられたる中等學校の兩者が協同して養成に當り、前者は理論的方面を、後者は實際的方面を、夫々責任を分擔するもの。今日の趨勢がこの第三種にある事は前に述べた通りである。

以上三種の型があるけれども養成機關の實體はトレイニングコレツヂと中等學校の二つである。

### 第二項 トレイニングコレツヂ

トレイニングコレツヂに二種類ある。第一は大學の一部分をなすもので大學の學部たることもあり又大學の一學部内の一科たることもある。第二は教員養成の目的の爲めに設置せられて居る單獨なる機關である。これらの中等教員養成所の中文部省が中等教員養成規則中に規定する總ての條件を充すものは補助金を下附せられ給費教員養成所名簿に登録され「承認されたる」教員養成所に加へられるのである。現在「承認されたる」中等教員養成のトレイニングコレツヂは、大多數大學附設のものである。又規則の總ての條件を充し得ないでも有效なる養成を行つて居るものと認めらるゝ場合には「有救なるもの」として證せられる登録せられる。「承認されたる」べきトレイニングコレツヂの内容は大凡次の如くである。

一、入學資格

一、大學のオナリスデグリーとしてバチエラーオブアーツ (B.A.) (University Degree in Honours) 又は之と同等の資格を有するものは承認せられたる學生として入學を許され規定によつて給費を受ける。

二、大學の普通學位 (Pass Degree or Ordinary Degree) 又はこれに代り得る資格を有するものは入學を許可され承認せられたる學理と別個の規定によつて給費を受ける。

註、以上一及二に於ける大學の學位と同等なる資格又は之に代り得る資格とはケンブリッヂ及びオックスフォード大學に於て行ふ學位試験に合格せる女子の合格證明(兩大學に於ては未だ女子に學位を授與せずして學位試験合格證明を授與す及び兩大學の高等地方試験に於て與へらるゝ特別名譽資格證明である)の資格證明は一定の條件を充したる成績優良の者にのみ與へられる。

三、初等教員トリレニングコレツヂの三箇年の課程を修め大學のオナリスデグリー又はこれと同等なる資格を得たる學生にしてトリレニングコレツヂ當局者の推薦を受けたる場合には初等教員養成の第四學年の代りに中等教員の課程に入學を許可される。

以上三様の入學資格があるが概括して言へば大學の學位を有する事又はそれに相

當の資格を有することが必須の條件であつて更に承認せられたる學生たる爲には其資格がオナリスデグリー及其相當たる事を要する。英國大學にては學位試験に差別を設け高き程度の試験に合格したものにオナリスデグリーを授與するのである。

二、修業年限及び課程

養成期間は一年以上でなければならぬ。而して此一年間は純粹に職業的教育に費さるべきであつて他の學科と同時に兼修することを許さない。

課程は教育的學科(以下單に學科と稱す)と實習教授より成る。學科はトリレニングコレツヂに於て教授され實習教授はトリレニングコレツヂ自ら責任を擔當して中等學校に於て之を行ふ事もあり、又特に承認せられた中等學校に責任を委任する場合もある。實習教授は一般學生に少くとも六十日間適當なる指導の下に文部省の性認する學校に於て之を行ひ其の中少くとも四十日間は中等學校に於て行はなければならぬ。數年間中等學校教師として既に經驗を有する者は實習教授の期間を短縮し得る。

實習教授が中等學校に委任せらるゝ場合には之の爲に承認さるゝ中等學校は學科目中の一つ又は若干の特別な科目に就てのみ承認されるので、その他の學科に就ては實習教授の資格を認められなからず。トリレニングコレツヂ自ら實習教授の任に當る時

には校長及び学生の専門的教育に當る教授の半數以上は中等教員としての良き經驗を持たなければならぬ事を規定して居る。現在では實習方面は中等學校に委託する事が普通である。

學科に關してはトレーニングコレツヂによつて其講義の種類及び内容は一樣ではない。然し實際には教育の原理(教育學概論又は教育哲學等を指す)教育史實際及教授法の範圍で大凡相似て居る。一般に通ずる規則として學生は其學科課程中に各自の擔當すべき中等學校學科目中の一學科の教授に就て特別の研究を含まなければならぬ事になつて居る。而して擔當以外の學科を同時に修める事は許されない。この點に於て英國の中等教員養成は頗る専門的である。又近代語專修のものは或る期間國外に於て學修した事がなければ満足なものとされない。

養成中の教育關係の學科内容が如何なるものなるかは主として最後の資格試験によつて見る事が出来る。トレーニングコレツヂに於ては講義の外毎週の論文又は報告討議、例證的教授、研究論文試験準備の爲めの讀書の指導等がある。學生は普通一學期又は二學期トレーニングコレツヂにあつて講義其他に出席し、殘餘の二學期又は一學期を中等學校に出で、教授に従事する。この間も論文、課題讀書の指導等を受け

るのである。トレーニングコレツヂとかゝる中等學校との間には相互に連絡があつて學生に便宜を與へる様になつて居る。又學生の實習指導に當つた中等學校長が出した學生の教授適任證明はトレーニングコレツヂの屬する大學より出す教授資格證の條件となる場合もある(オックスフォード大學)

### 三、教員資格試験

資格試験は各のトレーニングコレツヂの屬する入學又は團體が之を行ふので其内容が區々である。此處には代表的のものとしてオックスフォード及ケンブリッヂの最近の試験科目を擧げる。

オックスフォード大學教員資格試験

#### 一、教育の理論的基礎

生物學及心理學に於ける教育の基礎、教育の諸目的、教育學、

#### 二、教育史

イ、主要なる教育家の生涯及び事業、教育理想、教育制度及び教育方法の歴史  
ロ、或る特別の時期及び特別の著書(時々變更指定す、)

#### 三、教育方法に關する實際的知識

イ、中等學校に於ける各種學科の教授法  
ロ、學校組織、訓練、管理

四、中等學校に於ける一科目の教授法

受験者は下の科目中より唯一つを選ぶべし

イ、ギリシヤ語及びギリシヤ歴史

ロ、ラテン語及びローマ歴史

ハ、フランス語

ニ、ドイツ語

ホ、歴史、特に英國史に重きを置く

ヘ、英文學及び英語學

ト、數學、算術、代數、幾何

チ、地 理

リ、自然科學、次の中二つ

化學、物理、植物、生物學。この中物理又は化學が其の一つに選ばれねばならぬ。

以上の外受験者は成一科目の一年に亘る教授項目の梗概及び少くも四時限の教案

の詳細を提出する事を要する。

以上は筆記試験に屬するのであるがこの試験に合格した上に更に教師として教授及訓練の實際上の能力ある事の証明を得なければならぬ。それには候補者がオックスフォードに於て監督の下に行つた實地の仕事が満足なる事、オックスフォード又は他の場所にて準備せる、又は行ひたる、又は參觀せる教授の記録を提出する事、委員は學生の實地教授を自ら檢閲する事もある、候補者が實習教授に従事せる中等學校校長が與へたる教師としての適任證を提出する事、等の條件を要する。

かゝる條件を充したるものには教授適任證を下附する。

以上學科試験に合格し教師としての實際の能力を證明せられたものに始めて教員資格證(Diploma in Education)が與へられる。

ケンブリッジ大學その他の資格試験も大體之に類似する。唯オックスフォード大學にては實地の能力を見るに候補者の修學中の仕事、中等學校長の證明、教授の記録等を主とし實際教授の試験を必須のものとしては規定しないけれども他の諸大學では正規的に教授の實地試験を行ふ事がむしろ普通の様である。ケンブリッジ大學の資格試験は左の如くである。



ケンブリッジ大學教員資格試験。

學科試験

第一答紙及第二答紙 教育の原理

一、教育の諸目的及び學校の職能

二、身體的發育に關する教育

三、學校管理及び訓練

四、方法的教授の一般原理

五、學校生活の衛生

第三答紙 教育史

教育史の題目は廣き範圍に亘るけれども其時々々に時期又は範圍を限つて指定する。千九百二十二年、二十三年の問題としては

第一部、十九世紀教育史

第二部、其當時の教育史との關係に於ける(イ)ジョン、ロック、及び(ロ)トーマスアキノアの教育上の仕事、候補者は第一部、第二部の一方のみを受験することが出来る、而し一方に限らなくと

もよい。第四答紙 教學の實際 各科教授に關するもの、科目は

一、ラテン語及びギリシヤ語

二、フランス語及びドイツ語

三、英文學及び英語學

四、歴史

五、地理

六、數學

七、物理及び化學

八、自然研究植物及動物

九、聖書教授

實際能力の試験

教授記録を提出し又試験官の面前に於て一回又は數回の實地教授を行ふ。

以上の如く試験は二部に分れ學科試験と實際能力の試験の兩方に合格したものに資格證が與へられる。

註、學科試験とは教育關係の學科の試験の謂である。

實際の各科目は教育の理論、歴史、及び實際の試験 Examinatio in the Theory, History, and Practice of Teaching)と言ふ。この場合の實際とは教師としての實際能力ではなく實際的學識の意味やマンブリッヂの場合には各科教授に關して居る。又オックスフォードでは學校組織管理等をも含めて居る内容は必ずしも一定でない。實際能力の試験と言ふのは Test of Practical Efficiency を

資格試験の内容は大凡右の如きもので大學によつて必ずしも一定して居ないけれども先づ右と大同小異であると言へる。概括して言へば試験は一般に學識の方面と實際能力の二方面に分れ學識の方面では教育の原理、教育史、教授法、訓練及び管理に関する知識に關し、特に教師の擔當すべき一學科目の教授に關する知識が必須のものとして要求されて居る。試験は筆記試験であつて稀には小論文を課する場合もある。然し學識試験では口述試験は一般に行はれない。又實際能力の試験では受験者が學生として養成された間に示した實際能力、養成期間に提出した報告記録論文の類、教案の詳細なる記述、養成に當つた中等學校長の證明等が試験に代用されることもあるが多くは教案の提出と實地教授の試験を課する。而してこの兩者に合格したもののみに資格證が與へられるのである。

以上は教員養成機關の主要なる本體であるトレーニング・コレッジを通ずる養成の大體であるがこの外中等學校を本體とする養成の道があることは前に述べた。

第三項 中等學校に於ける養成

中等教員養成所たるべき中等學校は文部省の「有效なる」中等學校登録名簿中に登録

されて居なければならぬ、而して校長又は主要なる教師が養成に當るだけの特別の資格を有し又養成に當る興味と餘暇とを持つて居なければならぬ。又養成の課程は文部省が承認する如き計畫に一致して教育の理論及實際につき組織的なものでなければならぬ、特に或一科目又は近似の一群の學科目の教授法を與へなければならぬ。

中等學校に於て養成さるゝ教員として承認さるゝ者は年齢廿一歳以上、大學の學位又は之に相當する資格を有するものでなければならぬ。其修學年限は一年以上たる事を要する、學生は其一年間を指定されたる學校に於て費さなければならぬ。然し或る場合には教員の原理を大學に於て聽講する爲めにその期間學校を去り得る様に規定し得る。

この種の中等教員養成所は小なる學校の場合には同時に一人を收容すべく又如何なる場合にも最大なる學校にても同時に三人以上を收容する事は認められない。收容學生に對しては一定の規定によつて文部省より給費を與へられる。

以上は中等學校に於ける中等教員養成規定の要領である。元來この方の養成は傍系とも云ふべきもので實際の數に於ても極めて僅少で年々數人を數ふるに過ぎない状態である。

第四項 中等教員の免状認定及び教員登録名簿

英國に於ける中等教員免状とも言ふべきものは大學その他トリニンゴコレツダの屬する團體より出す資格證(Diploma)である。然しこれは文部省が自ら下附するのではなく文部省は其トリニンゴが有效であると認むる場合に大學及び前記團體より出す資格證を承認するまでである。英國に於ては中等教員の法律上の資格は未だ規定されて居ない。唯中等學校規定中の教員の項に「教師團(一學校の)は人員と資格に就て承認されたる學科目の各に於て適當なる教授を行ふに足るべし」と言ひ又文部省は教員團全體を考慮し必要と認むる場合には新に任命する者の中或る割合は文部省がその目的に適せりと認むる養成を受けたる者たるべきことを要求する事あるべし」と言ふのみである。事實上英國にては大學の學位を有する者はその上何等の資格なくとも容易に中等學校教師としての位置を得る事が出来る。のみならず何等の學位又は資格を有しなくとも若し任用する人がある場合には何人も中等教員たる事が出来るのである。即ち國家としての承認の資格は前述の漠然たる事項の外には規定されて居ない。故に中等教員の法律上の認定委員の規定は先づ無いと言へるのである。然し乍ら法律上でないが教員の公の認定と見做されるものが實際には組織されて

居る。それは教員登録名簿(Teachers Register)である。この名簿は中等教員だけでなくあらゆる種類の教職を通ずる登録簿であるが中等教員に對しても公の資格認定と見るべきものである。將來は公立學校教員たる者從つて中等學校教員としても良き位置を得るには登録されて居る事が重要な條件となる趨勢にある。

次に教員登録に就て一言する。

教員登録名簿は公式の帳簿であつて其目的は英國に於ける他の官公吏及び専門的職業階級と同じく社會公共に對する資格の證明となるものである。登録の事を司る中樞は登録委員會(Registration Council)と稱して文部省の承認する所の團體である。この委員會は大學より小學校に到るまでのあらゆる教職者を網羅する各方面の團體から選舉され登録名簿を製作維持する任務を有する。名簿には登録者の姓名の外學歷その他の資格、教員たるべき爲めに受けたる養成、教師としての經驗履歷等を記入する。一定の條件を充す教師は登録を請求し承認されて名簿に記入されるのである。その條件の概要を擧ぐれば

一、學 歴

大學の學位を有するもの

公立小學校教員免許試験に合格したるもの

その他登録の目的に對して文部省が承認せる試験に合格せるもの

二、養成

教育の原理、方法及び指導されたる實習の訓練を受け満足に之を修了せるもの、而してこの養成期間は少くも一年間に亘り委員會がこの目的の爲めに承認する如き條件の下に行はれたる事を要す。(大學の教授及教師にはこの條件を免する)

三、經驗

三年間専門的に教師としての經驗あるもの

五年間部分的に教師としての經驗あるもの

以上の三項は登録資格の主要條件である、この條件は登録資格であると同時に教員としての公式資格の標準を示すものと見る事が出来る。即中等教員に就て言へば大學の學位を有し一年間の専門的養成を受くる事がその學歷及び養成の標準である。英國の中等教員養成は實際上この標準により又之に向つて完成を志して居ると言へるのである。

第五項 専科教員

音樂、美術(圖畫)、體操、家事等に就ては文部省は殆んど又は全く規定する所が無い。就中體操及家事に就ては全然規定なく其教師が如何なる特殊教育を要するかは各學校當事者が其任用せんとする者に就て自ら決定するに委ねられて居る。

音樂に就ては若干の音樂學校 Royal College of Music, Royal Academy of Music, Guild Hall School of Music, Trinity College of Music 等から資格證(diploma)免許狀(certificate)等を下附する。

美術に就ては Royal College of Art (修業年限三ヶ年)の卒業生に對し文部省より美術教員免許狀(Art Teacher's Certificate)及び Art Master's Certificate の二種あり(を)下附する。其他一般に認めらるゝ免許類を出すものが一二ある。

體操教師に就ては規定なく多數のこの方面の學校が卒業生に自ら資格證又は免許狀を與へて居る。又試験を行つてこれらを出す組合等もある。これらは婦人教師の爲めの學校が多數を占める、男子の中學校に於ける體操教師には陸軍々人も招聘される。

## 第八章 北米合衆國に於ける中等教員養成

## 第一節 發達

北米合衆國に於ける教員養成は大凡最近半世紀間の發達に屬しその發達の事情は最複雑であつて一つの源より發展し來つたものでない、従つて概括的に叙述するに困難であるが大體に於て大學即ユニバーシティ及びコレヂと師範學校即ノーマルスクールの二つの發達の系統がある。他の諸國に於けると同じく教員の職業的養成が起る以前に於ては大學は中等學校教員の實際上唯一の供給機關であつた。然るに専門的なる教員養成機關たる師範學校が發達するや此處で養成せられた教師は初等學校教師たると共に中等學校教師としても任用せられた。これは中等教員たるべき資格と之に關する法律上の規則とが大多數の州に於て極めて漠然と定められ又は全然定められて居なかつた爲めにもよる。この形勢は今日と雖未だ充分に整頓しないのであつてかゝる事情からして大學と師範學校の兩者が中等教員供給の場所として發達して來た。然し乍ら師範學校本來の職能は初等教員の養成にあつたのであつて今

日も大體より見れば師範學校は初等教員養成を主として中等教員養成に就ては傍系の地位にある。加之充分の資格ある中等教員養成機關たる爲には師範學校自ら大學又はコレヂの程度に向上しこれと同等なる内容を具備する様になり實際上大學及びコレヂの部に入るものとなつて居る。故に此處には主として大學及びコレヂの系統の發展を略述する事とし師範學校の發達は初等教員養成の章に譲る事とする。大學及びコレヂに於て中等教員の職業的陶冶を行ふに到つたのは最近五十年來の事に屬し特に急激なる進歩を見たのは最近四十年間である。然しそれより以前にもこの方面に於て二三の試は行はれて居る。その最初の試とも云ふべきはニューヨーク大學當時ニューヨーク市大學と稱したに於て千八百三十二年より三十三年に亘り約一箇年間教育學の講義を開いた事である。次に千八百五十年にブラウン大學が同様な講義を開き五箇年繼續したが其後中絶した。これが第二の試と言はれて居る。其の後千八百七十三年にアイオワ大學に於てコレヂ第四學年級の爲めに教育科を開き又千八百七十八年に主としてコレヂ卒業者の爲めにコレヂ、オブノーマル、インストラクション(College of Normal Instruction)を開き教育史、教育制度、教育實際問題、學校經濟、教育の原理に關する講義を開きこれを修了せる者に對してバチュラー、オブ、ベダ

ゴヂックス (Bachelor of Pedagogy) 教育學士の學位を授與した。この頃には既に師範學校が漸次發達し來り教育の専門的陶冶の必要が認められて來たので中等教員の爲めに諸大學がこれに關する施設を行ふ氣運に向つた。就中大學に於ける教育科の施設に於て他の模範となつたのは千八百七十九年に設置されたミシガン大學の教育講座である。

この講座の開設は次の五項を以てその目的とした。

- 一、大學の學生を公立學校業務に於ける高き地位に適せしむる事
- 二、教育科學の研究を進歩せしむる事
- 三、教育の歴史、教育制度及び教育學說を教授する事
- 四、教職に對して一つの職業としての權利、特權及び便益を確保する事
- 五、中等學校を大學に一層密接に關係せしむる事により吾人の國家的教育制度に對し一層完全なる統一を與へる事

以上の目的の下に開かれた講義は實地に關する方面と理論的方面とに別れ實地に關するものとしては學校監督、學級編成、學科課程、試驗法、教授法、管理法、學校建築、學校衛生等を含み歴史的理論的批評的の方面には教育史、各國教育制度の比較及批評、教育學

教授の原理、教育の理論及實際等を含むだ。

千八百七十九年以來諸大學に於ける教育科の講座の施設は急激に發達し教育科の施設を有する大學は千八百八十四年にはアイオワ、ミシガン、ミズリ、ネブラスカ、ウイスコンシン、ジョージア、ホプキンス等の六大學であつたが其の數は次の如き急速な増加を見て居る。

千八百九十三年	八十三	千八百九十四年	百七十四
千八百九十七年	二百二十	千八百九十九年	二百四十
千九百〇二年	二百四十七	最近には千九百二十一—二年	四百七十五校

現在に於ては州立其他の公私大學の實際上全部とコレヂの大多數は教員養成の爲めに一科を設けて居る有様である。

然し乍ら大學及びコレヂ内に於ける教員養成機關の組織と内容とは各大學及びコレヂによつて區々である。極く大體から區分すれば次の二種類がある。

- 一、大學又はコレヂ内の一學科をなすもの
- 二、大學内に於ける獨立の學部をなすもの

以上の二種は種々の名稱を以て呼ばれ或はデパートメント、オブ、エヂュケーション

Department of Education)或はコレッジ、オブ、エデュケーション(College of Education)或はスクール、オブ、エデュケーション(School of Education)と言ふのである。是等の名稱は組織上の區別に基くものでは無く何れも相互に交錯して居り一定の標準ある稱呼ではない。兎に角かゝる名稱を以て呼ばるゝ多數の大學附設の教員養成施設は程度又は内容の上から更らに二種類と成つて發展して居る。即一はコレッジ程度のもので他は眞の大學程度のものである。コレッジ程度のもは今日の中學教員養成機關の大多數を占むるもので四箇年の修業年限内に於て中等學校に於て教授せんとする學科と教師としての職業的陶冶とを與へるものである。眞の大學程度のもは四箇年のコレッジの上更に一箇年の修業を要するものであつてこれが最高の教員養成機關であると共に中等教員としての望ましき標準的資格を與へ得るものである。この程度の養成機關にして大學内の一學部をなすもの又は獨立の學校たるものを一括して便宜教育大學と稱することにする、今後教育大學と云ふ場合には右の意味である。英語では一定の名稱のないことは既に述べた。然しチーチャイスコレッジの名稱がこの程度を代表するに比較的によく用ひられる。

教育大學に屬するものも名稱區々であるが大多數はコレッジより發展したるもの

であるけれども、ノーマル、スクールよりノーマルコレッジとなり更に教育大學に發展したものもある。何れも眞の大學としては最近十數年の發達に屬する。

教員養成機關の發達と共に中等教員の資格に關する規定も漸次向上を見つゝある。特に千九百七年コンミッジョン、オブ、セブンティーン(Commission of Seventeen)が提出せる中等教師資格に就ての推薦は中等教員資格としての公式の承認と見られて居る。それは要するに四箇年のコレッジの上に一箇年の職業的修業を了へる事である。即ち教育大學の程度に當る修業が米國に於ける標準的教員養成であると言ふべきである。故に教員養成機關の中教育大學の内容を比較的にも詳しく叙べようと思ふ。

## 第二節 現 狀

### 第一項 養成機關の種類及び程度

中等教員養成に關係ある機關を列擧すれば大凡次の如くである。

#### 一、師範學校

イ、州立師範學校    State Normal School and Colleges)

ロ、市立師範學校シテイトリートレニングスクール及びコレツヂ(City Training Schools and Colleges)

ハ、私立師範學校 プライヴエイトノーマルスクール(Private Normal Schools)

二、大學及びコレツヂ

イ、教育科

ロ、教育學部

ハ、教育大學

三、其の他

講習 讀書會等によりて學習し地方教育當局の行ふ資格試験に合格して有資格の教師となるもの等、これは主として初等教育に關すれども同時に中等教育にも關係する。

以上の種類は主として教育養成機關の組織の上よりの區分であるが、その内容上よりすれば又複雑な區分を生ずる。中等教員に關する特別の規定なき州に於ては小學校卒業を入學資格とする師範學校卒業生は有資格の初等教員たると同時に有資格の中等教員となり得ることはすでに述べた、又地方教育當局の資格試験に合格すること

によつても中等教師たる資格が得られる。かかる試験は大凡中等學校卒業試験と同程度であるから中等教員の最低の資格は中等學校卒業の程度である。又その最高の養成機關は教育大學及びその程度のものである。その間に於ける段階は頗る多岐である。これ初等教員養成機關と中等教員養成機關とが最低の養成より最高の養成まで重複する爲めである。茲には煩雜を避くる爲め主として中等教員に關する養成機關に就てのべる。

主として中等教員に關する機關の第一は中等學校卒業の上四箇年を年限とするコレツヂ程度のものであり第二は更にその上に一箇年の修業を加へるものである。今日中等教員養成機關及び教員數より言へば第一は最大多數を占めるけれども公に認めらるゝ望まじき標準即將來の典型となるものは第二である。前に列擧せる養成機關の中コレツヂ程度のもは

一、大學及びコレツヂの教育科又は教育學部

二、ノーマルコレツヂ即ちコレツヂ程度の師範學校(但し名稱は必ずしもコレツヂと稱せずしてノーマルスクールと稱する事もある)

第二の種類即コレツヂ以上なる教育大學程度のものには



一、大學及びコレツヂの教育科に於てグラデュエイトコース(コレツヂ卒業後の修業)を與ゆるもの  
 二、大學の一部をなす教育學部にしてグラデュエイトコースを與ゆるもの、即教育大學

三、師範學校より發達せる獨立の教育大學

四、師範學校に於てコレツヂ卒業者の爲めに教育に關してグラデュエイトコースを與ゆるもの等がある。

以上の如き種々の場合があつて養成の内容は各の機關によつて區々であるが其中コレツヂ程度のものにては大學及びコレツヂの教育學科又は教育學部(と典型と見、コレツヂ以上の養成機關としては大學の一部をなす教育學部にしてコレツヂ以上のものたる教育大學を典型と見る事が出来る。以下主としてこの二つに就て學科課程その他養成の内容を述べる。

第二項 コレツヂ程度の中等教員養成

コレツヂ程度の教育科又は教育學部(四箇年のノーマルコレツヂの内容も大體に於て同様であつて何れも入學資格は中等學校卒業である)

この種の養成機 に行はるゝ職業的即教育關係の學科は學校によつて異なるけれども大體に於て次の諸科目が普通に授けらるゝものである。

一、教育の理論的研究

教育哲學、教育學概論、教育の原理、教育學說、教育の目的、教育の諸基礎(生物學、心理學、美學、社會學等)

二、教育史

一般教育史、ギリシヤ、ローマ、英國、獨逸等の各國教育史、アメリカの學校制度の發達、各國々民教育制度の比較研究、教育的古典の研究等

三、教育の組織、管理の研究

學校組織、學校管理、學校衛生、職業指導及職業教育等、特に中等教育に重きを置く。

四、教授法

一般教授法、各科教授法、中等教員たるものは其擔當すべき學科の教授法)

五、教育心理、兒童心理、教育測定等

以上は教員養成の爲の職業的陶冶に於ける學理的方面である。四箇年のコレ○ヂに於て中等學校に於て擔當すべき學科の學習と以上の職業的陶冶とは如何なる配合

に置かるゝかと言へば、一般に最初の二箇年は専ら將來教授すべき學科の學習に費され職業的陶冶は後の二箇年の間に行はるゝのが普通である。故に後の二箇年に於ては教授すべき學科の學習と教師としての職業的學習とが平行して居る。職業的陶冶を後に置くのは主として學生に充分職業選擇の期間と機會とを多く與へる爲である。而して職業的陶冶に費す時間の分量は一般に言ふ事は不可能の事であるがブラウンによれば凡一週九時間の一年分の學習を二箇年に分配して與ふる事が普通と見られて居る (Brown: The Training of Teachers for Secondary Schools p. 24)

次に實習方面は如何と言ふにこの方面は學校によつて非常な相違がある。一般にはこの方面は師範學校に對してコレツヂの教員養成が劣る所である。勿論有力な大學に於ける教育學部又は教育科に於ては満足な實習の機會と設備とを具へて居るものが多いけれどもかゝる學校に於ては其の教員養成課程が普通にグラデュエイトコースに於て即四箇年を終へた後に授けられる。故に一般に四箇年を以て終る所の教員養成に於ける實習方面は極めて不満足のものが多い。或る場合には參觀も實地教授も全く缺けて居る事もある。或る參觀のみあつて實地教授を缺ぐものもある。その參觀も教育科よりの指導の下に行はれるのでない事がある。勿論組織的に參觀と實

地教授とを行つて居る所もあるけれどもかゝる學校は前述の如く多くは職業的陶冶をグラデュエイトコースに移す趨勢にあるから一般に四箇年のコースに於ける實習は極めて不満足のものが多い。かゝる實習方面の不満足なる事情が又職業的陶冶をグラデュエイトコースに移す様になつた有力な原因となつたのである。

### 第三項 教育大學程度の教員養成

#### 一、教育大學とその程度

教育大學程度とは教育大學に於て行はるゝ所の養成及び入學資格修業年限及び養成の内容等に於てこれと同等なる陶冶を受くる者の教養の程度であつて四箇年のコレツヂの上に少くも一箇年の職業的教育を受けることである。

現在の有力なる大學及びコレツヂは普通に教育科又は教育學部を有して居るがこれらの學部又は學科は更にグラデュエイトコースを授くるのが普通である。このグラデュエイトコースに於て養成せらるゝ事が今日及今日以後の中等教員資格の標準と見られて居る。かゝる養成の専門的機關が所謂教育大學である。従つて教育大學の内容を叙ぶれば大學の教育學部又は教育科に於けるグラデュエイトコースの模範を示すと同時に米國に於ける標準的中等教員養成の一般的理解を得る事と思ふ。

教育大學の中にはニューヨーク州立アルバニーノーマルコレッジ (New York State Normal College at Albany) の如く師範學校より發達して大學的地位に上つたものもあるが其の他は大學の一部分を成すものが普通である。この種の教育大學にも名稱が區々であつてコロンビア大學の一學部たるチーチャリスコレッジ、シカゴ大學の一學部たるスクールオブエデュケーション、ニューヨーク大學の一學部たるスクールオブエデュケーションである。今日最完備せるものはコロンビア大學のチーチャリスコレッジとシカゴ大學のスクールオブエデュケーションである。就中前者は教育研究並に教員養成機關として世界に比類なき設備と内容を具備して居ると稱せられて居る。そこで此處にはチーチャリスコレッジの簡単な沿革とその組織及び内容に就てやゝ詳しく叙述しようと思ふ。

## 二、コロンビア大學チーチャリスコレッジ

チーチャリスコレッジは千八百八十八年の建設にかゝるのであるが其設立は二つの計畫の合體したものである。即ち千八百八十四年に實業教育協會 (Industrial Education Association) が組織された。この協會は家庭に於ても學校に於てもその方の指導を受け

ない兒童に對し家事と手藝の初歩を與へんとするものであつた。然るに其會員中前コロンビア大學總長、バーナードその他コロンビア大學關係の會員があつた。この協会は直ちに適當なる教員の供給不足を感じた。一方にバーナード總長は夙にコロンビア大學に教育科を入れることを唱導し又千八百八十六年には大學の基礎に立つ教員養成學校としてチーチャリスコレッジを計畫しつゝあつた。この二方面の計畫が合體して千八百八十八年ニューヨーク教員養成學校 (New York Training College of Teachers) となつて出現した。後チーチャリスコレッジと改稱した。初め二箇年のコースがあつたのが三年となり更に四年のコレッジとなり遂に現在の如く全くグラデュエイトコースとなつた。チーチャリスコレッジは千八百九十年コロザビア大學と聯合して居たが後千九百九十八年以來遂に大學の一部となり千九百十五年以來コロンビア大學總長がチーチャリスコレッジの總長として行政上の長官となり其下に學長があつて實際の統轄に當つて居る。

チーチャリスコレッジの中には教育部 (School of Education) と技藝部 (School of Practical Arts) とがある。その各の教授團 (Faculty) はコロンビア大學の教授團として認められチーチャリスコレッジの學長の行政的管理の下に立つて居る。學長と各教授團の代表者

二名宛都合五名が大學評議員會にチーチャイスコレツヂを代表する。

右の如くチーチャイスコレツヂはコロンビヤ大學の行政的管下にあるけれども一つの別個の組織をなしコレツヂの執行委員會がコレツヂの維持に責任を有し獨立的な經營をなして居る。

尙チーチャイス、コレツヂにはホレイスマンスクール (Horace Mann School) スパイヤースクール (Speyer School) リンコンスクール (Lincoln School) 等幼稚園より小學校中學校を通じて總ての學年を含む附屬學校があり、學生の參觀及び實習の便宜を供して居る。

### 三、教育部の内容

チーチャイスコレツヂは教育部及び技藝部の二つの學部に分れて居ることは前述の通りであつてこれは創立の初よりこの二要素が發展し來つた結果である。然し教育大學としての本領は教育部にあるのであつて技藝部の方は技藝教育に關して最高の教育の機會を與ふるものではあるけれどもこれはコレツヂ程度のもので、グラデュエイトコースに於ては教育部の協働的助力を借りるのである。故に先づ教育部の内容を見よう。

教育部に於ては男女の高級なる學生(入學資格の項参照)に對し教育哲學、教育的心理學及び教育的社會學、教育管理の理論及び實際、監督及び教授法に就て教授を行ふ。その與科課程はコロンビヤ大學より教與さる、スマタリオブアーツ及びドクトルオブフィロソフヒの學位、チーチャイスコレツヂデイブロマと稱する各種の資格證を得ることに導く。それはコレツヂ及び大學の教授各階級の學校の監督者、校長、督學、師範學校及び教員養成學校に於ける學術部又は専門部の部長、中等學校及び初等學校に於ける教師等の資格證である。

入學の條件。承認されたるコレツヂ又はスクールの卒業生にしてバチエラーの學位を得たるものはマスターオブアーツ又はドクトルオブフィロソフヒの學位候補者として入學を許可される。

又承認されたる師範學校又は教員養成學校の卒業生にして其後少くも二年間教職に従事したるものは「分類されざる」學生 (Unclassified Students) として入學を許可され教育部技藝部及び大學(コロンビヤ)の如何なる學部に出ても宜い。もし彼等が其後承認されたるバチエラーの學位に相等する學科を修了した時には學部に願つてバチエラーオブサイエンスの學位を得る事が出来る、但しそれには實際に學力ある事と少くもチ

トチャリス、コレツヂに一箇年在學した事を要する。學位を得た後は他の學生と同様に上級學位に向つて進む事が出来る。

又學期の初めに於てバチエラーの學位を得るに若干單位の學習を缺く所のアンドーグラデュエイト(コレツヂ學生)は入學を許されグラデュエイトコースを修め得る。彼等はその缺陷を補つた後に上級の學位に進む。

以上の規定によつて見るに入學の條件は普通にはバチエラーの學位を有する事、その他は言はず正規學生としてでなく入學を許可されバチエラーの學位を得た後に初めて正規學生として學位及び資格證を得べきコースに入るのである。

#### 四、教育部に於ける教科目

教育部に於ける教科目は六つの粗に分れ各の組は又若干の科目に分れて居る。各科目の下に少くも三又は五、多きは二十以上の講義と演習とがある。教育部の講義及演習の全部を計算すれば三百以上に達する。教育に關する研究が如何に分科して居るかがこれによつても窺はれると思ふ。學生はこの中より自己の學習に必要なものを選択するのである。左に學科目の種類を列挙しよう。

#### 一、教育史及び教育の原理

教育史、教育哲學、教育的社會學

#### 二、教育心理學及び教育測定

教育的心理學、教育的統計、教育測定、教育實驗

#### 三、教育行政及び監督

教育行政、比較教育制度、教育監督、教育及學校衛生

#### 四、教授の理論及び實際

幼稚園、小學校、中等學校一般課程、生物學、英語、佛語、地理、獨逸語、歴史、ラテン語、數學、理化學

化學

#### 五、職業教育

宗教教育、村落教育、職業教育、小年團及び娛樂指導

#### 六、技藝教育

家事、美術、工藝、音樂、看護及健康、體育

以上の學科目は教育研究の全般に亘るもので教育學の專門的研究に従事する學者や各種の實際教育に従事する實際家を養成する全部の教科を網羅する。或る一科目内に於ける研究の分科せる状態を見る爲めに教育心理及教育測定の部門の中教育心

理學の科目に入る講義(千九百十七年より十八年)の例を示せば次の如くである。

Educational Psychology

- 1 Methods of Teaching in Special Classes
- 2 Observation, Experiment and Teaching in Connection with Special Classes
- 3 Supervision of Special Classes
- 4 Psychology of Childhood
- 5 Psychology of Adolescence
- 6 Psychology and Treatment of Exceptional Children
- 7 The Psychology of Thinking
- 8 The Experimental Psychology of Habit, Skill, Practice and Memory
- 9 Mental and Vocational Tests and Treatment of Results
- 10 Educational Psychology
- 11 Clinical Psychology
- 12 Psychology of the Elementary School Subject
- 13 Psychology of the Elementary School Subjects

- 14 Educational Psychology-Advanced Course
- 15 Seminar, Educational Psychology

五、學位及資格證

學位及び資格證はチーチャースコレッヂの教育部及び技藝部に於て學習したる學生に對して總てコロンビヤ大學より授與する。

マスターの學位を得んとするものは少くも一年間在學し三十ポイント(Point)に相當する學科に出席しなければなる(註曰一ポイントは此の場合毎週一時間の半學年の講義時間に相當する學習單位である。實習、實驗等の場合は二時間乃至二時間半を以て一ポイントとする)但し其一年間は必ずしも連続せる一年でなくともよい。四回の夏學期。二回の夏學期と一回の春學期(半學年)又は冬學期(半學年)は何れも一年に相當する。普通の一年は春學期と冬學期とである。故に學生の都合により一年に終る事もあり幾年も延長することもある。兎に角一學年間三十ポイントの學習を要する。其中十六ポイントに相當する少くも六つの科目(講義、演習、實驗等を含む)はチーチャースコレッヂに於て修められねばならぬ。又其十六ポイントの中三ポイントは實際的方面の學習に費さなければならぬ。十六ポイントの残り十四ポイントはチーチャイ

スコレッヂに於て學習してもよくコロンビヤ大學の他の學部で學習しても宜い。各學位候補者はこれらのコースを始める前にコレツヂコースに於て與へられる所の教育心理學、教育史、及び教育原理を既に學修したる事を要する。即ちコレツヂ程度の教育學を一通り學修して居なければならぬ。

一年間のグラデュエイトコースに於ては各候補者の課程は其専門に従つて指導教授から配列され教育部長の承認を経なければならぬ。

以上の學習の外に候補者は其専門學科に於て研究又は實習その他に就ての論文又は報告を提出しなければならぬ。かゝる論文又は報告の題目は豫め教育部長の承認を要する。又論文又は報告の代りに所定の學科に出席する事によつて代用し得る規定もある。これ等の條件を充したるものにはマスターの學位が授與される。

ドクトルオブイロソフイーの學位を得るには更に一箇年間の學習を要する。學位候補者たる爲めにはパチェラーの學位を有する事、チーチャースコレッヂ又は他の學校にて一箇年に相當するグラデュエイトコースを終りたる事、その間に教育心理學、教育史、教育哲學又は教育的社會學、初等教育又は中等教育又は教育行政の學科を修めたる事等を必要とする上に、上の四科目その他學生の研究能力に就て試験を行ひその合

格者を學位候補者とする。

候補者としての一年間に於ては三十ポイントの課業に出席し指導教授の下に研究に従事する。研究の結果は即ち學位論文として提出する。學位論文の外に最後の口述試験を受け以上總ての要求を満足したる者にドクトルオブイロソフイーの學位を授けられる。

學位の外に實際教育に従事する各部門に就て大學はチーチャースコレッヂ資格證(又は免許狀) Teachers' College Diplomaを出す。資格證には五十餘種もあつて小學校中等學校師範學校、コレツヂ大學に到るまでの各種の資格教育行政官としての資格等がある。中等教員に關しては各學科に就て資格證が出されて居る。各種の資格證には皆一人又は數人の指導教授がありそれを得るに必要な學科の學習と實習の指導に當つて居る。

資格證は一般に學位と異り學力のみによつて與へられるのでなく其人の職業的適能を證明するものである。故に學力の外に人格、經驗、技術的訓練等をも見るのである。これが爲めに候補者は學科課程に於て指導者の指導の下に充分職業的能力を得る様にしなければならぬ。特に實際方面に關係する講義と實習とに力を用ふる必要があ

る。一般に資格證を得るには承認さるゝ一つの學位を有し大學に一年間在學しチー  
 チャーイスコレヂに於て少くも六つのコース(十六ポイント以上たるべし)に出席する  
 ことを要する。學位を得た後と雖候補者が實際的仕事に能力を示す迄は之を與へな  
 い。

中等教員資格證に關しては學科方面(生物學、英語、佛語、獨語、地理、歴史、ラテン語、數學、理  
 化學)では教師としての經驗なき候補者は其課程の中に自己の擔當科目に於ける教授  
 法二コース、擔當以外の學科に關する一單位コース實地に關する演習二コース、參觀及  
 實地教授のコース一、都合六コースを修めなければならぬ。

美術、音樂、家事、工藝、體育看護等に於てはグラヂュエートコースを終へ資格證に關す  
 る條件を満たしたものに與へられる外にコレツヂコースを終へバチュラーの學位を得  
 る條件を充たし更に教育學と其學科の教授法を修め且實際教授の能力ありと認めら  
 れた場合にはグラヂュエートコースを修めないでも與へられる場合がある。

#### 六、實習教授

チーチャー、コレツヂに於ける養成の實習方面に就て一言すれば第一にコレツヂ内  
 に幼稚園より中等學校までの全學年を含む附屬學校がある。ホレリスマンスクール、

スパイヤースクール、リンコンスクールがそれである。これ等の學校はチーチャー  
 スコレツヂに於て行はるゝ實地方面の講義特に演習と連關して主として參觀と指導  
 の爲めに使用される。然し、實地教授その他の實際研究の爲めにはチーチャー、スコレ  
 ッヂとニューヨーク市及近郊の學校當局と連絡が取られ養成を受ける學生の種類、個  
 人的必要等によつて色々の實習の機會を供して居る。既に經驗を有する者で教育行  
 政等に興味を有するものは學校調査その他學校組織の能率の研究等の仕事に關係す  
 る便宜がある。又經驗の有無に拘らず一般のチーチャー、スコレツヂのグラヂュエ  
 ートコースを修むる學生は參觀及び教授の爲めにコレツヂから市及近傍の學校の校長  
 に紹介推薦されて實地業務に就くのである。普通に教授、學習監督、報告、實驗、評論等の  
 爲めに半日宛五週間位をこの方面に費す。かゝる實地作業は又通例教科目中の演習  
 の一部分を成して居るのである。

又特にニューヨーク市學校組織に於ける中等教員資格を満たす如きグラヂュエ  
 ート學生はニューヨーク市から報酬を受け一學期間、半日又は全日の實地の仕事に就く  
 便宜等もある。

#### 七、チーチャー、スコレツヂ技藝科



技藝家は美術、家事、工藝、音楽看護及健康體育等に關する學術と教育學とを授くる所である。その學科課程を修めた者には矢張りコロンビア大學よりパチエラ・オブ・サイエンス、マスター・オブ・サイエンスの學位を與へる。尙教育部と協同してマスター・オブ・アーツの學位に至るべきグラデュエイト・ウ・オ・クをも與へる。

右の如く技藝部にもグラデュエイト・コースはあるけれども技藝部の本體はコレヅデの程度であり入學資格も普通のコレヅデと同じく中學校卒業である。コロンビア大學の教育大學の内容を示すには教育部を紹介すれば大體その目的を達すると思ふからこの方の詳細は省略する。

#### 八、その他の教育大學

以上はコロンビア大學のチーチャリス、コレヅデの内容に就て大體を叙述したのであるがこの外教育大學として有名なのはシカゴ大學のスクール・オブ・エデュケーションである。これはグラデュエイト・デバートメント・カレッジ・オブ・エデュケーション並に附屬の中學校及小學校を總括するものである。然し教育大學の本領はグラデュエイト・デバートメントに在るので此處でコレヅデ卒業生に對して職業的養成を行ふのである。この部分がコロンビアのチーチャリス、コレヅデの教育部に相當するものである。

である。その他教育大學の内容は一々紹介する邊が無いが大體に於てコロンビアのチーチャリス、コレヅデが其範を垂れて居ると言ひ得るであらう。要するに教育大學程度の中等教員養成は教育大學なる大體教育科のグラデュエイト・コースなることを問はず、コレヅデ以上一箇年の職業的陶冶を行ふものであつて、其教科内容は學校の組織に完否によつて研究の分科に簡繁の相違があるけれども、教育原理、教育史、教育心理学、教授法、中等教育、教育管理、學校衛生、教育測定等の大綱に於ては大凡一致して居る。

#### 第四項 中等教員資格規定

米國に於て中等教員の免許規定を定むるものは他の教育規定と同じく各州當局である。従つて其の規定は各州區々である。加之各州は必ずしも中等教員の規定を有するとは限らない。千九百年までは中等教員に關して規定を有するものは僅に六州に過ぎず、千九百十年までには四十八州中二十州近くは規定を有しなかつた。此處には最近の統計を有しないけれども現在も全く規定のない州が尙ほ多數存在する様である。

又中等教員の免許に就て規定して居る州に於ても免許に要する資格が全然小學校教員免許の資格と同一なものもある。即小學校教員たるの資格あるものは同時に法

規上中等教員たる事も出来る州がある。又普通の小學校教員資格の上に少しく學力上の資格を要求するものや、小學校教員資格の最高のものを以て中等教員免許の資格とするものは多數ある。コレツヂを卒業し學位を得た者は大多數の州に於て中等教員たる資格がある。中等教員の望ましき資格に關する十七委員會の推薦は始めに述べたがこの外最近中等教員資格の標準を定めようとする努力が主として中等學校及コレツヂ當局と州教育當局の間に起り漸次資格の向上を見つゝある。例へばシカゴを中心とする米國北部及中部諸州の聯合たる「北中部コレツヂ及び中等學校組合」(The North Central Association of Colleges and Secondary Schools)では千九百十六年に學科及び職業的陶冶に關して下の要求をして居る。之によれば中等學校に於て一つ又はそれ以上の學術的科目(技藝的科目に對する)を教へんとする總ての教員は次の標準を滿さなければならぬ。

- 一、學術的科目の教師の最小限の學歷は北中部コレツヂ及中等學校組合に屬するコレツヂ卒業と同等たるべきである。即四ヶ年の標準的中學校を了へ更に四ヶ年間(即百二十「半學年時間」(Semester hours)コレツヂの課程を修むる事を要する。
- 二、學術的科目の教師の最小限の職業的陶冶は少くとも十一「半學年時間」教育を攻究

したることである。その中には教へんとする、學科の研究とその教授法とを含むべきである。

註「半學年時間」は前に註したポイント同じく毎週一時間、學半年間の攻究を「半學年時間」と言ふ

(尚以上の要求の全部を充さなくとも上と同等の教養ありと認められた場合に資格を認めらるゝ規定がある)

以上の如き要求即少くもコレツヂ卒業の學位と或程度の教員としての職業的陶冶を要求することは今日アメリカに於ける普通の中等教員としての最小限の資格と見てよい。但し法規上には未だかゝる要求を規定しない州が多數存在することは前述の如くである。州の法規上中等教員免許資格に就て全米國の模範となり同時に最高資格を要求して居るのはカリフォルニア州である。今日數の上より言へば上に述べたる如くコレツヂ卒業と或程度の職業的陶冶とが普通の資格であつて米國中等教員の水準を示すものと見る事が出来るが將來の典型たるべき資格を求むれば加州に於て規定する程度の資格が正しくそれである。次に掲げるのは加州中等教員免許資格である。この規定は千九百十五年の改正で加州では既に千九百七年の十七委員會の

推薦以前より略これと同様の規定が存在した。

加州中等教員免許規定

- 一、バチエラーの學位の要求。各候補者は中學とコレッジとにて八年の教育を要する所の標準的コレッジよりバチエラーの學位を得て居る事
- 二、一箇年のグラデュエートスタディーの要求。各候補者はバチエラーの學位に要する學科的及職業的陶冶の上に更に少くも一年のグラデュエートスタディーを了へて居る事の證明を與へなければならぬ。その一年は規定によつて承認されたグラデュエートスクールに於て正規の課程全部を修了しなければならぬ。但し學位候補者たる事を必要としない。この課程は候補者が免許状を受けんとする科目の一つに就て少くも一年の高級なる研究を含むべきものである。
- 三、教育に於ける十五單位の要求

註、單位はユニット単位である。この場合ユニットは前述のポイント又は「半學年時間」に同じ

各候補者はアンダーグラデュエート(コレッジ學生)又はグラデュエート(コレッジ卒業後の大學學生)として又はその二つに亘つて少くも教育科に於ける十五單位の攻究を修了した事の證明を與へなければならぬ。(下略)

教育に關する課程に就ての要求。

教育科に於ける十五單位の要求は次の課程を含むべきである

- イ、學校及び學級管理又はこれと同等のもの、少くも一單位
- ロ、實地教授及評論、少くも四單位
- ハ、免許状を受くべき學科の教師科(即教授法)少くも少單位
- ニ、中等教育特に中等學校教育の目的と獲得し得べき標的、少くも二單位
- ホ、以上の外教育の理論、職能及び行政に關する諸科目にてイロハニ迄の單位と合して十五單位を充すことを要する。

實地教授(ロ参照)。實地教授の仕事はグラデュエートウォークを行ふ學校の教育科の一般的監督の下に行はるべきである。而して小學校、中間學校、又は中等學校に於て爲すことが出来る。但しなるべく候補者が將來教へんとする種類の中等學校に於てその方面の仕事に堪能なる教職者の指揮の下に於てするが宜い。實習教授は又何れかの加州州立師範學校の實修學校と連絡して行ふことも出来る。

教師科(ハ参照)。教師科は眞實に教師科でなければならぬ。而して出来るだけ具體的で實際的であり此の州の中學校の學科に於て聰明なる教授を與へ得る様に教

師を準備する事を目的としなければならぬ。

以上の要求の全部を充たす候補者に對して加州の法令に基き郡及び市及び郡教育當局から中學校免許狀 (High School Certificate) なるものを下附することになつて居る。

加州の要求する中等教員資格は上述の如く全米國中最高き標準を有するものである。即コレツヂ四年の上に更に一年の大學課程を修め専攻學科に於ける學殖を深むると共に職業的陶冶として教育に關する學理と特に實際的訓練に重きを置いて養成を受ける。この程度の教養が前述の教育大學に於ける教養と同じ程度にあるのである。而してこれが米國に於ける模範的又は今後に於ける典型的養成である。加州以外の州も漸次この標準に向つて資格の向上を期して居る。

最後に現在に於ける中等教員の學歷上の資格の實情を見るに標準的中學校即四ヶ年の課程を有し少くも十五單位(この場合一單位は一週約五時間一年間の仕事を指す)を修め卒業生はコレツヂに無條件にて入學し得る中學校 (Accredited High School) に於ける千九百二十一年の教員の統計によれば次の割合になつて居る。

コレツヂ卒業者	七〇、八	パーセント
師範學校卒業者	一八、二	パーセント

其他の者

一一、〇

パーセント

この數字は米國全體の標準的中學校教員に就てとあつてその内容は州によつて大なる差違がある。例へばワイオミング州の如きはコレツヂ卒業者九十パーセント以上に達し之に反してヴァージニア州の如きはコレツヂ卒業者は僅に五十四パーセントに過ぎない。斯様に州によつて相違があるけれども米國に於ける普通の中學校教員の七割はコレツヂ卒業程度の學歷を有することが上の數字に依つて示されて居る。標準以下の中學校に於ける割合は勿論標準的中學校に於けるよりも幾分悪くなつて居るけれどもこれは吾人の調査の目的に必要なでないと思ふ。

## 第九章 佛蘭西に於ける中等教員養成

### 第一節 發 達

フランスに於ける中等教員養成の歴史は世界に於ける最古きもの、一つである。この國に於ける中等教員の主なる養成機關は大學一般及び高等師範學校である。特に後者は各國に於ける師範學校の源をなしたもので特にパリの高等師範學校 (E.N.S.)